

ナヤール母系大家族制の崩壊について

中 根 千 枝

目 次

序 文

第一章 ナヤールの土地「ケララ」

I 複合社會の形成とカーストの成立

II ナヤールを中心とした社會層の複雑化

III 村落及び社會集團の分布

第二章 ケララの土地制度と政治組織

—— ナヤールの經濟的、政治的地位 ——

第三章 ナヤール母系大家族

—— タロワド Tarwad ——

I タロワドの構成員及びその人間關係

II タロワドの實態

III タロワドの分布

第四章 ナヤール母系大家族制崩壊の歴史

I 北マラバールを中心とした考察

II トラヴァンコールの場合

III タロワド財産の個人單位による分割の規定

第五章 社會人類學的實態調査によるタロワド解體の

過程

結 論

—— タロワドの解體及びその現状とその意義 ——

註

主な参考文献

以上

ナヤール母系大家族制の崩壊について

序 文

この論文は一九五五年——五六六年に、スエーデン・ワグネル財團のスカラシップによつて、筆者が親しく實態調査をしたインドにおける三つの母系制社會の研究の(1)一つである。従つてこの研究はナヤール Nayar 社會に深く掘りこんだ研究というよりも、アッサムのガロ族、カッサ族の母系制社會との比較の爲の研究であつたので、獨立の論文としては筆者として大いに研究不足であることを痛感する。しかし調査を試みた結果、これ程の大きな問題が、未だ殆ど學問的に研究されておらず、ナヤール社會の分析は母系制の研究の對象としてのみならず、近代から現代へかけてのインドの社會の大きな變化を理解する一つの重要な鍵を持つていることを痛感し、研究不充分であることを知りながらも、母系大家族制の崩壊という所に問題の焦點をしぼり、一つの試みとして提出することにしたのである。

ナヤール母系制の研究は筆者にとつて非常に困難なものであつた。その研究の八十パーセントを社會人類學的實態調査による資料を驅使出来るアッサム等の未開民族の社會と異り、現在の社會構造そのものが千五百年以上の長い歴史の累積であり、一つの社會が同じ文化をもつ一つの民族によつて形成されていくのではなく、相前後して移住して來た異なる社會の人々が、複雑な交錯の仕方によつて、複合社會を形成し、更にその人口の大多數を占めるヒンドウ教徒には縦にカースト的序列が出來ている。そうした社會的歴史的諸條件の許にあつて、他のインド社會と異なる獨特な土地制度を持ち、政治的には各地に割居した豪族が複雑な政治組織を形成し、英國支配迄は群雄割據の状態であつた。資料となる記録は山の様であり、こうした特殊な社會の研究に特別の勉強をしていなかつた筆者はまるで暗中摸索と

いつた状態で、一九五六年三月から六月迄、南國の熱い太陽に汗を流しながら、實態調査をつづけ、幾夜も絶望的な氣持で南十字星を仰いだものだつた。とにかく實態調査によつて、或程度の確信をえた筆者は、その期間中に集めた記録、更に後に英國で見出した文獻などを整理して行く中に、どうやらここ迄こぎつけたという感じである。

参考文献としてあげれば、一冊のノートにもなる程のさまざまな資料があるが、その中ナヤールに關する多くの文獻は社會學的、民族學的な知識、トレーニングを缺いている爲、生のままで使えないものが多く、又歴史的にはこの地方の歴史、即ちケララ Kerala 史の研究はインド史の中でも最も研究されていないものであり、特に古代、中世の歴史に關する文獻は貧弱である。一方ここ百年間の法廷記録は多く、ナヤール自身からも多くの法律家を出し、法律そのものの研究、業績は見事なものであるが、そうした法が、その現實の社會、歴史の上でどの様に作用し、どうした位置にあるかというダイナミックな見方はついぞされたことはなかつた。

こうした現状にあるナヤール母系制を研究するに當つて、筆者は未開社會の研究と同じ様に人類學的調査によつてのみ問題を分析研究しないで、その歴史、法の研究をも合せ行い、ダイナミックな研究として、社會人類學的な調査を生してみたいという野心を持つたのである。その結果、餘り大風呂敷をひろげたので、あちらこちらに穴があいてしまつた様であるが、この論文をよまれたらすぐわかることと思うが、どうしてもナヤール母系制を位置づける爲に、大風呂敷を擴げて背景を設定しなければならなかつたのである。

本論文はその順序として、第一章においてナヤールの土地、ケララを紹介し、その複合社會を明らかにし、カーストの問題を中心として、ケララにおけるナヤールの社會的位置を明確にする。第二章では、ケララの土地制度をのべ、ナヤールの經濟的な地位、及びそれに立脚した歴史的な支配階級、武士階級としてのナヤールの實態を考察する。第

三章に到つて、所謂ナヤール母系大家族（タロワド）とは傳統的にいかなるものであつたかを、文献及び實態調査の結果によつて復元する。第三章迄は現在のナヤールに關するよりも、ナヤールの傳統的なケララにおける位置を明らかにする爲に、主としてケララが英國統治時代に入る以前の狀態を中心にした。

第四章及び第五章が本論文の中心であり、最も重要な部分で、第三章迄はその理解の爲の準備である。第四章では文献、主として法廷の記録を中心に母系大家族崩壞の過程を復元したもので、第五章は實態調査による、同様の研究で、筆者が最も力をいれた所である。法の變化を中心とした前章の考察を、タロワド協同體における個人、個人の行動をとおして、又、個人と個人の人間關係に探クメスを入れることによつて、タロワドを生きた實態として、その流動において把握し、一つのタロワドの崩壞の過程を克明に遂求することによつて、前章で述べた崩壞の過程に社會的、道德的、心理的なアスペクトを加え、その理解を更に深める。最後に、簡単な結論を加えると共に、タロワドの崩壞を終つたナヤール社會の現状と、このナヤール母系大家族崩壞という、ケララ社會における大事件が全ケララの現代の社會にどの様に影響しているかを簡単にのべてこの論文を終りたいと思う。

筆者が調査した一九五六年は、タロワドの崩壞と、新しいナヤールの家族誕生迄の過程をとらえるのに理想的な、又最後の時であつた。略全ケララを調査旅行した私は、かつてのタロワドが、殆どその機能を失つてゐるのを數多く見たが、カリカットの有名な貴族のタロワドは分裂一步前という危機に瀕し、それでも二百人以上もの母系一族が住んでいて、分裂直前のタロワドの混亂をまざまざと見ることが出來た。又北マラバールの土豪のタロワドは、丁度一ヶ月前に分割を終つたばかりで、その家長（カラナヴァン）からタロワド解體の生々しい印象をきくことも出來た。現在では全ケララにおいて、ナヤール母系大家族は殆ど分割を終り、母系大家族として残つてゐるのは、トラヴァンコ

ールやコーチンの王族と、その他ほんの少數のものになつてしまつてゐる。

母系大家族制の崩壊という大困難な問題と真正面に對決し、苦惱した人々は、ナヤールの中でも、現在大體四十以上の年令の人々で、そうした人々は古いタロワドに生れ、妻訪婚の時代を過し、タロワド内の不和、紛争に心身をすりへらし、一方、妻子への愛情に目覺め、遂にタロワドから訣別し、妻子と共に新家庭を營んだものの、尙、別れた妹姉はじめ、自分のタロワドの人々に強い愛着を感じてゐる人々である。従つて今活躍ざかりのナヤール達で、彼ら一人、一人のライフ・ストーリーそのものが、ナヤールの有史以來の大事件を物語つており、筆者は調査者としてその意味で非常に恵れ、こうした轉換期にたつ人々から澤山の資料を集めることが出来たのである。

調査期間、一九五六年三月から六月迄の三ヶ月は大體次の様に使われた。はじめの一ヶ月半と最後の半月はトラヴァンコールの首府、トリヴァンドラム Trivandrum でナヤールの法律家、政治家、學者達に會つて出来るだけナヤール母系家族及びその崩壊を始め、土地制度、歴史等の問題についての情報を集めた。それと同時に、文獻を集め、圖書館に通ひ、資料を蒐集した。トリヴァンドラムを選んだのは、その地はケララにおいて、ナヤールの識者が最も多く、又圖書館などが完備してゐたからである。前にも述べた様に、ナヤールに關する文獻は多いが、信頼しうるものは非常に少く資料の吟味に當つては相當な注意を拂う必要があり、文獻と生の情報の相違のギャップを埋める爲にも、あらゆるナヤールの職者達の意見を出來るだけ集め、慎重な研究方法をとつた。従つてこの論文の各章の叙述は、一つ一つ吟味、批判の例をあげないが、そうした筆者の資料の吟味綜合の結果である。従つて從來のナヤール研究のいづれにも見られないユニークな新しい見方が各所にある。特に一つの問題を、歴史、經濟、政治、法律、實態調査などを綜合して、多角的にとらえるといふことによつて、より正確な妥當な判斷を下したつもりである。

この様な総合研究を前提として、エルナクラム Ernaklam の一つの典型的なヤール・タロワドを選び、集中的な實態調査を行った。そしてその實態調査に際して、地域的な偏見を是正する爲にヤールの分布する全ケララを研究旅行し、比較研究をも行つた。このエルナクラムの調査及び旅行に残りの約一ヶ月半を費したのである。

筆者の豫定としては、もう一ヶ月、北マラバールのタロワド及び村落構成の實態調査をする豫定であつたが、四十度を越える暑さに二度も日射病にかかつたり、きびしい茶食生活(ヤールは全部そうなので)にすっかり體を消耗してしまい、フラフラになつてしまつたので残念乍ら調査を打切つたのである。

しかし、ヤールの人々は、全く親切に筆者の調査に協力して下さり、短日月に想像以上の豊富な資料を集めることが出来、各タロワドで心からなる歡待を受け、茶食生活と強い日光を除いては、筆者は三ヶ月のケララの調査を限りなく楽しく思い出す。ここに調査に協力して下さいなつかしいヤールの人々に心からの感謝を捧げたいと思う。

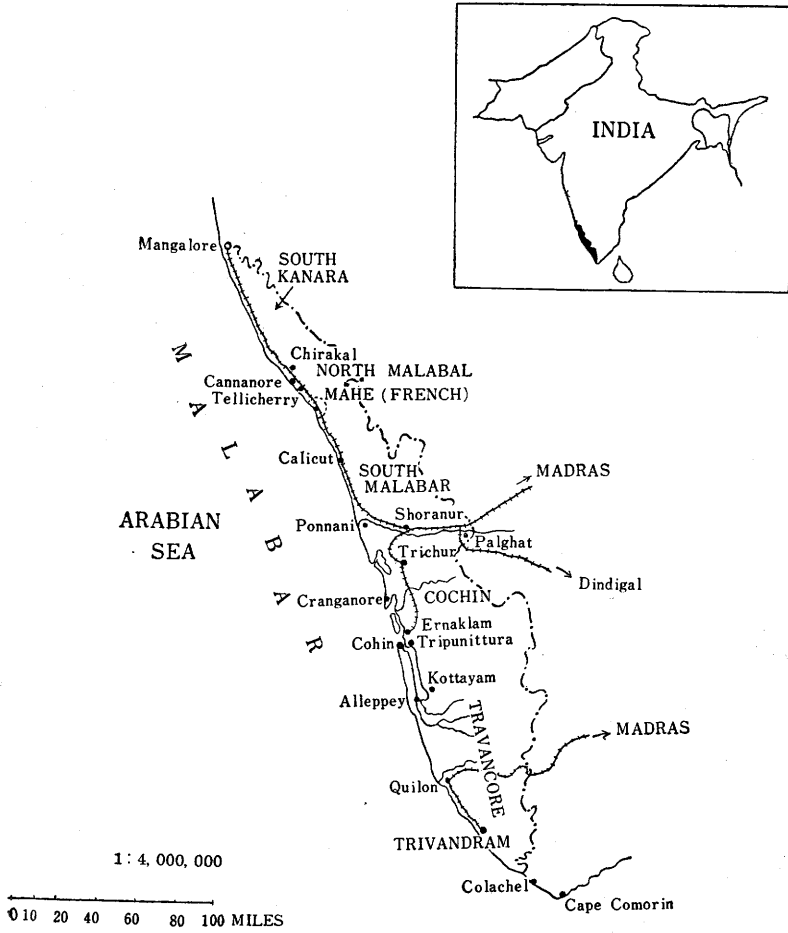
終りにこの調査費を出して頂いたスエーデンのワグネル財團に深謝すると共に、この論文をその報告の一部として提出する。

第一章 ナヤールの土地「ケララ」

I 複合社会の形成とカーストの成立

ナヤールの土地、ケララ Kerala は、南インドの西海岸、東を Western Ghats の山脈によつて他のインドから切り離され、大體、北緯十二度の Chirakal 中心とした北マラバルを北限として、インド最南端の Cape Comorin に至る、南北に長くのびた土地である。この土地はヒンドウ教の神活に基いて、ヴィシヌ神の化身 Parasu Raman によつて創造された、という傳説を持ち、古くから「ケララ」と呼ばれている。一九五六年十月のインドの州再編成によつて、ケララ州となつた地方が大體それに相當する。それ以前は、南部は Cochin-Travancore State、北部は Madras State の一部の Malabar 地區として、各々異なる行政地區に分れていた。この以前の行政区分は大體その土地の中世以來のマハラージャ(王)の領土に従つたもので、コーチン、及びトラヴァンコールは各々のマハラージャの許にあつて、ユニークな政治、社会を形成し、マラバルでは、南はカリカット Calicut の豪族ゾモリン Zomorin を中心としており、北は澤山の土豪によつて分割支配をされて來たので、ケララにおいて、これらの地區は夫々特色を持つてゐる。本論文においては、この歴史的、社会的、政治的背景に基いて、北マラバル、南マラバル、コーチン、トラヴァンコールの呼稱を屢々用いる(第一圖を参照されたい)。

ケララは南北にのびた、ココ椰子の茂る美しい海岸と、肥沃な水田地帯を形成し、全インドにおいてもベンガルと



第一圖 ケララ KERALA 州(1956年10月1日州再編成の結果による)

註 鐵道は MADRAS 經由で北インドに連絡する。
 TAIIVANDRAM—ERNAKULAM はバス、飛行機の便がある。
 その他バス網は全ケララを縦横に連絡している。

並んで豊かで、人口密度が高く、文化水準は非常に高い。ケララは地理的に他の印度から區別されるばかりでなく、ドラヴィダ系言語の一つであるマラヤラム Malayalam を話し、マラヤラムを話す人々としても、言語的にも區別される。マラヤリーとはケララに住む人々の全部をさす名稱である。ナヤールはこのケララ全土に分布するカーストの一つで、マラヤリー社會の上層を占め、ケララ・ヒンドウ教徒の約三分の一の人口を占め、マラヤリー文化の中心的役割を演じて來た。即ち、ブラーマンに次ぐ上層カーストで、古くからケララの支配階級、武士階級であり、その經濟は大土地經營に立脚し、ケララ農耕社會の心臟部を形成して來た。その社會組織は全インドのヒンドウ・カーストが父系制であるのに對して、例外的な母系大家族制である。このナヤールは多くの著名な人々を輩出しているが、中でもインド國連代表、クリシュナ・メノンやその著作で我國によく知られているパニツカー、⁽²⁾初代在日インド大使チエトウールを始め、現インド政府の高級官吏、外交官の多くの人々が出てゐるのは注目すべきことである。

ケララはその土地自體が豊沃であることに他に、アラビア海に面したカリカット、コーチンなどの港は、古代、中世においては、インド最大の門戸として、東西貿易の要衝であつた。古くから地中海沿岸諸國、アラビア、イラン、シナなどの貿易船の寄航するものが多く、その爲中でもカリカットのゾモリン(ナヤール土豪)は九世紀以來、特に十、五世紀をその頂點として、ポルトガルの侵攻に到る間、ケララ史の中心的な華やかな役割を演じ、中世のカリカットは、ベニス、ゼノアに次ぐ繁榮を極めた。この地方を訪れた者の中には、中世の大旅行家も澤山ゐる。元朝からの歸途、一二九三年にマルコ・ポーロが立寄り、イブン・バトウタもマラバールを訪れ(一三四二—四七)、その習慣について興味ある記事を残している。又希望峰を發見したヴァスコダガマの艦隊も一四九八年、始めてカリカットに到着し、ポルトガルの東洋への侵攻の先驅をなし、その後、再びこの地にやつて來て、數多くの問題をまき起し、彼

は一五二四年遂にコーチンで亡くなつたのである。

この様にケララはインドにおける最もインターナショナルな土地で、マラヤリー社會の構成は、古代から現在に至る東西交渉の歴史を反映し、さまざまな宗教を奉ずる、いろいろな民族が雜居している。この土地の農耕民を代表するブラーマン、ナヤールを上層カーストとする老大なヒンドウ教徒の他に、他のインドにはない、珍らしい移住の歴史を持つ相當數の外來者達がいる。例えばキリスト教徒、マホメット教徒、ユダヤ教徒などがそれで、このケララのヒンドウ教徒の間にあつて、島の様に夫々のコミュニティを形成しているのである。この様な複雑な外來の異質的な人々の社會を包含するケララのマラヤリー社會の形成は略九世紀の頃に出來上つたものと思われるが、不幸にして、ケララの古代史はインド史においても最も未開拓の分野であり、夫々の社會の形成を明確に説明する段階には未だ到つていないのである。又この論文はナヤール母系大家族制の崩壊という、どちらかといえば社會人類學的考察を主體とするもので、ケララ史はその背景として必要な分量にとどめなければならぬので、ここでは未開拓の歴史研究の現状から知りうる事實に基いて簡単にケララにおける諸社會の形成にふれることにとどめたいと思う。その順序として、傳説は一應除外し、外來者の移住の時代を出來るだけ明らかにし、然る後、ヒンドウ教徒に及び、ケララのカーストの成立、マラヤリー社會の構成をのべる。

外來者の中で、ケララに最も早く移住したと思われるのはコーチンにシナゴグ(ユダヤ教徒の會堂)を持ち、その周邊に居住するユダヤ教徒である(最近イスラエル建國によつて、その多くが歸國した)。現住のユダヤ教徒は「白いユダヤ人」「黒いユダヤ人」の區別した異なる社會を持ち、前者は皮膚の色が白く、十三世紀から十六世紀にかけて移住したスペイン、ポルトガル系のユダヤ人であるが、後者は相當古くこの地に移住して、土着民と混血したユダヤ人の子孫

と思われ、皮膚の色も他のマラヤリーと同じ様に黒い。彼らの傳説によると、紀元前六世紀、ペルシヤのキルス王の服役 (Serivude) から逃れて、この他に移住したといふ、又もう一つの傳説によると、ローマ人によつてエルサレムの寺院が破壊された紀元七〇年前後に、大多數の者がこの地に亡命し、植民したという。又この地から出た青銅の版の研究によると、四世紀の中葉、ユダヤ人達がマラバールの王によつて、ある町に居住の權利を與えられたことなどが知られている。⁽⁴⁾ この様なことからして、彼らの移住は相當古いものと思われる。ユダヤ人に關する證書としては紀元前八世紀の初のもの (The Jews' Deed No. 1)⁽⁵⁾ があり、これはケララにおける最古の證書であることからしても、現ケララの複合社會を構成する人々の中でも、相當早い移住者であつたと思われる。

次はクリスチャンである。この地にはいろいろのクリスト教徒の種類があるが、その大多數を占めるのは、シリヤン Syrian クリスチャンと稱せられるグループで、彼らはインドにおける他のクリスト教徒、即ちポルトガル時代以後、宣教師の渡來による東洋各地に出來た様なクリスト教徒とは、はつきり自分達を區別している。彼らの傳説によると、クリストの十二使徒の一人、聖トーマスがこの地に来て、それによつてクリスチャンになつたといひ、自分達は世界で最も古いクリスト教徒であるという誇を持つてゐる。しかしこの傳説の信實性はどうかと思われるが、それ程ではなくとも、相當早くからこの地にクリスト教が傳えられたのは確かである。それはトラヴァンコールの國勢調査一九四一年によると、紀元三四五年にカナのトーマス (Thomas of Cana, Knaya Thoma) という富裕なアルメニヤの商人の移住と共にシリヤの植民がこの地になされたたとある。このアルメニヤ人はその移住に當つて、バクダット、エルサレム、ニネベなどのクリスト教徒や、バビロンやセレウキヤの司教や僧侶數人を伴ひ、彼等によつてマラバールにシリヤ教會が設立された。その後、他の資料によつても、紀元六世紀にはペルシヤの司教がこの地にいた事實も知

られてゐる。この様にケララにおいては、古くから中近東系の宣教が活潑に行われ、その結果、特に下層のヒンドウ教徒から多くの改宗者を出したものと思われる。現在、近世に入つてから新しいカソリック又はプロテスタントの宣教によつて改宗したクリスチャン達は「コンバート」(改宗者)と呼ばれ、カースト的なはつきりした線でシリヤ教徒から區別されてゐる。

ケララに到着した最初のマホメット教徒は紀元七一二年のものであると云われる。これは大體シンド、スペインへのマホメット教徒の進出と時を同じくするもので、他のインドの所謂ムガル帝國によつて出来たマホメット教徒とは性質を異にしている。この最初の移住の記録について、九世紀にもマホメット教徒の記録が見えるが、特に多数のマホメット教徒がこの地に來、活躍したと思われるのは、シナ人が東西貿易から勢力を失ひ、ポルトガルが侵攻して來る迄の、マホメット教徒が東西貿易を獨占していた時代、即ち十五世紀後半の時代である。この時代にはマラバールの貿易を一手に擔つたマホメット商人の多くがゾモリンの被護の許にカリカットを中心としてマラバールに居住した。特に一四八九年—九〇年にかけては、富裕なマホメット商人はゾモリンにとり入り、立派なモスクを建立した程である。⁽⁷⁾この事實によつても、その頃には既に多数のアラビア系のマホメット教徒はゾモリンによつて居住權を與へられ、ここに植民したものであると思われる。彼らの多くは土地の女と結婚し、この地に永住したのであつて、彼らはマラバールでは、モフラ *Malplahs* と呼ばれ、殆どが大商人で納税の義務を免除される程の特權を持つてゐる。彼らはカリカットのみならず、廣くマラバール海岸に分布し、特に北マラバールでは母系制をとつてゐる珍しいマホメット教徒である。その植民の際に土着の女と結婚し、土着の社會組織をとり入れ、特殊なコミュニティを形成したことは非常に興味あることである。現在でも多く見られるが、彼らの殆どは富んだ商人で、アラビア系の骨格はその子孫であ

現在のモフラにも明かに伺われ、土着のドラヴィダ系ヒンドウ教徒に比して、骨格のとのつた美しい顔立ちをしている。これら外來のマホメット教徒は、キリスト教徒同様、その影響を及ぼし、更に十八世紀にはこの地方に他のインドからマホメット教徒が侵入し、ケララの下層ヒンドウ教徒の中にはマホメット教に改宗した者も相當ある。彼らの多くはヒンドウ下層カースト同様、農耕労働に従事している者が多い。

以上がケララにおける代表的な、そしてユニークな移住の歴史を持ち、それぞれ相當數を持つ外來者によるコミュニティであるが、この他、ケララに近接している諸地方からの少數ではあるが、常に持續的な移住の波があり、その代表的なものはタミール・ブラーマン（東海岸からの移住）などであるが、これらについては省略する。

さて、このケララの文化、歴史、政治、宗教の擔手であるヒンドウ教徒、特に上層カーストのブラーマン、ナヤール社會の形成について詳しく述べよう。この論文の主要テーマを提供するナヤールについては、どこから、どの様にして、何時頃この地に土着する様になつたかは現在の段階では未知のヴェールに包まれているが、ナヤールはケララに於いて、最も早くから居住していた人々であることは、ケララの社會構造と、未開拓ではあるが現在知り得る資料で推察出来るのである。

ナヤールの土着の事實に關して、Mr. Ellis は碑文の研究により、紀元三八九年頃、マラバールはいくつかの首領達 (Uthava) に分割されていたことを考察した⁽⁸⁾。それによつて既にマラバールに於いて、ナヤールが支配階級として傳統的な社會構成、政治組織を確立していたものと思われ、Logan は、他にもナヤールが相當早くから、即ちケララの曙時代に既に支配階級を形成していたという事實を支持する強い傳統があることを更につけ加へている⁽⁹⁾。しかし明らかな歴史史料の中にナヤールのことが出てくるのは七世紀以後である。七世紀前後からは南インドにおいて、パ

ラン朝 Pallavas of Kanchi (Conjeevaram) が勢力を持つてくることによつて、南インドの歴史は非常に明るくなり、その周辺の事實として、マラバールについても、何らかの補助的な事實がわかつてくるのであるが、それによつても、その時代以前から既にナヤールがケララに居住していたことが明らかなのである。

ナヤールを述べたついでに、ここで一寸加えておきたいのは、ナヤールの次のカーストのティヤール Tiyar (Izhava) である。このカーストはナヤールに非常によく似た母系制をとつてゐる。彼らは又の名を島國人 Islander と呼ばれ、實際にセーロン島から、その昔、ココ椰子(南の木)をこの地に持つて移住したと云われ、事實ココ椰子の生産に主としてたゞざわるカーストである。Logan によると、紀元一世紀以前には、この地方からココ椰子の生産物を輸出した何らの記録がないので、彼らの移住はそれ以後、六世紀の半以前に行われたものと見てゐる。

さて、このケララを見事にヒンドウ化した重要な社會的、宗教的役割を持つナムブドリ・ブラーマン Nambudiri Brahman の移住は何時頃のことであろうか。ケララについての最古のサンسكريット文獻 Kerala Mahatmyam と、マラヤリーの文獻 Kerala-pariti は Parasu Raman のケララの創造に關する神話に基き、この地におけるブラーマンの古さと正統性を詳細に述べてゐるが、これらは我國の古事記に相當する文獻で、後からこの地に移住したブラーマンが、ブラーマニクくないデオロギーの確立と、その優越性を土着民に知らせる爲の道具として特にヒンドウ教の神話に基いて傳説の部分は作られたものに他ならない。従つて移住が何時頃行われたかという歴史的事實の解明には餘り役立たないのである。むしろその後において、どの様に新參者ブラーマンが自己の地位を築いたかを知る參考史料である。

Logan はナムブドリ・ブラーマンは、Perumals 王朝の崩壞期に北方より來り、この地に勢力を持ち出したのは、

八世紀の初から七七四年の間であろうとしてゐる。⁽¹⁰⁾それは玄奘が南インドを六二五年—四五年の間に訪れているが(ケララには來なかつたが)、この時代に彼は南インドにブラーマンが居たということを記していない。従つて、アリアン系を代表するブラーマンの南インド(ケララを含めて)への到着はそれ以後と思われるのである。又、前にも一寸述べた八世紀の初と思われる *Jews' Deed No. 1* にはブラーマンに關する記載がなく、*Jews' Deed No. 2* (七七四年)にはじめてブラーマンについての記事が見えるのである。この様な資料から *Logan* の説——八世紀の初から七七四年迄の間にブラーマンは移住し、社會的勢力を確保した——が出てくるのである。

とにかく、ナムブドリ・ブラーマンの移住はケララ史上、最大の事件であり、九世紀以降、現在に至るマラヤリ社會の、宗教、社會、文化構造を決定したものであつた。今でもこれらブラーマン到着の時代の物語はケララの人々、特にナヤールによつて語り傳えられており、*Kerala Mahatmyan* や *Keralolpatti*——特に傳説時代から歴史時代への過渡期の記述を中心として——をはじめ、斷片的なマラヤリーの碑文などからも、當時の様相がよく伺われるのである。こうしたさまざまな資料、人々の語り傳える所によれば、大體次の如くである。

ケララはブラーマン移住の頃には、既に全土にわたつて、ナヤールが上層階級、支配階級を形成しており、土地は殆どこれらナヤールに屬していた。このドラヴィダの地にナムブドリ・ブラーマン達は勿論、新參者として非常な弱みを持ち、最初、移住には相當手まどつた様子で、一度は新しい土地ケララへの移住を思いとどまつた程であつた。しかし強いヒンドウ教の理念に基いて、宣教による情熱と野心にもえて遂に新しい土地に入つて來たのだつた。僧侶である彼らは素手で、ドラヴィダ系の土着民には何のこともわからない聖なるマントラを唱えながら徐々に入つて來た。ケララの人々は、何となく未知の聖なる美しいサンスクリットのマントラに耳をかたむけると共に、そのきわ

立つたアーリアンの整つた顔立ちと、皮膚の白さに憧れを見出す様になつた。ブラーマン達は特にナヤールの土豪にとり入つて、バラモンの神聖を説き、人間社會における僧侶の重要性を自分達の行動と辯説によつて知らせることに最善をつくし、遂に土豪達の魂を握ることに成功した。彼らは自分達の優越を社會的に確立する爲に、彼ら以下の人々の間に社會的な序列をつけるといふ効果をねらつた。彼らはこうしたナヤールの土豪達に一般民衆よりも單に經濟的、政治的にすぐれているのみでなく、宗教的な理念に基いた身分の優越性を認識させ、その誇を持たせることに努力した。そしてこの後者に序列において僧侶を最高のものとするカーストの形成に成功したのである。ナヤール土豪達はこの様に新しく作られたカーストの第二番目に自分達を位置付けることによつて、ナヤール以下のカーストに對する優越意識を持つと共に一方、自分達では逆立してもなれない、深遠なる知識階級、最高カースト・ブラーマンの教を仰ぎ、少しでも自分達を彼らに近付けることを生のモットーとし、ここにヒンドウ化の志向はケララ全土に力強く成長して行つたのである。アーリアン系のブラーマンは云う迄もなく父系制であつた。利口な彼らは土着のナヤールの母系制を自分達の爲に利用することを忘れなかつた。そして又彼らにつぐナヤール・カースト、土豪達が母系制であるということを、彼らブラーマンカーストとの間に、はつきりした線を引くメルクマールとしたのだつた。

彼らブラーマンによつて、ケララの土着民は四つのヴァルナ(カースト)が北部インドにあることを知る様になり、支配階級であり、武士階級であつた土着のナヤールは、その社會的、職業的機能が所謂「ラジプターナ」⁽¹¹⁾の如きアーリヤン・クシャトリアに比敵するものであることを知り、自分達はアーリアン・クシャトリアのラジプターナと同じく、クシャトリア・カーストという稱號を案出したのだつた。ブラーマン達はその事實に何ら反對しなかつたが、彼らの間では常にシュードラ Sudra とナヤールを呼び、ナヤールはブラーマンの家、イラム(Milam)⁽¹²⁾の敷居をまたぐこ

とは許されなかつたのである。このくい違いは現在でもケララに流布しており、ナヤールに「何のカーストですか」と質問すれば、きまつてクシヤトリアと答え、同じ質問をナムブドリにすれば、例外なくナヤールはシュードラだと云う。彼らは北インドのラジプターナなどのクシヤトリアとナヤール自稱クシヤトリアとをはつきり區別し、ブラーマン的觀念によれば、クシヤトリアはアーリアンであり、父系制(Makkathayam)であり、自稱クシヤトリアのナヤールは母系制(Marunakkathayam)であり、シュードラである。筆者の會つたナヤールの歴史、言語學者のほんの二三人は我々ナヤールはシュードラであり、この事實はケララにおける歴史、社會構造のいつわらない事實であると認めていた。

土着の上層階級をとおして、ブラーマンのヒンドウ工作はケララにおいて着々と成功をおさめた。アーリアンの數少く、その移住のおそかつた南インドでは、北インドに比べて、遂に強いカースト制度が成立したのである。北部インドでは現在相當カースト制度がくずれているのに、南インドでは崩壞への傾斜をとつているとはいえ、現在尙、社會の底流として強く流れ、日常生活の行動にもそれがよく表れている。ケララの旅行中、私はよくこの事實を目撃した。ヒンドウ教徒、特にナヤールなどのブラーマンへの憧れは全く外國人の想像をはるかにこえるもので、ナヤール達は道でブラーマンを見たりすると「ああ、ブラーマン」などと云つて、その憧憬と敬意に瞳を輝いたりするし、彼らはブラーマンと會つて話をする場合、一、二米ヘリ下つてするのが普通である。この様な極度のブラーマンへの憧れは、彼らがケララ社會における少數者であつたし、人種的にも異なる、北からやつて來た美しい知識階級であるといふ、異質なものへの社會的、心理的緊張によるもので、北インドにおける様に多量のアーリアンが侵入し、その中で戰業的な分業によつて生れたといわれるカースト制度とは相當異つたものである。

カーストの第一階級と第二階級の差をこの様にきびしくつくだケララのカースト制度は、その強度を更に下にも及したのであり、さまざまの下層カースト、アンタッチャブル *Untouchable* と稱する龐大なケララ社會の最下層へのきびしい線としてあらわれた。第二階級となつたナヤールは自分達のカーストの尊嚴を強くさせる爲か、ヒन्दウ寺院に入る資格を持つ者はナヤール・カースト迄とし、次のティヤール以下の下層ヒन्दウ教徒は一八〇九年迄寺院に入ることを許されなかつたのである。⁽¹³⁾ アンタッチャブルへの偏見は異常に強く、筆者がよく一緒に生活したナヤールの友達が、外出した時、急に顔に手を蔽つたり、歸宅後水浴をしに池に飛んで行つたりする場面によく遇つた。それはきいてみると、歩いてる途中、アンタッチャブルの姿を見たというのだ。二、三十年前迄に、これらアンタッチャブルはジャラジャラ大きな音を立てる物を持ち歩き、ブラーマンやナヤールがその姿を見る前に遠くからさける様に、自分はアンタッチャブルであるぞと、知らせながら歩いたものだそうだ。下層カーストやアンタッチャブルにはいろいろ段階があつて、けがれ、*(Pollution)* の規定が設けられていた。それは上層カーストへの接近の距離によつて示される。例えば、

Mukkuvan (漁師) 二四フィート

Kanisan (占星家) 三六フィート

Pulayan (奴隸耕作者) 六四フィート

Nayadi (犬を食へる人々) 七二フィート

という様に⁽¹⁴⁾。しかしこれらはヒन्दウ教徒内の系列であつて、外來者、例えばクリスチャンとか、マホメダンは「さわりさへしなければよい」という距離である。この様な強いカーストの差別は、或る意味でヒन्दウ社會の弱みとな

り、年々下層カースト、アンタッチャブルの間に、相當數のキリスト教、マホメット教への改宗者を出す様になり、この傾向を憂慮し、又時代の啓蒙思想に影響されて、トラヴァンコールの王は一八〇九年の宣言によつて、あらゆるヒन्दウ教徒に寺院に入る許可を與えたのである。

II ナヤールを中心とした社會層の複雑化

ブラーマンの移住によつて、そのヒन्दウ教の理念により、ブラーマンを最高の地位におき、土着の社會の上層から下降して、ケララ社會に新しいカーストの序列を形成したのであるが、この序列に基いた社會層の差別は時と共に厳しさを加え、時代と共に縦に細分化を増加しながら定着して行つた。即ち他のインド同様、ブラーマン以下、殆ど無限と思われる程の複雑なカーストの種類によつて、ヒन्दウ社會が細分されて來たのである。この細分化は同一カースト内における上下の分化、相接する上下のカーストの中間層の形成などによつて行われる。ここに本論文の主要テーマであるナヤール・カーストを中心に上層カーストの細分化及び夫々の社會的位置づけを考察する。

先ず、マラヤリー・ブラーマンは大別して二つのクラスに分けられる。

1. Nambutripads

2. Nambutiris

兩者の相違を⁽¹⁶⁾して云えば、前者は後者に優越するもので、後者より、きびしい宗教的義務が期待されるといつた⁽¹⁶⁾違ひである。以下マラヤリー・ブラーマン、即ちこの兩者を合せて、「ナムブドリ・ブラーマン」と呼ぶ。

ナヤール母系大家族制の崩壊について

これらナムブドリ・ブラーマンはケララにおいて、僧侶階級を形成し、父系制に従う。相續は長男相續で、長男のみ結婚することを許され、次男以下は結婚はみとめられず、普通ナヤールの女と關係を結ぶ。このナムブドリの男とナヤールの女の間に生れた子供はナヤールの母系制に従つて、ナヤールとなる。即ちナムブドリの次男以下は結婚することは許されないが、ナヤールを愛人として持つことが出来、生れた子供はナヤールによつて、ナヤールとして育てられるので、結婚に似た形式をとりながらも一般の結婚による夫としてのあらゆる義務を除外され、長男の家族の一員として専らお經をあげ、サンスクリットの勉強にいそしむことの出来る幸運な男性である。この様にナムブドリ・ブラーマンの父系長男相續制はナヤールの妻訪婚を行う母系制とうまくあつて、ケララにおける上層カーストが夫々の違つた制度の上に見事に共存しているのである。このためケララにおいて最も不幸なのはナムブドリの女達で、數多くの娘の中で、いずれかの長男をみつけることの出来た幸運な女性の他は、不満な一生をイラム(ナムブドリの家)で終らなければならぬ。ナムブドリの女達には嚴しい掟があり、姦淫にはいかなるエキスキューズも許されず、もしこの掟を破つたものは完全にその社會から放擲される。身一つでイラムから放擲され、下層カーストに拾われたり、プロステイテュートとなつたりして、ケララ社會の最下層に沈んで不幸な悲惨な女の一生を過さなければならぬ。イラムを訪れると、女性部屋にはそうした不満やる方ない女性達がうようよしているものであり、見るからにぞつとす様なゆがんだ表情にぶつかつたりすることも少くない。ナムブドリ達はこうした不幸な女がその一生を終ると、形ばかりの結婚式をして葬る習慣によつて、少しばかりでも不幸な女達を慰める。それは火葬にする前に、一度も結婚の幸運を持たずに一生を終つた女の死骸に、特別な——これを商賣とする——ブラーマンにタリの紐 *tali string* をその首に結ばせるのである。これは丁度西洋のエンゲージ・リングの様な役目をするもので、結婚の象徴として使わ

れるものである。

この様に厳しいナムブドリ・ブラーマンの家族制度はナムブドリをブラーマンとしての純血と、常に一定したナムブトリの家族を保ち、ヒンドウ・カーストにおいて、ブラーマンの優越を堅く維持するのに肯獻した。即ち他のブラーマンの様に *Hypergamy* (上層カーストの男子とその下のカーストの女子の結婚) によつて、下のカーストを吸収して、その數をふやすということなく、常にナムブドリ・ブラーマンの長子とナムブドリ・ブラーマンの女子によつてのみ子孫を作ることによつて、ヒンドウ社會におけるブラーマンの純血と威信をいやが上にも強くしたのである。この事實がケララのみでなく、全インドのブラーマン中にあつて特にナンブドリ・ブラーマンが高く評價され、彼ら自身大いに誇を持つてゐる理由の一つになつてゐる。

しかしこのナムブドリ・ブラーマンの家族制は一方、その下のカーストに例のない接近を結果したのである。即ち二男以下のナムブドリの男性が傳統的にナヤールの女性を愛人に持つことによつて、下のナヤール・カーストに多量のブラーマンの血を移入する結果となり、全インドにおいて、ブラーマンの下に位するカーストの中で、ナヤール程ブラーマンに接近し、ブラーマ的なカーストを形成したものはないのである。他のインドのナヤールに比敵するカーストでは、娘をブラーマンにやることによつてカーストの上昇を志向してゐるものの、他の成員は依然としてもとのカーストに残つてゐるわけだが、ナヤールにあつては反對にブラーマンからの下降によつて、ナヤールがカースト的規模でブラーマン化を結果したのである。これは生物學的にブラーマンの血を持つということのみでなく、その事實は社會的、文化的ブラーマン・カーストへの接近をもたらしたのである。即ちその混血によつてブラーマンの風貌を持つナヤールはその教養においても、又日常生活、特にその食生活においても出来る限りのブラーマンへの接近を

示した。即ちブラーマン・バンディト(學者)を師とし、ブラーマンのコックをやとう等という様に。

さて、このブラーマンとナヤールの混血はその兩カーストによつて、社會的にどの様に意識され、制度化されていたものであろうか。父系家族制と母系家族制という様に相反する制度を持つ上下のカーストの結びつきを考察すると共に、その結果どの様な社會的な問題をナヤール・カーストに與えたかを考察しよう。ナムブドリ側では、このナヤールの女性との結合は決して「結婚」と呼ばないが、母系のナヤール達にとつては疑もなく、立派な「結婚」として社會的に認められている。ナムブドリとナヤールは結婚しても、妻ナヤールはシェードラ・カーストに屬するから、夫のブラーマンの家に入ることは許されず、勿論食事を共にすることも許されず、その子供は決してブラーマンではない。この故にナムブドリ側では決して「結婚」ではないといふのだが、ナヤールにしてみれば、ナヤール同志の結婚でも、後に詳しく述べる様に妻と夫は同棲しないのであり、夫は夕食を自分の家ですましてから妻の所に通ひ、翌朝、朝食前には自分の家にもどり、その間に出來た子供は妻の家に屬し、夫は自分の子供として扶養、後見の義務を持たない。これが母系制ナヤールの結婚の實態であるから、ナヤールの女性がナヤールを夫に持つても、ナムブドリを夫としても、何ら結婚形態及びその實質は異ならないのであり、立派な「結婚」なのである。これはナヤールとの結婚と同様にレッキとした「結婚」であるばかりでなく、この様なナムブドリとの結婚はナヤールにとつて無上の光榮とされた。強いカースト的な觀念による上への渴望は、ブラーマンの血を持つことによつて、大きな満足の一つを見出すのであり、特に南マラバル、コーチン地方の上層ナヤールは、傳統的にナムブドリの夫を持つてゐる。こうした事實によつて、ナヤールの中でも、常にナムブドリと結婚する家は、ナヤール貴族ともいふべく、上流階級を形成するに到つたのである。これらの中には由緒ある豪族の家も多く、特に彼らの間にあつては、自稱クシヤト

リアが多い。この様にブラーマンとの結合はナヤール・カースト内に更に階層を形成するに役立つたのである。ナムブドリとの結合は特にイラムの多い南マラバール、コーチンにかけて多い。

ナムブドリとの結合はナヤール・カースト内に貴族層を形成する結果となり、ナヤールの上層は結婚關係によつて特殊な層として他のナヤールから區別される結果を招いたが、ナムブドリ・ブラーマンのいない南トラヴァンコールや、その數の少ない北マラバールにあつては、經濟力、政治力の卓絶したナヤールを中心にやはり貴族層を形成し、特殊な結婚關係をとおして、他の中流ナヤールから區別されている。その中でも代表的なものは、ハイデラバッドのマハラージヤ(王)に次ぐ、インド第二のマハラージヤと稱されたトラヴァンコールのマハラージヤの王族である。その王系は云う迄もなく母系制なので、皇太子は王の息子ではなく、王の姉妹の息子(最年長のもの)である。姉妹に息子が無い場合は王の母か姉妹が王位繼承者となる。他の王の場合の様に王妃の地位はなく又女王の夫の政治的、社會的地位はない。即ち母系家族制によるから配偶者は王族にはなり得ないのである。又結婚形式は妻訪問であるから配偶者は一緒に居住しない。その結果、その配偶者を出すナヤールの家族が略一定してあり、それらはナヤール・カースト内でも特別な社會的上層階級を形成する。即ち、王家の配偶者を出すナヤールは貴族として優待され、特に王の妻、及び側室、女王の夫を出したナヤールの家は王家より特別な經濟的援助もあり、社會的にも、王家に次ぐ上層を占める。トラヴァンコールの宮廷のあるトリヴァンドラムの一部はこうした貴族の家々によつて占められ、ココ椰子の廣い庭園を持ち、大きなアーチのある門の奥に大邸宅があり、このアーチの門によつて、そうした身分のナヤールの家であることを知るのである。北マラバールでは、地方の豪族が貴族層に當る。この様にケララ全土に夫々の條件によつて、ナヤールの貴族層をみる事が出来る。

この貴族層の下には尨大なナヤールの中流の層があり、彼らは大土地管理者として、ケララ社會の上層部を形成している。又ナヤール下層としては、武士(傭兵)として、王、或は地方豪族にやとわれたクラスがあり、又農耕勞動に従事するナヤール、上流ナヤールの召使、洗濯屋、油製造、大工、鍛冶屋などの職を持つナヤールも下層ナヤールで、前二者、上、中流ナヤールに比して數は少い。

この様に夫々の條件によつて、ナヤールの中においても、差別が出来て、複雑な様相を示している。この差別はカーストのそれ程嚴重ではないが、結婚などこうしたグループによつて限られ、夫々のグループは或程度固定した層を形成している。

以上述べたナヤール及びナムブドリ・ブラーマンのカーストの間にもう一つのカーストのカテゴリーが存在する。それはアムバラバシ Ambalavasi (寺院 Ambalam を伺る人々) と呼ばれるカーストの一群で、寺院の召使達である。ケララでは僧侶はブラーマンであるが、寺院はナヤールの王、土豪達に所屬し、その支配、管理を受けているので、こうした寺院の世話をするのがアムバラバシで、ブラーマンとナヤール・カーストの中間に位するカーストである。このカーストの中にも、いろいろな役目によつてクラスが分けられ、夫々の名前を持つている。この中の一番上位にあるのは Nambidi と呼ばれ、彼らはブラーマンと同じ様に、「聖なる系」を身につけている。ナムブトリ・ブラーマンの落ちたものだという傳説を持つているが他のアムバラバシの諸クラスと同様、母系制である。このカーストの中、Nambiyar と呼ばれるものは、特に北マラバール地方では昔からの地方豪族で大きな勢力を持ち、寺院のつとめとしては、大きな太鼓 (Milova) を打つ役を持つ。その寺院における役目により數種のクラスに分れたこのカーストはいずれもナヤールと同じ母系制に従う人々で、その生活、慣習も殆どナヤールと同様で、廣義にはナヤールのグループ

に入るものと思う。

以上が上層カーストに属する人々で、この下にティヤール Tiyar とチェルマール Cherumar のカーストがある。ティヤールは前にもふれたが、トラヴァンコールではイラワ Iyavar と呼ばれており、ココ椰子の生産労働にたずさわり、ナヤールと同じ様に母系制である。チエルマールは農耕（主として水田）労働者達である（父系制）。この兩者は上層カーストの奴隷として、傳統的にケララの農耕社會に重要な働きをして來た人々である。後に土地問題の章での機構については詳しく述べる。

Ⅱ 村落及び社會集團の分布

ケララの實態調査をして、最初にとまどうことは、所謂村落が實態として中々つかめないことである。勿論、現在ケララには英國統治時代に作られた行政地區、しいて云えば村落に相當するアムサム Amsam がある。ケララ州はマラバールとかトラヴァンコールの様に幾つかの地區に分れ、更に各地區はタルク Taluk（行政小區）に分けられ、夫々のタルクが澤山のアムサムを含有する。アムサムの大きさは地方によつて異なるが、例えばマラバールでは、一つのアムサムの人口は、平均六千人程である。しかしこうした行政區劃は納税對象として便宜上出來たものであつて、傳統的な村落ではない。ケララでは昔から、他のインドの社會の様に、村落がはつきりしていない。普通インドの村落は、いろいろなカーストの家が集合して、それぞれの社會的、經濟的な立場で全體として有機的に統合し、一つの村落協同體を形成している。例えば、村落の中心にはヒンドウ寺院があり、その周邊にブラーマンの家々があり、更

にその周圍に上層カーストが居住し、その外側に下層カーストが分布しているという様に、一定の地域に、ブラーマン・カーストから下層カーストに到る迄が、その序列を持つて、地域社會を形成する。そしてその村落をとりまいて田地が擴つてゐる。従つて村落は外見的には家々の集團としてもまとまつており、機構的にも或程度獨立自足的な協同體としての機能を持つてゐる。然るにケララでは、上層カースト（ブラーマン、ナヤール等）の一戸、一戸が相當離れた所に家を構え、その全體の分布狀態も、どちらかといへば、同じカーストが一定地域に相寄る傾向が強い。即ち、各上層カーストが特定の地區に孤立的に集團（もしそう呼べば）を形成してゐる。この相當廣い地域に分布した集團——集團といつても家と家との間に、田地や、ココ椰子園がある——が、或意味で村落に相當するものである。これは傳統的に確にケララの村落の性格を示すもので、例えばそれは、ナヤールの村落が *tara*（四つのタロワドを含む集團と文獻には出ている）と呼ばれ、ブラーマンの村落は *Graman*、ティヤールののは *Cheri* と呼ばれる様に、夫々違つた名稱があることによつても想像出来るのである⁽¹⁶⁾。

又最近百五十年來の急激な人口の増加で、かつての村落の多くは町として發展してゐるが、古くから町であつたものも、村落の構成と同様、一つの町の中には大體、それぞれ地區があつて、例えばナヤールの家々はその町の一定の地區に群つており、又ティヤールのものも、ナヤールの地區から相當離れた所に集合してあり、同様マホメダン、クリスチャンもそれぞれ一定の地區に集團的に居住してゐる。ケララの町の多くは、古くからこの地方の商人を形成するマホメダン、或はクリスチャンが多い。この様に、農村においても、町、都會の中においても、それぞれのコミュニティがそれぞれの地域を構成し、餘り交錯することがないのである。

ケララ全體としても、ナヤールの多い地方、ナムブトリ・ブラーマンの多い地方、クリスチャンの多い地方、マホ

メダンの多い地方、その他、大體地圖の上にマーク出来る程の分布状態である。ナヤールは後にも詳しくふれるが、トラヴァンコールの南部と北部、コーチン、カリカットを中心にした南マラバール、北マラバール等といった様にそれぞれ地域社會を形成している。そしてその中でも特に南マラバール、コーチンに密集している。ナムブドリ・ブライマンの分布はマラーバル全體、コーチン、北トラヴァンコールであるが、特に南マラバール、コーチン地方が多い。この地方は *Keralapatti* によつて、*Keralam* と最初に名付けられた地方で、即ちケララの名の起りで、ケララの中で最も文化が早く聞け、長い間ケララの中心であつた。その又中心は現在の *Cranganore* である。この地方は又、ユダヤ教徒、クリスチャン、マホメダン等のコミュニティの中心部でもある。マホメダンはカリカットを中心に、そこから北マラバールにかけて多く居住し、比較的近世のマホメット改宗者は全ケララに分布している。ティヤールは *Tellicherry* を中心に多く、又コーチン地方にも多く、この地方ではイラワ *Izhava* として知られている。

この様にケララにおいては、村落、社會集團の性質、及び分布が、他のインドの社會と異り、非常に特殊なものであるといふことは、その社會構造、經濟構造、政治組織などと密接な關係があるのであつて、次の第二章の土地制度を中心とした考察によつて、更に明らかにする。

第二章 ケララの土地制度と政治組織

——ナヤールの經濟的、政治的地位——

この章では、ナヤールの經濟的、政治的地位を明にするために、ケララの土地制度、政治組織について特にその傳統的な制度、即ちマイソール侵入（一七六六）以前迄のマラバルにおけるもの、英國統治以前のコーチン、トラヴァンコールにおけるものを中心として述べる。それ以後のケララの土地制度は非常に複雑な様相を呈しつつ、變動し、現在に到つているのであるが、ナヤール母系大家族成立の背景として必しもそれは重要性を持つものではないので省略する。又ケララにおける土地制度史の研究は尙未開拓の分野であり、さまざまな議論があり、現在、ケララの土地制度史の満足すべき決定版的な出版は何もされていない。本章では母系制ナヤール社會の研究の背景として、基本的な問題の考察にとどまるが、本論文がケララの土地制度ではなく、ナヤール母系大家族制の崩壊というものに焦點をおいているという理由で、この章の不充分さを諒承して頂き、不満足な段階ではあるが、それを理解するための背景として土地制度を考察する。

ケララの土地制度は他のインド及びその他の國々のものと非常に性格を異にしている點では注目に値し、又それがケララの土地制度を理解するのに非常に困難な點である。元來ケララでは土地制度の對象となる土地は耕作地のみで、森林及び未開墾地は除外された。ケララにおいては耕作地はその種類により、二つに分けられる。即ち水田とココ椰子園である。耕作という勞働條件においては、耕作者と、非耕作者に分れ、耕作者は下層カーストであるティヤール

Tiyar, チェルマール Cherumar が大部分を占め、非耕作者としては上層カーストのナムノドリ、ブラーマンとナヤールである。耕作者は奴隸的農民で、土地に附随し、主人から最低の生活可能條件を保證されており、土地の権利と共に賣買される。ここで耕作労働者を奴隸的農民と呼ぶ理由は、彼らは耕作に關し、何らその經營にタッチしないのであり、單に勞働力提供者であるのみで、彼ら自身の生活も主人によつて生きる最低線を保障されているという状態で、何らの積極的な生活を自分で確立する餘裕を持たない。彼らは英語では奴隸 *slave* と呼ばれ、マラヤリー社會ではテイヤールとかチェルマールというカーストの呼稱自體が身分及びその經濟的地位を表現する。

さてこの下層カーストによる奴隸制的農耕に立脚した上層部の組織はどの様なものであつたか、即ち、土地の所有とか權利とかが、カーストの機能、政治組織とどの様な關連を持つていたのであろうか。その下部構造に奴隸制を持つ例はローマのコロニーを始め、幾多の例を見ることが出来るが、ケララにおいては、その上部構造は他の社會のそれと非常に異つた觀念に立脚した、珍らしい組織を持つてゐる。ケララにおいては、土地そのものを所有の對象とするという觀念がない様である。従つて所謂「大土地所有者」とか「地主」に相當する土地の所有を媒介として成立する位置づけがない。古代ローマの *Dominium* を始め、どこの文明社會にもある様な土地そのものに對する所有觀念とは別個に、土地は社會的、職能的地位に附随したものと考へられてゐる。従つて、他の社會では土地を所有することによつて、大土地所有者とか地主階級などの様な社會的な階級が成立するわけだが、ケララにおいては身分による社會的階級が既成のものであつて、それに土地が或は土地の生産が附随してゐるのである。土地は世襲的特權、或は同一社會階級の中で賣買されうる權利に對して獲得出来る生産物の媒介の役目をするに過ぎない。こう説明しても筆者は未だかつてこの様な土地制度に出合つたことがないので、こうした理解が果して正しいものかどうか、これから資

料をあげて述べることに對して諸賢の御批判を仰ぎたいと思う。

ケララの土地制度において、最も重要な身分はゼンミ Jannu 及びカナカール Kanakkar⁽¹⁸⁾ である。前者は、一定の土地における人々への世襲的特権とそれに附隨する財産(土地) Jannan を持つ人々であり、後者は土地(及びその人々)の運営、管理の権限を持つ人々である。カースト的な序列に比すれば、前者はナムブドリ・ブラーマンとナヤールの王や豪族などであり、後者は、大多数のナヤール・カーストである。

ケララにおける土地は圖式的に云えば、澤山のゼンミによつて細分されている。これはブラーマンがこの土地に移住して、ヒンドウ・カーストの序列が形成された頃に、既に決定的な Jannan right がケララの各地に成立したものである。前にも述べた様に耕作地のみを前提としている土地制度なので、新しくカナカールによつて耕地に開墾された場合には、ゼンミはカナカールから時の相場でその土地を買い上げなければならなかつた。ゼンミのことをよく「地主」と譯されているが、前にも述べた如く、決して土地所有者というものではない。又カナカールについても「小作」という譯は當はまならない。このことはゼンミとカナカールの關係をもつと述べると明確になることと思う。ゼンミの土地は完全にカナカールによつて管理、運営され、ゼンミ自身は、それが實際どの様な状態にあるかは承知していない場合が多い。特にゼンミがブラーマンである時はブラーマンの宗教的勤めに忙しく、殆ど運営に觸れないのが普通である。そしてナヤールのカナカールから一定の土地からの所得の中、ゼンミとしての分け前をもらう。多くの場合、ゼンミは、定期的な分け前をもらう以前に、必要に応じてカナカールに借金をして生活している場合が多く、カナカールはゼンミに借地料⁽¹⁹⁾を拂う場合、その借金に利子をつけたものをさし引くので、時には何年もゼンミはその年貢を受け取れない場合がある。

ゼンミが地主ではない證據に、その土地の権利がカナカールによつて勝手に賣買されるのである。勿論これはカナカールが土地を賣買するのではなく、その土地におけるカナカールの権限を賣買するので、それに伴つて土地も賣買されたという結果になる。例えばその一例をあげると、賣買された證文の内容に次の如きものがある。⁽²⁰⁾

(a) デサム Desam (地區) それに附隨して

1. デサムにおける權限

(b) 寺院、それに附隨して

2. 寺の祭祀の際の名譽席

3. 寺院に關する運営

4. 寺院の水田

5. 寺院のココ椰子園

6. 寺院の奴隸

(c) タロワド (ナヤール村落の權限) それに附隨して、

7. タロワドの水田

8. タロワドのココ椰子園

9. タロワドの奴隸

10. タロワドの宅地

この様に賣買は、デサム、寺院、タロワドなどの權限が主なるもので、土地などはそれに附屬してゐるものである。この問題について Logan も強調してゐる様に、「マラヤリ達の賣買するものは土地ではなく、いろいろな種類の權利

ナヤール母系大家族制の崩壊について

に與えられる利得のある地位である」。

この様な賣買の結果、他のカナカールに移つた土地に對して、以前のゼンミはその資格において何ら變化するものでなく、依然ゼンミとしてその土地への世襲的權利を持し、新しいカナカールはそのゼンミに借地料を拂うのである。ゼンミはその土地がいかなる王の領地内であらうとも、地租の如きものは絶然拂はない。

カナカールのゼンミに對する契約期間はもと三年であつたが、後に十二年に延長された。借地料は全ケララで一定しておらず、例えば北トラヴァンコールは南トラヴァンコールより少いといつた具合で、その土地の諸條件によつて決定される。とにかく、ゼンミへの一定額の借地料と、奴隸への最低生活保證の出費をした後の分が全部カナカールの収入となるのであるから、カナカールはゼンミよりも富んでいる場合が少くない。身分的には地主と小作の様に、カナカールはゼンミの下にあるものであるが、地主に對する小作の如き從屬關係はなく、むしろ分業關係である。従つて、その關係はカナカールがいつでも自由に他のゼンミに變更することが可能であり、耕地の運営は完全にカナカールの仕事である。ケララ全土に分布しているナヤール・カーストは昔から、「支配、或は保護階級」としてギルド的なものを形成している。従つてナヤールはゼンミであらうとカナカールであらうと、傳統的にカースト的分業により、土地の保護者であり、管理、運営權を持つ。例えばゼンミであるナヤールの王、豪族は、同時にカナカールの機能を持ち、直接その土地に對して管理、運営をする。しかし、こうしたナヤールは非常に擴大な土地にゼンミとしての權利を持つているので、自分で直接に經營する一定の土地の他は、他のナヤールのカナカールによつて管理されているのが普通である。

この様なゼンミ、カナカール、奴隸というものに立脚した土地制度を理解して、始めてナヤールが支配階級、或は

武士階級と呼ばれる社會的、經濟的地位が明になり、そしてケララ全體の政治組織を把握することが出来るのである。ケララは英國統治によつて再編成される迄は、トラヴァンコールやコーチンの王、カリカットのゾモリンをはじめ、多くの豪族によつて、それぞれの地方が獨立した政治支配を受けていたのであるが、こうした政治組織、政治力というものはどの様にして支えられていたのであるか。

王や豪族達は各々の政治力に比して、領域を持つていたのであるが、この領域内の土地に對して全部經濟權を持つていたのではない。即ちこれらの土地からあまねく税金をとり立てることは出来なかつたのである。土地は傳統的にゼンミが世襲的特權を持つていたので、王或は豪族がその土地のゼンミでない限り、借地料の如きものを取立てることは出来なかつたのである。領域というのは従つて、公的な意味で、土地、人民に對する名義的な支配權を意味し、その擴りを反映する經濟に立脚したものではない。支配者は勿論、大小のゼンミであつて、領地内に廣大なゼンミ權を持つており——これは戰によつて敵の王からとつたものをも含む——、このゼンミ權による土地は、自らが管理運営して、奴隸に耕作させるものと、臣下のナヤールがそのカニールとして管理するものと二種類に分れていた。前者が實際の彼らの經濟の唯一の源泉であり、後者は借地料(Kanom)を支拂わない代りに忠誠を約束した。このカニール達は借地料を拂う代りに一旦緩急ある時には動員され、將校として忠誠をげむことになつていた。従つて領主の領域内に居住していても、ゼンミがその領主でない限り、何らの經濟的負擔、忠誠の義務はない。しかし利害をその領主と共にする場合には共同して外敵に當る。そしてたとへ忠誠の義務をカナールとして負うとしても、その領主が氣にいらなければ、カナカールの權利を賣り、他の領主のカナカールとなつて、その領主に忠誠をつくすことが出来るのであり、(その反對に領主はカナカールからカナカール權を沒收することは出来ないであつた)。領主への忠誠は

カナカール權を媒介とした契約に過ぎない。

領主はこの様な流動的な軍事組織にそなえてか、普通尨大な常勤の傭兵を持つていた。これらの傭兵は非常に少い賃金で傭われたがナヤール・カーストの男子に限られていた。これらの傭兵についてはケララに來た外國人の旅行記によく記されている。一三四二年から四七年にかけて、マラバールを訪れた Ibn Batuta の旅行記⁽²¹⁾には、「マラバールのくには十二の王があつて、その中で一番大きなものは、五萬の軍隊をようし、最少のもので五千の兵隊を持つてゐる」と記し、又 *Udaya* によれば、「ナヤールは身分のよい人々であつて、彼らに支拂う者に對しては、誰でも生死をかけることを余儀なくされている。同じ家柄の者であつても違つた主人に仕えることもあり、さうした場合には、戰場でお互に殺し合うということもある。しかし戦すんだ曉には、そのことをすつかり水に流して、仲好くつき合うのである。」⁽²²⁾とあり、この様に主従關係は單に給料に對する職業的な契約に過ぎず「一君にまみえず」などという道德的な要素はない。

Barbasa によると、「傭兵達は日夜、王に仕え、ほんの少しの間、寢食の時間が與えられているだけだ。彼らはベンチの上で寢み、常に必要とあらば、すぐ王の爲に立つ様にせられ、一日、一食しか與えられない時もある。彼らは一ヶ月、九十ポンドの米で傭われ、これは彼ら自身の召使によつて消費され、自分達にはほんの少し月給が残るだけである。王は少しでもよく精勤する者には多少よく扱ふ。もしも四、五ヶ月も給料が拂われないと彼らは隊をなして、主人に、我々はもうここをやめて、他の王の所に行くぞ、と迫り、本當に主人を替えたり、待遇の改善を要求する。王はこうなると、もう少し辛棒してくれとか、すぐ支給するから等と云うのが常である。待遇が改善されない限り、彼らは他の主人にうつつてしまふ。戦時には平和時の三倍にあたる日給が支拂れる。負傷した場合には醫療費が支拂

れ、戦死した場合には、領主はその母や家族を養う義務がある。コーチン、トラヴァンコールでは、普通その代償として土地が與えられた⁽²³⁾。とある。

これらの傭兵達は、前記の土地管理權を媒介とした主従關係とは異つて、個人單位で給料によつてやとわれたナヤールであり、これらはカナカールの如き經濟力を持つたナヤールではなく、傭兵となることによつて生計をたてていた下層ナヤールであると思われる。更に彼等について記されている他の記録によると、彼等は二、三人で一人のナヤールの婦人を持ち、日を交替で關係を結んでいたといわれる⁽²⁴⁾。勿論全ナヤールは母系制家族なので、妻子と共に住まず、妻子の面倒をみる義務もないので、傭兵としては全く適していたのだが、上、中流ナヤールは一定の妻を持ち妻訪婚をするのだが、こうした下層ナヤールの傭兵達にあつては、くずれた妻訪婚が一妻多夫的な現象を持ちえたことは充分推察出来る。この記事はヨーロッパの研究者などに、昔はナヤールは一妻多夫制であつたという説を立證する爲によく引かれるが⁽²⁵⁾、この現象は必ずしも全ナヤールに及ぶものでなく、下層ナヤール、特に傭兵階級に時々見られたにすぎないものであると思う。ナヤール達がかつて慣習であつたという説には否定的であり、又筆者はその結婚制度及び結婚觀念(後に詳しく述べるが)からしても、上、中流ナヤールに一妻多夫制が行われたということは主肯し難いものである。ナヤール達によれば、過去、現在にも一妻多夫制はなかつたが、あつたとすれば、つい最近まで非常に少數のナヤールによつて行われて來たが、それは限られた地方の下層ナヤール(カリカット、ポナイ、マーンチン地區の大工、鍛冶屋達)に過ぎないという意見をよく耳にしたのである。こうした事實によつても、傭兵を出すナヤールの層と、それ以外の上、中流のナヤールとは社會的、經濟的にも、又道德觀念の上でも、相當違つていたと思われ、ケララにおいてよく云われ、又西歐の研究者、旅行者に「武士階級ナヤール」とナヤールを一轄して考える所

にナヤール研究の危険が存在すると思われるのである。

さて、こうした特殊な武士と呼ばれるナヤール傭兵達は王、豪族に傭われるのみでなく、さきあげたカナカールとしてのナヤールにも傭われていたのである。上、中流ナヤールはゼンミとして又、カナカールとして、相當な經濟力を持ち、夫々一旦緩急ある場合には全家族の男性が武裝する（彼らは常日頃、我國の武士達の様^に武術を練つていた）と共に、傭兵によつて、兵力を或程度集結し、外敵に當るのを常とした。領主自身、こうしたナヤールとその機構を等しくし、唯そのスケールに大小の差があつたに過ぎない。

ナヤールのタロワド（母系大家族）はケララ社會にあつて、社會的（後に第三章において詳しく述べる）、經濟的單位であるばかりでなく、それ自體軍事的單位であつたのである。従つてケララの土地はそれぞれのナヤールによつて他から保護されていたわけで、ナヤールのカナカール、という身分が單に土地の管理人という經濟的機能を持つばかりでなく、同時にその土地に對する軍事力をも合せ持つていたのである。ここにカナカールをゼンミに對して普通考えられる地主に對する小作といつた土地を媒介とする經濟關係において簡單に考えることはそのケララの政治、經濟機構を全く理解してゐないことと云わなければならない。

いかなるゼンミの許にあらうとも、一定の地域に對してカナカールであるということは、その土地の管理權を持つと同時にその地域に對する政治、軍事の權限を持つことであつた。従つて身分的には小作に對する地主を思わせる様な上位にあるゼンミは彼らがナムブドリ・ブラーマンである場合は、傳統的なカーストの分業によつてナヤールのカナカールに全面的にその管理と保護を依存する結果となり、ゼンミが王や豪族である場合には、カナカールにその土地の管理と忠誠を期待したのである。領土内にあつても自分のカナカールでなければ、それが味方になるか、敵にな

るか、その時々々の情勢によるわけで、ケララにおいては、軍事力、政治力の強大な統合はその機構によつて常に行われ難かつた。それはトラヴァンコールの様に、ナムドドリ・ブラーマンが非常に少数で（それも北トラヴァンコールに限られていた）、古くから廣大なゼンミ権を持つ支配者（トラヴァンコールの王族）がいる場合には、その地方におけるカナカールにゼンミの選擇の余地がないので、常にその支配に對して、カナカールである爲に忠誠をつくす他がない、といった様な場合にのみ、他の社會に見られる様な封建的な關係が成立している。

しかしケララの他の地方では、ゼンミは大小様々、身分的にもブラーマンあり、豪族ありで、そうした分散したゼンミ権は、カナカールに自由な選擇を與え、ゼンミに對してカナカールの勢力は中々あなどり難いものであつた。數の文獻によると、⁽²⁶⁾マラバルにおいては、昔、ナヤールのタロワド（母系大家族）は四つ毎に *tara*（村落）を構成し、更に一五〇の *tara* は *nad*（ぐに）を形成していたという。即ち六〇〇のタロワドの集合體が、軍事的、政治的一單位を構成した。これがナヤール “Six hundreds” と呼ばれるもので、それぞれ獨立したタロワドを單位とする軍事的連合體である。王や豪族はこの六百の組織、*nad* をクロス・カットして領土を持つていたわけで、いかなる王とえども、この組織を度外視することは出来なかつた。何故ならば、それぞれのナヤールが小なりといえども、ゼンミ、又はカナカールとして、王と同じ機構を持ち、獨立した經濟、軍事力を領土の中で持つていたからである。この組織は常にこの地方の政治史に重要な役割を演じて來たのであつて、即ち、王の專政と壓制に對して大きな防波堤となつた。一七四六年の記録に⁽²⁷⁾、

「これらのナヤールはカリカットの人々の長として、議會に似た役割を持つてゐる。このナヤール達は必ずしもあらゆる事柄に王の命令に従わない。そして王の大臣達が不當な行動をとつたりすると、懲罰したりする。」ここで

議會に比せられているのは、nad の Kuttam (集會)であつたに相違なく、彼らは必要に應じて Kuttam を設けた。この組織は相當近世に到る迄續いた模様で、一八三二—三三年にも記録²⁸⁾に見え、英國統治時代に入つてもまだ殘存し、王の勢力はこれによつて相當制限された模様である。

ケララにあつては、王は所謂封建領主ではなく、領地から税をとりたてることも出來ず、領民に對して直接權力を加えて支配することも出來なく、直接奴隸に耕作させる生産に立脚した經濟によつて隆えたにすぎない。王といえども、他のナヤール同様の經濟機構を持つていたので、生産が非常に大きく、經濟力があり、多くの傭兵を傭い得るナヤールが王、或は豪族として威力を持つたのである。この事實はケララにおけるトラヴァンコールの王家がナムブドリ・ブラーマンが Qilon 川以南に移住しなかつたので、ゼンミとして廣大な地域の權利を持つていたことによる經濟的特權を基盤にしていたことを考慮に入れて始めて肯じられ、又、カリカットのゾモリン、コーチンの王達は十五世紀以來の貿易の富によつて榮えたのであり、夫々特殊な經濟的特權によつて、ケララの王達が成立していたのである。この様に特殊事情を除いては常に nad の組織が底流として流れ、北マラバルにおける如く、小さな豪族達の存在がケララ社會のバックボーンとなつていたのである。

以上、複雑な資料を省略して、特殊なケララの土地制度と政治組織との關連を考察したのであるが、これは筆者の研究の結論ではなく、現段階においては問題提起である。この問題について更に諸賢の御批判と、専門家の研究を期待する。

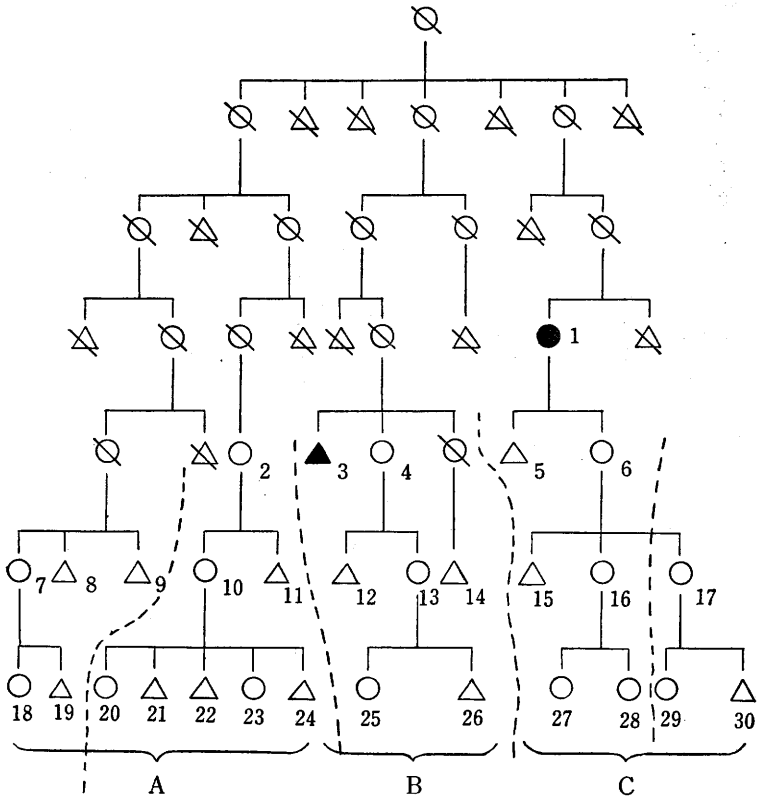
第三章 ナヤール母系大家族

——タロワド Tarwad——

I タロワドの構成員及びその人間關係

ナヤール母系大家族のことを、ナヤール達は「タロワド」と呼ぶ。「タロワド」は丁度我國の「家」の觀念に比せられる。即ち、ナヤールの大家族の構成員（生存者及び死亡者も含めて）の協同體をさすと共に、實際に構成員の居住した、そして居住している建物自體にも使われる。タロワドは、endogamous（内婚的）なナヤール・カーストを形成する細胞的基礎となる單位で、exgamous（外婚的）な協同體である。

タロワドの構成員は、母系制 Marumakkathayam による血縁集團であつて、普通、七、八世代前（或はそれより古く）に共通の女の祖先から派生した人々のグループで、五、六〇人から、二、三〇〇人の協同體である。第二圖に示す様に、Ego との關係はすべて母系によるから、母、姉妹、兄弟を中心として、姉妹の子供、母の姉妹の子孫、祖母の姉妹の子孫、曾祖母の姉妹の子孫という様に、現存の成員は夫々過去に幾世代も遡る母系の血縁關係によつて結ばれている。嚴密な母系制によるので、女性成員の夫、及び男性成員の妻とその子供は成員から除外される。タロワドが大きくないと、全成員の中でも、より近い關係の者と、遠い關係の者が夫々、グループとしてタロワド内に意識されて來る。そのグループを「タワリ」Thavazhee と呼ぶ。例へば、第二圖の A・B・C の如きがそれに當り、更にこのタロワド



第二圖 タロワドの構成員の例を簡単に示したものである。

横線は兄弟△，姉妹○関係を示し，縦線は母子関係を示す。

A. B. C. はタワリ (Thavazhee) と呼ばれる。

▲ タロワドの長 ● 女性最長年者. ♀ 死亡者。

現在の構成員は 30 名である。

が年を経て、世代が増大すれば、點線による如く、タワリは更に細分化されて行く。何百年という間には、タワリが獨立して、タロワドを形成して行く。しかし傳統的には新しいタロワドが形成されるということは比較的、稀である。又分裂した場合には、日本の「家」の如く、本家、分家という關係は制度化されていない。夫々、タロワドは固有の名稱を持ち、獨立した場合は、それが新しいタロワドとなれば、違つた名稱が出来る。又、居住する建物別個になつても、同じ名稱を持つてゐる場合、それはあく迄、タワリであつて、タロワドではない。

タロワドとは、財産共有體であり、生活共同體で、最年長の男子をその長とする家族協同體である。タロワドの長、即ち現存の構成員中、最年長の男子(第二圖 3)は「カラナヴァン」Karavan と呼ばれ、その他の構成員は「アナンダラヴァン」Anandaravan と呼ばれる。タロワドはカラナヴァンの指導の許にあつて、完全な共産的集團で、衣食住についても個人所有は殆ど見られない。即ち、タロワドの建物は、構成員全部で共通に使用され、財産は共有であるから、全成員の食事はすべて一つの臺所で一緒に料理され、衣類(ナヤールの服装は、男女共に、白い木綿の腰巻と肩からさげるやはり木綿のタオルの如き布のみである)は、毎年九月に行れる Tirunam の花祭の日に、全員同様にカラナヴァンから支給されるもののみを使用する。その他、特に個人にとつて必要なものとしては入浴用の油(ナヤール達は水浴をして體を洗う際、油を全身にぬる習慣がある)で、これも衣類を支給される時、同様に個人にくばられる。女子の場合、黄金のネックレス、腕飾、耳飾などあるが、これは母から娘へと傳えられる(娘が二人以上の時は、つづいて金をわけ、新しいデザインにして各人に與えられる)。又成年式、結婚式にはカラナヴァンからおくられる。ナヤール達にとつては、その他の個人所有として必要なものはない。この様に生活は極度に單純化されたものであつて、これが老大な構成員を持つ家族制が成立しうる一つの大きな原因となつてゐる。

構成員は、家長、カラナヴァンの前にあつては、男女をとわず平等な資格がタロワドの一員として與えられているが、長幼の序と男女の分業に従つて整然とした序列によつて統率されている。カラナヴァンはアナグラヴァンの指導者、長としてタロワドの一切の財産の管理、運営に當り、主としてタロワドの外的交渉權を持つのに對して、タロワド内の仕事に關しては最年長の女性(第二圖 1)が全責任と運營權を持つ。この女性はタラヴァティル・アマ Tharavatil Amma(タロワドの最年長の女性、或は母)と呼ばれる。従つてカラナヴァンといへども、タロワド内では、この女性最年長者の指導下に入る。この女性は定期的な宗教的祭祀(各ナヤールのタロワドはお寺を持つてゐる)とか、召使の監督、日常生活の一切の運營の權利と責任を負う。タロワドの成員は男子と女子の仕事がはつきり分れてゐるので、自然男子グループの長としてカラナヴァン、女性グループの長としてこのタラヴァティル・アマが指導權を握ることになる。男子成員のつとめは土地の管理と、以前は武術の訓練が主なるもので、女子成員は家事一切、子弟の育成、召使の管理、朝夕の、又定期的な祭祀の勤め等がある。

長幼の序についていえば、例えば第二圖において、25は直接、カラナヴァンに相談、或は何かに關して許可を願ふ出ること出来ない。その場合、12、或は13をとおして事を運ばなければならない。この序列はタロワド内の親族名稱によつても明らかに表現されている。即ちタロワド構成員の各世代は男女、それぞれの共通な名稱(カテリ)が設定され、Egoの直系を規準としてその親族名稱に「年上の」と「年下の」という形容詞を附すことによつて、Egoに對する關係が明確となつてゐる。例へば Egoの世代に屬するものは、母が異つてもすべて、姉妹と兄弟となる。同一世代で Egoより年上の男子は Bhetan 或は Eitan(兄)であり、同様女子は Bhechi 或は Eathi(姉)と呼ぶ。母の世代の女性はすべて Amma(母)であり、Egoの母より年上のものは Valia Amma、年下のものは Bheriya

Amma と呼ぶ。同様、母の兄弟及びその世代に屬する男性は、Ammavan 或は Mama じ、Ego の母より年長の者は Valia Ammavan 年下のは Bheriya Ammavan と呼ぶ。ここでは全部の親族名稱を擧げることが省略するが、この様に各世代によつて男女の呼稱があり、それに「年上の」Valia と「年下の」Bheriya を附けることによつて、Ego に對して明確な序列がつけられている。この單純な親族名稱はタロワドの構成とその性格をよく表しているものといへよう。同一タロワド内にあつては、直系、傍系の區別が全くなく、すべての構成員を Ego の直系と同一の立場におくことによつて、大家族協同體が見事な共產的、民主的な性質を持つて直系家族に等しい團結を持つ。即ち、構成員各人が直系、傍系の區別なく、タロワドの一員として平等の權利を持ち、取扱ひを持つ。カラナヴァンもタロヴァティル・アマも、全タロワド構成員の最年長者というの資格であるから、いずれの系統からも出得るのであり、系統にかたよらない、完全な民主的な協同體である。日本の家族制度の場合の様に、直系、傍系に差をつけ、直系偏重という様な不公平がない。

次にタロワド構成員の重要な人間關係を記しておこう。

カラナヴァンとアナングラヴァン

カラナヴァンは一口に云えば、我國の新憲法成立以前の家族制度における家父長に當る。カラナヴァンはタロワド全家族員に對して法的、社會的、經濟的の全權限を持つ。カラナヴァンに對して、アナングラヴァンは絶対服従を前提とする。カラナヴァンはタロワドの外部との一切の交渉にタロワドを代表して當る。カラナヴァンは、共有財産であるタロワド財産の所有權を代表し、その管理權を委任されている。借金、不動産の購入、讓渡抵當の設定、賃貸借

契約などをする権限を持つ。しかし不動産の譲渡にはアナンダラヴァンの同意を必要とする（この場合にも実際には同意なしに行われたことが屢々であつた）。カラナヴァンはアナンダラヴァンに會計報告の義務はなく、アナンダラヴァンはいかなる場合でも、カラナヴァンに對して訴訟を起すことは出来ないものである。法的にはタロワドにおいてカラナヴァンのみが訴訟當事者適格（被告にも原告にもなり得る權利）を有し、カラナヴァンに對するあらゆる判決は彼が法的に代表者たる權能によつてタロワドの他の成員を拘束する。

以上はカラナヴァンの權利であるが、彼の義務としては、タロワドの財産を運営し、それによつて、タロワド全成員を保護し、その能力、勞働の如何を問わず平等に養うことである。⁽²⁹⁾

この様に強い權限の與えられていたカラナヴァンは、タロワド協同體における獨裁、專制、絶對君主の如きもので、有能で有徳のカラナヴァンの場合はタロワドは繁榮し、見事な協同體を形成するが、最年長となれば、いかなる男子でもカラナヴァンになり得るので、時には大變な弊害を蒙る。こうなるとナヤール母系大家族制の最も弱い點で後述べる様に、このカラナヴァン制がタロワド崩壞を助長する大きな原因となるのである。

ナヤール母系大家族制は我國の封建的な家父長制と異つて、その成員、各個人は男女の別なく、平等に權利と義務を持ち、前に述べた長幼の序は家父長制下の特權の附隨した權威的關係ではなく、序列に過ぎず、極めて民主的、共產的なものであつたが、カラナヴァンとアナンダラヴァンという線は絶對に侵すことの出来ない權威と服従を割するものであつた。その關係は日常行動にも反映しているもので、いかなるアナンダラヴァンといえども、カラナヴァンの前では、同席に座することは許されなく、殆ど直立不動の姿勢によつて、その敬意を表し、女性成員はカラナヴァンの面前に出る時は上半身を蔽ふことは許されなかつた（ナヤール達の正式の服裝では下半身のみを蔽い、上半身は裸である。

最新では女性は上半身を蔽うようになったが、男子は今でも、寺院に参詣する時は、上半身を裸にする。現在でも中年以上のナヤールは、そのかつてのカラナヴァンの名を耳にしただけでも衿を正す。結婚のとりきめ等も、カラナヴァンの決定に勿論、絶対服従であつた。

伯父、甥の關係

この關係は、父系制における父、息子の關係に相當する。ナヤールは、この母系大家族制をマルマカタヤム Marumakkathayam と呼んでいるが、Marumakkal は甥(複數)を意味し、直譯すれば、これは母系制ではなく、甥相續制である。因みに彼らはブラーマン等、他のヒンドウ・カーストの父系制をマカタヤム Makkathayam と呼ぶ。Makkal は息子(複數)の意味である。このマルマカタヤムという語の示す様に、ナヤール家族制にあつては、甥は相續者として最も重要な成員である。カラナヴァンの葬儀は必ずその甥によつてなされなければならないという傳統的な規則がある。

ナヤールの男性は、この制度を非常に誇にして、相續は息子よりも甥の方がはるかに合理的だという。それは息子は妻を信じて始めて、自分の血をつぐ子であると認められるが、絶対の確證がない。甥は自分と同じ血を分けた姉妹の子であるから自分の血をついでいるということに疑を入れる餘地がないと、穿つた説明をする。

ナヤールはタロワ下の名と別にそれぞれ、姓を持つてゐる。例えば Menon, Panikkar, Pillai, Nayyar とゝう様に。この姓は伯父から甥に傳わるもので、父が Panikkar でも、伯父が Menon であれば、息子は Menon である。つゝ最近迄、ナヤールの子弟は學校に入る時や履歷書の父の名前の欄に伯父(カラナヴァン)の名を書くのを常とした。母

が Menon であるから息子は Menon であるのではない。母、即ちタロワドの女性は姓を持たない。成年式を経た女性は名前の次に Amma をつける。例えば Janaky Amma の如く。Amma は母という意味でこれは結婚の如何を問わず、一定の成年式（模倣結婚の如き式がある⁽³⁶⁾）を経た女子につけられる。又正式の結婚をして後も、決して夫の姓をとつて Mrs. Menon 等という呼稱はなく、——Amma で一生變らない。従つて確に母系制というより、甥相續制 Marumakkathayam と呼ぶのは、その組織によく合つてゐると思う。

さて、こうした伯父——甥の關係であるから、伯父の期待は全面的に甥達に向けられ、甥は伯父、特にカラナヴァンに對して、絶大な敬愛の情を持つ。

甥と同様、姪も亦、伯父にとつては父系家族の娘に等しく、伯父、姪の間はまことにあたたかい愛情によつて結ばれてゐることもつけ足しておく。

母と子

母と子の關係は、勿論、父系家族にあつても同様であるが、このナヤールの場合、自分を本當に生んでくれた母と母の姉妹との間が非常にせばめられる。母の姉妹及び、彼女らと世代を等しくするタロワドの女性は皆「母」のカテゴリーに入るわけで、常に一緒に暮してゐるので、父系家族の生みの母に對する獨占的な子の愛情は幾人かの母に分散する。全く共同生活によつて伯母達は母と同じ關係にあるので、生んでくれ、乳を飲んだということ以外には何ら違いはなくなつて来る。特にやさしい、チャーミングな女性は誰からも生みの母親の様に慕われる。實際、二、三人の同じ世代の女性がいて、赤ん坊をかわるがわるにあやしている様子を見てみると、お乳を飲せるのを見ない限り、

誰が本當の母親かとても見分けがつかない。女性にとつては姪、甥は娘、息子と殆ど區別がなくなつてしまひ、實際、姪、甥への愛情のこまやかなことは驚歎に値する。

只、この關係が多少タロワド内ではつきりするのは、タロヴァティル・アマとその長女の關係である。自分の母がタロヴァティル・アマになつた場合、その長女は他の女性成員に比して、多少特權的——即ちそれは、タロヴァティル・アマを補佐し、常に兩者の間の接觸が多いということによると思われるが——な存在となる様だ。これはカラヴァアンとその直接の甥（一番上の）の關係においても見られることである。

兄弟と姉妹の關係

これは父系制下の單なる兄弟姉妹という關係ではなく、それに性を抜いた夫婦關係をプラスした様なものである。父系制では兄弟、姉妹はいずれ別れてしまうものであるが、ナヤールのそれは一生を共にする。姉妹は兄弟をこよなき保護者と頼り、兄弟は姉妹は自分のタロワドの基幹であり、自分の存在意義は姉妹によつて始めてあるのだといつた母系組織を反映した意識が非常に強い。ナヤールの兄弟、姉妹の間程愛情の細かなものは一寸ない。

しかしこの關係は父系制の夫婦間に見られるものと比較すると、はつきりした禮儀によつてその節度が守られていることも見過せない。それは近親相姦の忌避を意味する日常生活におけるひそかな規則の遵守といつたものに表われている。これは單に兄弟、姉妹間の禮儀でなく、全タロワド成員の男女の守るべき規則である。第三圖に示される様に、又その分業の性質上、男女の日常生活の場はつきり區別されていることである。一日のタロワドの生活において、男女成員が一堂に會し、話をする機會は朝、晝、晩の食事の時間である。晝、晩は特にその時間が長く、彼らに

とつて一番楽しい時である。男女平等といつても、ここでもその分業があらわれている。食事はカラナヴァンを上座に、男子成員が先ずとる。タロヴァティル・アマの指導、監督の許に女子成員は臺所を伺り、専ら給仕の役にまわる。女子成員はこうして給仕をしながら、男子成員と冗談を交えて一日のいろいろな話題をとり交すのである。男子が食事を終つた後、婦女子達は一樣に食事をとる。母系制といえども、ヒンドウ教徒であるナヤールの道徳は父系的なインド哲學の思想に深く影響されている様に思われる。この様な食事の仕方がナヤール家族生活の典型的なものであるが、上流にあつてはブラーマンのコックを澤山やつているので、女子成員も同時に食事をとる例も多い。しかしその場合でも、必ず男子成員が上座を占め、女子成員はその次の座につく。いずれも、カラナヴァンとタロヴァティル・アマを上座に各々年令の序列に従つて席につく。

妻と夫、父と子

妻訪婚による母系大家族にあつては、夫或は妻は、配偶者の家族から除外された立場にある。父系家族制下にあつては、結婚は家族を構成する根本的な要素となり、その社會の成員にとつて、結婚は殆どさくことの出来ないもので、社會的な壓力によつて個人は結婚によつて始めて場を得るのであるが、ナヤール母系家族制においては、血縁によつて既にがっちり家族が構成されているので、結婚は第二義的な意味となる。全インドのヒンドウ教徒を始め、世界における父系制をとる社會では結婚の重要性が宗教に裏付けられる程の意味を持つているのに、ナヤールの結婚には宗教的な要素は全然ない。結婚は家を背景とした個人と個人との契約に過ぎない。こうした觀念はナヤールの結婚式そのものによく表れている。ナヤールの結婚式は、腰布(ナヤールの唯一の衣類)を男子から女子に渡すという簡単な動

作に集約される。それをどんなに儀禮的にやつたとしても、花婿が花嫁の家に到着してから三十分以内に式は終り、後は親戚、縁者に御馳走が振舞われるという、至極簡單なものである。

實際、ナヤールの結婚は私達の結婚の觀念から、社會生活、經濟生活を抜いてしまつたものなので、即ち性生活と愛情によつて結ばれたものである。勿論、兩タロワドの友好關係が背景になつてはいるが。愛情の問題についても、前に述べた様に日々生活を共にする兄弟、姉妹をはじめ親愛の關係にある異性がタロワドに居る爲、他の社會に見られる様に配偶者への獨占的な愛情とは異なるものである。普通の結婚においては、意識はしなくともその愛情が、社會的、經濟的な打算の面とも交錯しているわけで、ナヤールにあつてはこうした面がないので、強烈な愛情というものは餘り育たないのではないかと思われる。その證據にはナヤール達には深刻な戀愛とか、三角關係とか、異性問題をめぐる嫉妬というものを聞いたこともなければ、見たこともない。私は調査中、親しいナヤールの婦人にどの社會にでもある様な三角關係や、嫉妬についてどんなに説明しても、まるで、のれんに腕おしといつた状態で、彼女らに理解させることは出来なかつた。

さうかといつて、では結婚は單に性的欲望に過ぎなく、離婚が頻繁におきるのではないかと思われるが、アッサムの母系制カン族の様に離婚は多くなく、上流、中流のナヤールにあつては非常に稀である。一度離婚した男子に對する社會の目はどちらかといえば冷いもので、さうした理由での二度目の結婚はひそかに行われる。未開社會の場合と違つて、ヒンドウ教の理念に基いた高いナヤールの文化がこうした道德を支えているのではなからうか。因みにナヤールの下層では離婚がより多いし、結婚關係はルーズである。性的欲望の特にない者、或はそれ程強くない者は皆獨身であるかといえは、そうではなく、特に獨身を希望する者以外、社會的慣習として殆どカラナヴァンによつて結婚

が決められる。しかし他の東洋社會に比して、ナイールの獨身は多い方であらう。家族構造が結婚による絆を中心としないから、個人への結婚の社會的強用は他のヒンドウ社會、或は日本の社會における程、強くないのである。

特に女子の場合、他のヒンドウ・カーストや日本の場合、結婚しなければ自己の生活の場を失う運命を持つてゐるのであるが、ナイールの女子にとつては結婚による生活の變化、社會的、經濟的變化は何等ないのであつて、一定の年を過ぎ、成年式後には Amma 母と呼ばれ、自分が結婚をしなく、子がなくとも、姉妹の子が殆ど自分の子供と同様な關係にあるわけで、結婚への強烈な期待がない。實際結婚によるパーソナリティの變化というのは非常に少なくナイールの婦人の中、獨身か既婚者か中々見分けがつかない。しかし結婚は社會的慣習として大多數の者がしており、夜にもなればベランダに立つて、夫の通つて來るのを唯一の愛情のしるしとして心待ちに待つのである。

父と子の關係は、最も稀薄なもので、父がやつて來る時は、夕食後なので、子供達は皆寢てしまつてゐるし、彼らの起きる前に父は歸つて行くので、成長すれば父の名も顔もよく知るが、愛情關係に到つては伯父、甥の關係が完全にこれに替る。

妻訪婚をルールとした結婚形式の例外として、カラナヴァンとその妻の關係があげられる。カラナヴァンが妻子を自分と共に住ませるといふ習慣は本來的なものであるのか、又一體何時頃からそうした習慣が生れたのか明らかでないが、調査の結果、その習慣は全ケララを通じて相當古くからあつて、最近百年程の現象とは思えないのである。しかし必ずしも例外なく、全部のカラナヴァンが妻子と共に住んだといふわけではなく、只、妻子を自分のタロワドに住まわせるといふことが社會的に容認され、それに對して何らの反對がなかつたといふわけである。多くの場合、カラナヴァンは相當年をとつてからなるので、カラナヴァンになる以前は他の成員同様、妻訪婚であつたわけである。

カラナヴァンになると、年令の上でも、遠い妻のタロワド迄毎夜出かけるということも不可能だし、後に述べる様に、カラナヴァンは個室を持つていたので、妻子をそこにおくことが出来、財産の管理、運営など多くの重要な仕事を持ち、常にタロワドに居る必要があつたことにもよる。

彼の妻子は彼のタロワド成員と共に毎日を過すが、もしカラナヴァンが死亡した場合には、その場ですぐ南門より立去らなければならない。妻子はお葬式に参列することも出来ないものである。夫が生存中は、便宜上、夫のタロワドから衣食住を支給されるが、原則としてタロワドの財産を妻子の爲に消費することは許されないのである。

前にナヤールの女性とは異性との關係において嫉妬を持たないと述べたが、この様な場合、カラナヴァンの妻とタロワドの女子成員の間には嫉妬が成立する條件がそなわつていたのであつて、例えばカラナヴァンが特に妻子に強い愛情を持つとか、タロワド財産を妻子の爲に使つたりすると、タロワド内に不和、紛争をまき起す原因となる。こうした慣習の弱點は後に述べるタロワド崩壊期にあつて、破局的に露れてくるのである。

Ⅱ タロワドの實態

以上で大體、タロワドの構成員について説明したので、ここで實際のタロワドというものがどの様なものであるかを説明しよう。タロワドは大程、見はるかす水田を背景に、こんもりとココ椰子の茂つた廣い庭園の中に建つてゐる。この庭園は白い二米程の土塀に四方をかこまれ、東側に屋根のついた立派な門がある。南の太陽がさんさんと降りつけ、汗を流して歩いた後、この門をくぐると、緑の高いココ椰子が涼しい蔭を落して箒の目をたてて掃き清められた

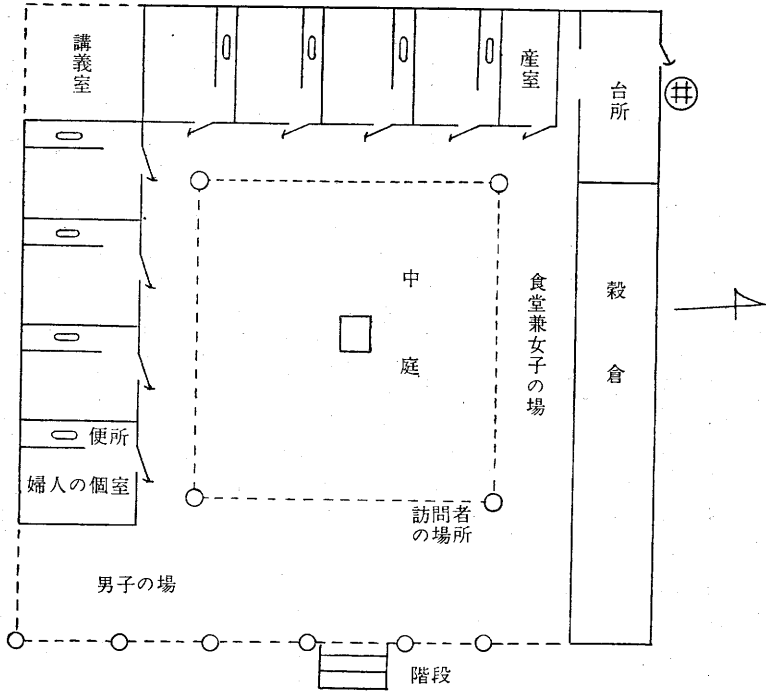
砂地に歩を進める時は、本當に氣持がよい。タロワドの建物はこの門から約十米程の所に普通建つてゐる。タロワドに近づくとき、いつもその邊で家事をしてゐる婦人にこやかに迎えられる。靴をぬいで、はだしで二、三段上つて家の中に入る。中庭に面したベランダに、少し待つ程に間もなく、さき程の婦人をもなつて、堂々たるおばあさんが澤山の大きな鍵の束を持つて、「まあ、ようこそ」と朗らかに迎えてくれる。これが云う迄もなくタロヴァティル・アマである。ナヤールの女性は誰でもそうだが、非常に訪問客を喜ぶ。今ではそれ程ではないが五十年前迄は、ナヤールの女性は冠婚葬祭に他家に招かれる以外は殆どタロワドで過したものだ。今でも非常に傳統的なオーソドックスな婦人達はタロワドで殆ど過すので、訪問客は特にそれが婦人の場合は非常に歓迎される。タロヴァティル・アマは、一通り嬉しい訪問客との挨拶が終ると庭の隅に氣付かれない様に立つてゐる下男(これはナヤールの下のカーストである)に命じて、庭園のココ椰子下のでつべんから大きなうす緑の實をとつて來させ、そのバスケットボール位あるココ椰子の實のへたの所を斧で切らせ、口を開かせて、そのまま私達に渡してすすめる。暑い日向を歩いて疲れた者にとつては、その新鮮な甘いココ椰子の汁は何よりの御馳走だ。穴を口に持つて行つて、上から流しこむのである。さつきの婦人はこの年老いた婦人の長女で、早速臺所に行つて、妹や娘達に手傳わせて私達にすばらしい芳香を持つコーヒー(南インドのコーヒーは有名である)をいれ、マンゴを切り、自家製のお菓子を用意する。實際ナヤールの家を訪ねると、いつも本當に澤山いろいろなものを出されて食べきれないで困つてしまふ。こうして彼女らがせつせとお客にサーヴィスする間、老婦人はいとも楽しさうに冗談をまじえながら、屈託なく私達と話をつづける。こうした老婦人程、美しく貫録のあるおばあさんを私は世界どの社會でもめつたに見たことがない。しかしケララのナヤールのタロワドには、どこにでもこうしたおばあさんがゐる。彼女はタロワドの長として全責任を持つて妥配を振り、全員を監督す

る権限を持つていたのでその貫録と人格の大きさはどの社會の女性も、とてもかなわない。タロワドという大きな協同體を指揮し、完全な自由を享樂してゐるので世はまさに彼女のものであり、樂しいのである。こうしてお話してゐる間にも、この老婦人の所には使から歸つた召使が報告に來たり、使に行く者がお金をもらいに來たり、又家事のことで女性成員が意見をききに來たりする。こうした場合、彼女は常に威嚴を保ちながら、てきばきと命令しては又こやかに私達に笑顔をむけるのである。

コーヒーやお菓子を出した長女やその妹達は、少しさがつた所で立つたまま（決してタロヴァティル・アマと同列に腰かけたりしない）私達の話の仲間入りをするが、老婦人程話さないで、時々、口をはさむ程度である。又彼女の娘達、即ちタロヴァティル・アマの孫に當る者達は更に距離をおいて、ただにこやかに話をきくのみである。こうした日常の振舞のほんの一寸した所にも、はつきりとした長幼の序列が伺われるのである。

さて、家の中を見せってもらう爲に案内を乞うと、タロヴァティル・アマが非常に年老いて弱つていない限り、自分で進んで重い鍵の束をじゃらつかせながら、自分で立つて一つ一つ戸を開けて、くまなくタロワドを案内してくれる。

ここでタロワドの構造を詳しく紹介しよう。四角の中庭をはさんで、タロワドは口の字型の建築である。中庭に面した四方はベランダになつていて、廊下の役をもする。左、即と南側はずつと結婚した婦人達の個室が並んでおり、南西の角には外側の庭に面して開いた部屋があり、ここはパンディット（學者）などを招いて講義を聽く部屋である。更にそこから右に、即ち西側は又ずつと婦人の個室がつづき、西の一番はずれが産室（出産及び婦人が月經の時、三日間をここで過す）になつており、中庭に面したベランダから、この部屋の右側、即ち左側に細い廊下があつて外に通じ、



点線の部分は直接庭に面し、壁がない
床は約70cmの高さ、

第三圖 ナヤール・タロワドの間取

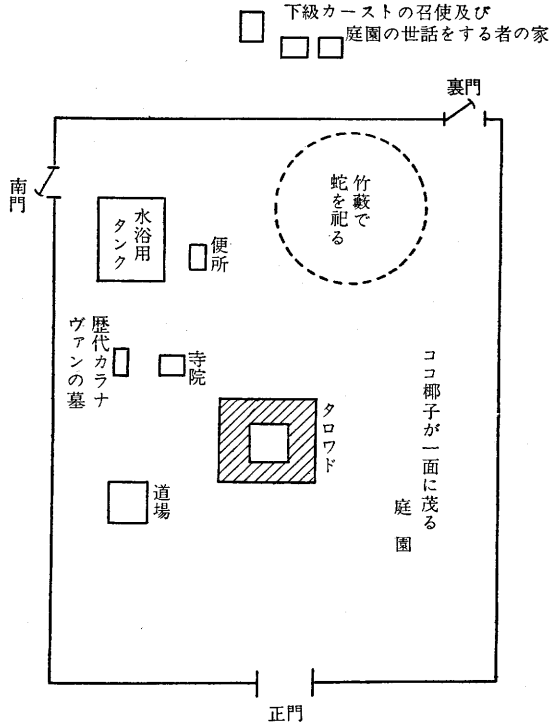
その隣の西北の角が臺所になつて
いる。そして臺所の北に井戸があり、
臺所の中から水が汲める様になつて
いる。この臺所の隣から北側は穀物
をしまつておく倉庫になつて
いる。これがタロワドの代表的な間取りで
あるが、タロワドの大小、又、水田
の多い所、ココ椰子の産物の多い所
では、穀倉の大小があり（前者では
穀倉が比較的大きく、後者では小さい）、
人数の大きくなつたタロワドはもう
一つ、この四角の建物を増築し、婦
人の個室を増す。更に大きいのは二
階建となり、貴族のナヤールの如き
大世帯となると、臺所、穀倉、など
が獨立した建物になる。

第三圖について更に説明を加えよ

う。即ち第三圖は、代表的なタロワドの原型である。これが大きい程、婦人の個室が多くなる。それぞれの家の都合、富の蓄積によつて、實際にはもつと複雑になるが、根本的な間取はこの原型に従つてゐる。婦人の個室には右手に夜間使用の簡単な便所がついてゐるが、これは毎朝、召使によつてきれいにふきとられる。この部屋には木のベットとうすい敷物があるだけで、夫が夜訪ねて朝歸る迄使用せられ、晝間は殆ど使われないので、個室といつても實際は寢室である。晝間は婦女子は、家事に従事する以外は第三圖の「女子の場」と書いてある所で仲寄く過す。又男子は、正面の「男子の場」でカラナヴァンを中心として、土地の管理の書類を整理したり、いろいろ相談をしたりする。實際、男子は土地の管理、戦術の訓練（これは普通、タロワドの東南の庭園の一定の場所でなされた）、今では勤に出るので、晝間はタロワドには殆ど男子の姿は見當らない。又夜は夕食後、結婚してゐる男子は皆妻のタロワドに夫々行き、女性成員の夫達が來るので、夜の男子メンバーは入れ替る。

カラナヴァンは男子成員でも例外に大抵個室を持ち、そこに財産、土地管理の書類などを保管してゐる。この個室は普通タロワドの門の上とか、庭園の一隅、タロワドの建物から少し離れた所に作られてゐる。カラナヴァンは財産の管理をしたり、忙しいし、大てい年老つてゐるので妻訪婚をせず、妻子を個室と一緒に住せる場合が多い。

近代的な學校教育を受ける以前は、ナヤール達は、博學のブラーマンのパンディット（學者）を毎日招いて、成員の教育に當つた。その爲にタロワドの西南隅には講義室がある。この教育は男女共に受けさせた。こうした所にも、他の社會と違つてタロワドの女子は男子と同様の資格を持つてゐることが伺われる。現在迄、ナヤールの男女の教育を受けた率をみると、男子の方がやはり壓倒的に多いが、これは日本やその他の父系制社會の如く、「女子に學問は不要」という觀念ではなく、近代教育實施の初期にはタロワド外に女子を出すということを好まなかつたというに過



第四圖 タロワドの全貌

き位に高いココ椰子が茂り、タロワドの西南にはタロワドのお寺があり、祭の際には、その前方には水浴用のタンクがあり、踊子を招き有名な宗教踊、カタカリが舞われる。その横には歴代のカラナヴァンの墓がある。その後方には水浴用のタンクがあり、全成員は毎朝そこで水浴をする。便所はその近くにある。又、西の隅の庭園の一部は鬱そうとしたさまざまな熱帯樹や叢でおおわれ、生きた蛇が常にそこに生息しているという。人々はこの園の中の一定の場所に石を置き、蛇信仰に

ぎない。教育そのものは男女平等に受けさせるというので、いささかも偏見はない。実際、全インドで始めての女子の大學出はナヤールから出ているのであつて、そうした初期の大學教育を受けた女性は今ではもう六十才を越している。

タロワドの構造から少し横道にそれたが、更にもう少し詳しくタロワドの全貌を記すと、第四圖の如くで、四方を壁に圍れて、その廣い庭園は殆ど一米お

基いて一定の祭をし、供物をする。

タロワドの廓の外に接近して召使や庭園の世話をする下級カーストの家族達の堀立小屋の様な家がある。この人々はナヤールのタロワドにやとわれ、又タロワドの土地を耕作する。

タロワドの堀のまわりは庭園のつづきの様に十米位の中でココ椰子の林がとりまいていて、その外側に廣々とした水田がつづくのである。これが典型的な傳統的なナヤール・タロワドの風景である。

Ⅲ タロワドの分布

以上述べた如きタロワドが全ケララに分布しているのであるが、村落の章で述べた如く、古くはタロワドが幾つか集つてタラ tara (村落) の單位となり、それが更にナド nad (くに) という地域的な單位を形成していたと思われるが、現在のタロワドの分布はその様な明確な地理的政治的な區劃として整理されたものではない。しかし昔さうでつたにしても現在ではその状態を再構成するのは殆ど不可能である。現在わかることはタロワドの幾つかは社會的な endogamous なグループを形成していると思われることである。

この章の最初にタロワドは exgamous な單位で、endogamous なナヤール カーストの細胞的基礎であることを述べたが、全ケララに分布しているタロワドがどの地方のタロワドとも婚姻關係を結ぶのではなくて、カーストとタロワドの間に、もう一つ地域的な endogamous なタロワドのグループが存在する。大別すれば、例えば北マラパールのナヤール、南マラバール、コーチンのナヤール、北トラヴァンコール、南トラヴァンコールのナヤールという様

にそれぞれ *endogamous* なグループとして認められる。勿論これはカーストの内婚規定、タロワドの外婚規定程、厳しいものではないが、各々の *endogamous* なグループはそれぞれの政治、社会、経済条件によつて、自然にこうした地域的なグループに出来上つたものと思われる。相當タロワド制がくずれてしまつた現在でもそれぞれのグループは多少の習慣の相違などあつて、お互に區別する程である。

實際問題としても、ナヤール母系家族の性質からいつて、その結婚はどうしても近在のタロワドに限定される。即ち、妻訪婚という形式が結婚條件、特に距離を限定する。ナヤールによると大體五マイル位の所までは妻訪婚が可能であるとのことだ。そうすると結婚關係を結ぶことの出来るタロワドは半徑五マイル以内に限定されるわけで、幾つかの特定のタロワドが代々婚姻關係を持つことになる。この場合、その中でも一つ或は二つのタロワドが傳統的に設定され、両者がクロス・カズン婚 *cross-cousin marriage* (母の兄弟の娘との結婚) によつて數あるタロワドの中で特定な關係を結ぶ。これについては實際の例で後に詳しく述べるが、これはタロワド間の經濟、社會的な友好關係のみならず、こうした經濟、社會的關係を背景にして、妻訪婚という様な稀薄な結婚形式による結婚に重みを與えるという意味で確に意義があつたと思われる。特に經濟的に安定した關係が心理的にもこれによつて成立したことは確である。例をあげて説明すれば、カラナヴァンは自分の娘を自分の大切な後繼者である甥と結婚させるといふことで、それは大いに歓迎すべき結婚である。ナヤールの結婚は從來、殆どがカラナヴァンによつてきめられたので、こうした結婚は自然に多くのパーセンテージを占めることになる。

この様な地域的 *endogamy* に更にクロス・カットした關係はナヤールの上層、中層、下層に分けられる結婚關係である。ナヤールの結婚は同じナヤール・カーストの中でも、はつきりではないが、上、中、下の社會的、經濟的レ

ベルによる endogamy が形成されている。さきに述べた例は主として中流ナヤールに該当するが、上流では例えば、マハラージャとか、土豪などは一種の貴族的な階層を形成し、婚姻は主として、その周邊（社會的意味）で行われる。従つて土豪、マハラージャは地域的に相當な距離を持つていたので、多くの場合その配偶者にえらばれた者はタロワドから別個に、マハラージャの宮廷（即ちタロワド）から少し離れた所に邸宅を營み、妻訪婚を可能にさせている。又ナムブドリ・ブラーマンの多い南マラバール、コーチンでは、上流は女子をナムブドリと婚姻關係を持たせている。北マラバールでは、土豪達はコーチン、トラヴァンコールのマハラージャ達程の經濟力を有しなかつた爲、妻の爲に獨立の邸宅を興える程の餘裕がなく、タロワドに同居させたものと思われ、この豪族達の慣習が全北マラバールのナヤールに影響して、後に問題とする「妻子をタロワドに居住させる」という、ケララにおいては珍らしい習慣が出来たのではなからうかと思われるのである。

下層ナヤールのタロワドを中心とする結婚關係には明確な資料がないが、一般にタロワドは非常に小さく、タロワド間に上、中流ナヤールの如く、はつきりした傳統が見られず、相當流動性の強いものが伺われる。下層カーストとの婚姻、一妻多夫婚などという例外的な要素が入り込む餘地がある程、そのタロワドは社會的にも經濟的にも脆弱さを持つてゐる。

以上述べた如く、全ケララに分布するナヤール・タロワドは、地域的、社會的な内婚的なグループを持つ傾向が見られる。

第四章 ナヤール母系大家族崩壊の歴史

ナヤール母系大家族制がその崩壊の兆を見せ始めたのは、今から約百五十年前、十九世紀初頭に遡る。即ち澤山の土着のナヤール豪族によつて細分されていたケララは一七九二年以來、英國の統治下に歸し、政治、經濟組織に急激な變化を蒙り、それによつてナヤール母系大家族制は根底から大きくゆらぎ始めたのである。政治、經濟、社會の面と各々封鎖的な組織の上に獨立していた豪族達は、英國インド政府の龐大な組織の中に分子化することによつて、獨立と内戦によつて確立された機能を失つてしまつたのである。ケララ地方の永續的な平和は特に武士階級ナヤールにとつて深刻な經濟、社會問題を生み出した。平和はナヤール男子に生きる目的を失わせ、下層ナヤールにとつては世祿を失わせ、多くの武士が失業し、方向を失つたエネルギーは更に年々の人口増加を加えて、ナヤール・カーストに重大な社會問題として壓力を加えたのである。こうした壓力は實際問題として、ナヤールの各タロワドに内在し、時と共に雪ダルマ式のふくらみを呈しながら、遂にタロワドの崩壊をさげがたいものにしてしまつたのである。

大家族制、即ち同一屋根の許に一定の間人が共同生活をし、財産を共有にするというナヤールのタロワド組織は、人口の急激な増加には實際生活において忽ち深刻な問題となると共に、農耕經濟、即ち一定の土地の生産にその經濟が立脚しているので、家族員を收容しきれないということばかりでなく、農地の不足といつた様な經濟的破綻にも直面しなければならなかつた。こうした意味で英國統治による政治、經濟組織の變化は全ケララの人口の中、ナヤール・カーストに最も風當りがひどかつたのである。例えばナンブドリ・ブラーマン達は長子相續と次、三男の不婚制

の爲、家族員は殆ど變化しなかつたし、ナヤールの下の老大なヒンドウ教徒達は大家族制ではなかつたし、又クリスチャン、マホメット教徒達は商業に従事していたため新しい變化に對してはるかに順應力があつた。

皮肉にも、その經濟的繁榮と社會的優越を長いケララの歴史の上に保つて來たナヤールはここに没落、崩壞を餘儀なくされるに到つたのである。ナヤール・カーストの社會組織が他のカーストのそれに比して、急速に崩壞して行つた原因は、それが母系制であつたことと、そして又大家族制であつたことで、この兩者の結合は經濟變化(特に近代化)にあたつて、最も弱い社會組織と云わなければならぬ。例えばアッサムのカン族の様に母系制ではあるが、それが大家族制でなく、小家族(nuclear family)を單位としたものであつたら、この様な激しい變動にもつと耐え得たであらうし、又ナンブドリ・ブラーマンやその他のインド上層カーストの如く、父系の大家族制であつたら、全インドで現在行われつつある様に、その崩壞への道はもつと長いものであつたらうし、そのテンポは抵抗を含むゆるやかなものであつたらう。ここにナヤール母系大家族制というものが、特殊な母系制であり、又特殊な大家族制であつたことが強調される。

全ケララに分布するナヤール母系大家族制は地域的に、それぞれの諸條件による差のために、過去百五十年間の崩壞の過程とその仕方には多少の差はあるが、早かれ遅かれ、同様の方向に進んで來たのである。先ず人口増加によつて收容しきれないタロワドの内部には家長カラナヴァンに對する不平が日々醸し出され、タロワドの細分化、即ちタワリ毎による居住を餘儀なくし、近代教育、西洋思想の移入は家長的獨裁に對して、鋭い批判と對決を始めると共に、夫婦を中心とした小家族のあり方を個人に認識させる様になつた。又こうして確立され始めた個人主義、近代的自我は當時増加しつつあつた個人收入(近代教育を受けたナヤールの多くは政府の役人としての道が開けていた)に支持されて、

その主張を満足させる機會をもつたのである。

この様なあらゆる新しい要素は年と共に激しくなり、累積され、一途に母系大家族制崩壊への道の巨大なエネルギーとなつたのである。かくして遂にトラヴァンコールの一九二五年の改正法 (Nayar Regulation II) は、タロワド財産の個人單位による分割を決定し、ここにナヤール母系大家族制は終熄するに到つたのである。この一九二五年のトラヴァンコールの決定はケララの他の地方をも大いに刺戟し、一九三三年、マラバルでは同じく改正法 (Malabar Mumukshabham Act of 1933) が通過し、この兩者の線にならつて、全ケララでは次第にタロワドは分解し、私が調査した一九五六年には殆ど全ケララにわたつて母系大家族制は終熄していたのである。一九五六年の春には北マラバルの Cannanore にある由緒ある土豪のタロワドが分割を終り、カリカットの Zomonin の一族は二百人の成員を容したタロワドで、そのカラナヴァンはさじを投げ、財産の分割を政府に委託し、決定を持つのみであつた。この様に、殆どが既に分割を終つていたのであつて、大きなタロワドを訪れると、大抵、五、六人の小家族が分割された小さな土地を持つて、淋しく、がらんとした古い建物の中に住んでいるのが常であつた。タロワドの財産分割をすませた多くのナヤール達は夫々官廳、學校、會社などにサラリーマンとして収入の道を持ち、トリヴァンドラム、コーチン、カリカットなどの都會に住み、近代的な家を建てて、私達の家族と同じ様な生活をしてゐる。

さて、母系大家族制から夫婦單位の小家族に移行する迄のナヤールの來た道、その苦惱は全く想像に絶するものである。今残された尨大な資料 (政府、裁判所、その他に残る記録) の山をときほぐしながら、又實態調査によつて過去五十年程の崩壊の歴史を復元して、その後を調べ、その過程を明らかにしてみよう。

タロワド財産の分割に關する一番古い法廷の記録は、一八一〇年の西區、地方裁判所の見解で、それによると、
「母系家族成員の個人の財産の分け前は、その個人による負債の返却などのために賣ることが出来る。もし財産分割をする場合は、個人單位ではなく、タワリ單位にしなければならぬ。カラナヴァンはその場合、他の成員と同じ分け前を持つべきで、他の成員より多くとることは許されない。」

とあり、タロワド財産をタワリによつて分割することを是認しており、又タロワドの財産に對して個人の分け前に對する權限を認めている。これは従來の傳統的なタロワドの原理に反するものであり、當時既に多くのタロワドがこうしたことを是認する程の状態にあつたことを推察させるものであると共に、新しく司法權を持つた英國政府側が、土着の慣習法に對して明確な理解とその對策を持つ迄になつていなかつたことが伺われる。このことはその後の一連の法廷の態度にもよく表れている。一八一三年には前と同じ地方裁判所が分割申請の請願を却下したこと。同年 *Tellicherry* の區裁判所では分割申請に對して一度承認されたものが、地方裁判所 (*Sudder Court*) において却下されてゐること (*Sudder Decisions*, 1857, p. 120)。こうした分割申請は全ケララにおいてまだ幾つか提出されたものと思われ、その結果、一八一四年には慣習法であつたタロワド財産不分割が始めて成文化された。この成文化を中心として英國はその統治に當つて、土着の慣習法尊重の態度に出ていることは注目すべきことである。

しかし、この成文化にも拘らず、十九世紀前半においては、タロワド分割のケースが相當あり、各地方裁判所の判決は、分割を承認している場合も多く、法廷の態度は相當現状を斟酌したものであつた。その代表的な例として次の様なケースを挙げることが出来る。一八五五年 *Tellicherry* の法廷で *Mr. Chatfield* はタロワド財産分割申請を承認し、成員の同意による財産分割は當然なべきであると思ふべきであると意見を加えてゐる (*Zillah Decisions Jan. 1857, p. 15*)。一八

五六年にはカリカットの副判事 Mr. Cook は、「この地方の慣習として、タロワド全成員が承知し、同意し、對價を有する場合の財産分割は必要である」と意見して与 (Zillah Decisions, Calcutt 1856, p. 19)。

しかしこうした地方裁判所の分割承認の傾向に對して、マドラス高等裁判所の態度はそれに反省をうながすものであつた。即ち一八六〇年にタロワド分割の一ケースに當つた高等裁判所の判事 Mr. Holloway は、「一八一四年以來、高等裁判所によつてきめられた不分割の成文法があるにも拘らず、地方裁判所などにおいて分割を承認したというとは全く残念なことであり、又それは過去における同僚の權利であつたが、土地の慣習法を無視して外國の法のまぜものを用いて、局部的な決定を出すなど、一旦きめられた法にもとり法の終始一貫性を缺いたことはなげかわしいことである。」と云つている。この様に當時高等裁判所では一八一四年に慣習法を成文化し不分割をうたつたのに、この半世紀の間、澤山の分割に關する請願を受け、地方裁において高等裁判所の法令にもとる様な判決を出したので、ここで又高等裁は傳統的な母系大家族法の法を固守する強い態度に出たのである。しかし考ふるに、それ迄、即ち一八一〇—一八六〇迄、分割問題はそれ程重大なものと意識されていなかつたに違ひなく、又こうした高等裁判所の特殊な強調は分割問題が一八六〇年頃に到つて社會的な相當な擴りを持ち出し、大きな問題となつて來たことを裏書きしているのではなからうか。このことはマラバルにおいてのみでなく、トラヴァンコールにおいても、一八六五年迄は分割許可の判決が度々なされていたのである (R. M. C. Appendix IX) が、それ以後、法廷はマドラス高等裁判所の處置と同様に、トラヴァンコール高等裁判所を中心に強い不分割の態度をとり出したのである。

ここで問題とすべき點は、タロワドの分割、派生は何も十九世紀になつて始めて出來た新現象ではないのであつて、過去千年以上の長い間には必ず、時々タロワドの分裂、派生があつたに相違ないのである。何百年の間、一つのタ

ロワドがそのまま一つで、一人の女から派生した全成員の生存メンバーを含んで来たということは先ず考えられないことである。タロワドは同一建物（厳密には同一園内の建物）に居住し、財産を共有する共同体であるから、長い人間の生活史上、必ず收容人員を超過したり、又さまざまな理由で新しいタロワドが派生したり、タロワドが分裂するということも考えられる。そのことはナヤール達の用語 *Mudal Sambantham* と *Pula Sambantham* というカテゴリによつても伺えることで、前者は財産共有の協同體、即ち現實的にタロワドを意味し、後者は道徳的な協同體、即ちタロワドを異にするが *exogamous* な協同體を表わすので、その成員はタロワドを異にしても遠い祖先を同じくするのであつて、こうした一つの協同體を形成する異つたタロワドの成員間では結婚關係を決して結ばず一般のタロワド關係から區別されて一つのカテゴリを形成する。これは明らかに長い過去に何らかの原因で同一タロワドが分枝した證據である。

又 *Mayne* もその著 *Hindu Law* (pp. 302-303) において、「マラバール及びカナラ地方では、現在タロワド分割の權利は存在してゐない。或る場合には、家族が非常に大きくなつて、財産（即ち大抵の場合土地であるが）をいろいろな地方に持ち、大家族はその成員中、特に近い血縁集團毎に分れ、一つづつが立派なタロワドを形成し、遂には土地も各々の地に分れて持つ様になる。勿論これは全成員の同意の許になされなければいけなく、反對者が一人でもあつても分裂を強いることは出来ない。」といつてゐるし、さきにあげたタロワド財産分割の法令を強調した *Mr. Halloway* も、「同じ名を持つ澤山の家があるが、それらは既に財産を別個にしている現状で、そうした意味で分割は必須である。」という意見を既成事實を前にして述べてゐる。一八七八年には高等裁判所は四十年に渉る別居生活をしてゐるタロワドに對して、分割を承認する判決を出してゐる。又一八七九年には時の裁判官 *Mr. Wigram* は、「二世代

即ち六十年に渉る別居は分割の條件として充分だし、一世代、三十年のもでも充分であるという意見を出している。この様に、農耕經濟に立脚した富裕な大家族の自然の傾向として、長い年月の間に分裂、派生がなされ、又なされつつあることは首肯し得るのである。當時こうした問題に直面した法律家達もそうした現象を認めているにも拘らず、分割問題に強いブレイキをかけ、ナヤールにとつて深刻な社會問題として重大な錯亂する社會現象に發展したのは何故だろうか。

當時、政治、經濟の變化による急激な人口増加の壓迫に加えて、平和になつたため、タロワドはもはやその軍事的單位としての機能を失い、共同の敵に對して養われた團結力もその意味をなくし、一寸したタロワド内の紛争も分裂の方向をつくつたものと思われる。従來の長いナヤールの生活史において行われた自然な分裂は、こうした故意な不自然な分裂への傾向に合流したわけで、又その數が多量で急激であつた爲、カースト的な規模において社會不安となり、更にこれが英國統治による成文化によつて、傳統的な慣習法によつて、自然に行われていた分裂の現象をも無視する結果となり、非常に無理な、タロワドにとつて窒息する様な事態を生じさせたのである。自然分裂を無視したタロワド財産分割の片面的成文化の前にあつて、助長された分裂への傾向は日増にナヤールを苦境に立ち到らせて行つたのである。

タロワド崩壊史を時期的に分けてみると、以上は「第一期」とも呼ばれるものであろう。大體一八一〇年から、一八六〇年代に當り、この時代は崩壊への萌芽が次第に成長して、漸くそれが明瞭な一般的動向となり、それに對して法廷はタロワド不分割を強調し、それによつて崩壊へのエネルギーは鬱積し、分割問題をめぐつて訴訟は法廷に山積される様になつたのである。

こうした現状にあつて、ナヤール達は漸くその重大性を認識する様になり、法の改正を叫び出し、それが大きな運動に發展し、遂にマラバルにおいては一八九一年 Malabar Marriage Commission、トラヴァンコールにおいては一九〇八年 Marumakkathayam Committee が結成され、法改正をめざして、大規模な輿論調査がなされたのである。この大體十九世紀後半から二十世紀の初迄が「第二期」となり、最もナヤール達が苦難の道を歩んだ時代で、崩壊のプロセスにおけるクライマックスともいふべき時代である。

第二期はナヤールが人間として、個人として、觀念や意識の上で近代的な成長期にあつたのであり、タロワドに内在した諸問題は近代的な考え方に支えられ、分析されて、その矛盾の全貌を次第に露呈して來たのである。それはこの時代に到つて始めて「個人」という單位が出現したことである。第一期の問題はタロワドの大から小への分裂という一元的な問題であつたのが、この第二期に入つて、「個人」を少くとも考慮に入れることが出て來たのである。これに關した最初の記録は、一八六五年、トラヴァンコールにおける有名な政治家であり、マハラージャの相談役であつた Sir T. Madava Row の、カラナヴァンの獨裁からナヤール達を自由にする爲には、個人單位によるタロワド財産の分割を法によつて制定すべきであるという案である (Sir T. Madava Row's Administration Report of Travancore for 1040 (1865) pp. 1-2)。これは後に一八九一年の Malabar Marriage Commission や一九〇八年の Marumakkathayam Committee の人々によつて強く出される様になつた見解であるが、四十年もの前にこうした意見を出したのは卓見であり、又よく情勢を洞察していたものと思われる。一八六五年といえばトラヴァンコール全州において、ナヤールの大學出は唯一人であつた。現在、全インドにおいて最も高い大學出のパーセンテージを持つこの地方では、この一八六五年をはじめとして、以來急激に大學出が増加したのである。かくして一八九一年、一九〇八年頃には法

改正の運動をおし進める識者の層が出来上つていたのである。一八九一年の *Report of Malabar Marriage Commission* 及び一九〇八年の *Report of Marumakkathayam Committee* は第二期の分析の重大な、そして多量の資料を提供してゐる。以上この兩リポートを主として考察を進める。マラバルとトラヴァンコールでは多少、そのプロセスを異にしており、違つたアスペクトがその崩壊過程に見られるし、こうした運動によつて出来た法令も少し色が違い、年も違つので、夫々別個に分析することにする。従つて、説明の年代は前後するが、二つの變容過程を比較することによつて、一層問題の内面に多角的にメスを入れることにする。

I 北マラバルを中心とした考察

R. M. M. C. ⁽²⁸⁾ には當時の状態を次の様に記してゐる。

「法廷は我々に、タロワドは永續性(不分解性)の單位である、即ちその財産の分割は不可能で、全成員は共に住まなくてはならない、という制度を強要しているが、現實問題は一體どうだろう。我々の被調査者の一人 Mr. Kamaran が云つてゐる様に、現状はタロワド内において口論、喧嘩のない日は一日としてないのであつて、タロワドはその崩壊を今や必須としている。人口増加によつて收容人員を超過したタロワドは全く生活不可能となり、次の段階としてタロワドはタワリ毎に分裂する。こうした傾向を助長する條件として、次の様な問題がある。普通タロワドの所有地(或は管理地)は一定の地區、即ちタロワドのある地を中心として、集中してゐるのではなく、多くの場合タロワドから相當遠く、それもあちこちに分散してゐる。こうした場合、夫々の地に倉庫 *Kalam* (筆者註、穀物を貯藏すると共に

管理者やその家族が居住するように出来た臨時の家を建て、カラナヴァンには自分の代理者として主なアナンダラヴァンを任命し、管理に當らせる。夫々の收穫は夫々の倉庫におさめる習慣になつてゐる。こうした習慣はタロワドが満員になつてしまつた場合、その管理者は少しでもタロワドにスペースをあける爲、彼のタワリの男女成員をこの倉庫に移してしまふ。勿論こうした倉庫の管理はタロワドのカラナヴァンとよく連絡し、相談の上でなされるが、夫々のタワリは夫々の土地の收穫で獨立の生計を營み、年月がたつ中にカラナヴァンの居るタロワド、その他のタワリからすつかり獨立した經濟生活をする様になる。夫々のタワリは年と共に状態が變化して行くわけで、或るタワリではその土地に比して人口が増加し、生活が困難となり、或るタワリは家族員が少くなつて、或はそれ程ふえなくて、豊かな生活をする。そこで惡條件におかれたタワリはカラナヴァンに土地の配分をもう一度やりなおして欲しいと迫る（タロワドの財産は共有であるという原則によつて）。しかしこうした場合、殆どうまく行かないのが常であつて、こうしたことがタロワド内の大きな紛争の原因となる。」

一旦、居住地を別個にしたタロワドは一人のカラナヴァンによつては命令が中々徹底しない。又タロワドの土地は一定しており、タロワド全人口が増加しているので多くの場合、いずれのタワリも多かれ、少なかれ、土地が足らなからのであるから問題はむづかしくなる。

同じ一つのタロワド（建物）において、適當な家族數を容れている場合に徹底したカラナヴァンの命令、責任、タロワド各成員への平等な配慮も定員を超過して尨大になつたタロワド、更に居住を分散させたタロワドでは、中々行われ難くなる。どうしても自己に直接つながる血縁を持つ家族、自分の弟達、姉妹及びその子孫達、特に他のタワリが別居している様な場合、毎日生活を共にする家族員には他の成員より深い愛情が湧き、配慮が特別になるのが自然

であつて、財産の運営においても、彼ら、即ち自分のタワリにより有利にする。例えばこれも新しい現象だが、タロワドの男子に近代教育の授ける。特にナヤールに多い、英國はじめヨーロッパへの留學という場合には、同じ様な才能と條件を持つ男子があれば、必ず自分のタワリ、特に直接の甥をやる。昔の傳統的な教育ならばブラーマンをタロワドに招き、タロワド成員が一樣にその教を乞うたわけだが、外國留學ということになると、多大の出費を豫定するわけで、共有財産であるタロワドの財産を特定の者にさく結果となり、他のアナンダラヴァン達からカラナヴァンはその不公平を指摘され、共通の長としての信頼を裏切り、タロワド内の紛争を起す一因となる。この教育費の問題は一例に過ぎないが、似た様な事件が多々あるわけで、カラナヴァンとアナンダラヴァン、各タワリ間の不和となつて、タロワド協同體にとつて致命的な大問題となつてくるのである。

こうした事態は當時の調査對象となつた人々のカラナヴァンへの非難の聲として、報告に數多く収録されている。これから見ると、當時、マラバールにおける主なタロワドの殆どではカラナヴァンとアナンダラヴァンの間はまさに嫌惡、不和、紛争の状態であつた。或る者はカラナヴァンはアナンダラヴァンが成長し、結婚すると何らの經濟的援助をしない爲に、こうしたアナンダラヴァンはタロワドの仕事を拒絶している、とか、カラナヴァンはタロワドの財産を私用の目的に勝手に消費してしまふので、アナンダラヴァンはカラナヴァンに對して、つとめを怠り、彼の命令に従ふことなく、又タロワドの爲に働くという氣持はない、など。ここに到つて、タロワドの生命である「家長的指導と服従」は失われ、カラナヴァンもアナンダラヴァンもタロワドを忘れ、個人主義やエゴイズムが悪條件を糧として成長して來たのである。このカラナヴァンに對する不満は前のカラナヴァンが亡くなつて、次のカラナヴァンが他のタワリから出た場合、新しいカラナヴァンは前任者に對する復讐の如く、今度は自分のタワリに有利に他のタワリ

の成員を無視してタロワドの財産を運営しようとする。この様に家長権の濫用は惡順環を極めるのである。

當時こうしたタロワドの危機は、日々増加するアナンドラヴァン達の告訴にもよく表れ、高等裁判所においても、タロワドのタワリ毎の分裂は不可避であるという強い意見も出る様になつていた。即ち、「他の地方と同様、マラバルにおいてはタロワド不分割は今や非常に困難な現實に直面している。家族員は老大となり、多くのタワリに分裂し、實際には新しい家族集團がそこから生れているのだが、彼らは單にタロワドの成員として、タロワドに名義的な關係を持つているにすぎず、實質的にはもはや、タロワドの成員を構成してゐない。ただいくつかの家が同じタロワドの名を持つてゐるが、タロワド全體として各成員が自由に同じ權利、義務で融合してゐるのではない。ここにタロワド分裂を結論とする強い可能性をもつ根拠がある。」(Madras High Court Report. 411)と報告してゐる。

以上はタロワドの崩壞過程におけるタロワド内部から形成された崩壞への原因であるが、これに少しおくれて、或は平行して、更にこの分裂、崩壞の道を急がせる大きな原因はタロワドの外部からの條件、即ち妻子を自分のタロワドに居住させるといふ、avunculocal (伯父方居住制)の慣習である。

カラナヴァンがその妻子を自分のタロワド(正確には自分の部屋)に同居させたといふ習慣は、既に前章で述べた如く、母系大家族制において相當古くから是認されていた習慣と思われるが、これがタロワドの柱がゆらぎ始めると、更にタロワドを頽廢させる温床となつたのである。タロワドの不分割を規定した成文法の前で、實狀は既に述べた如く、現實のタロワドは不和の中にタワリ單位の強い分裂への傾斜を示していたのである。この中にあつて、カラナヴァンはアナンドラヴァン達の自分への不信、エゴイズムに對する不満は同居する妻子への思いやりを反動的に強めた。それに平行して先方のカラナヴァンが最早充分な保護を與えなくなつた自分の妻子に對して、責任と保護を與えたい

という欲求を生じ、タロワドの財産を妻子の爲に流用するなど、更にアナンダラヴァンの批難を浴びる原因を作つたのである。R. M. M. C.の被調査者の言をかりれば「タロワドの男子は、自分がカラナヴァンとなるや否やいかに妻子に恩恵をほどこすべきかを考え、タロワド成員の利益を無視した行動に出てしまう。」こうした行動はアナンダラヴァンのカラナヴァンに對する絶望を招き、アナンダラヴァン、特に各タワリの長はカラナヴァン同様に妻子を自分のタロワドに同居させ、この傾向は更に他のアナンダラヴァンをして妻子をタロワドに呼びよせる結果を招いた。

こうして、母系による血縁集團であるタロワドはその傳統的な構成の型を破壊して行く。唯でさえ人口過剰の、經濟的に窮迫しているタロワドはこうした豫期しない異分子（妻子連）を包含することによつて、急速度に危機へと追いつたてられて行つたのである。この様な各男子成人成員が、結婚後妻子を自分のタロワドに居住させるとする *avuncu-local* な習慣は特に北マラバールに顯著で、私が調査した一九五六年には人々はこの習慣を傳統的なものとして考え、北マラバールの人々は南マラバールの様に妻訪婚をするのは男子として非常に恥すべきことだと強調して語るのが常であつた。又こうした傾向は北マラバール程強くはなかつたが、トリヴァンドラムを中心とする南トラヴァンコールでも妻訪婚は恥しいことだという見解も少からずあつた（南トラヴァンコールでは北マラバールの様に、タロワドに妻子を呼ぶ *avuncu-local* でなく、夫が獨立の家を建て、そこに妻子を呼ぶ *neolocal* なもので、これについては後にくわしく述べる）。それに反して、南マラバール、コーチン、北トラヴァンコール地方、即ちケララの中心を占める地方では相當最近迄、妻訪婚が行われていた。これはこの地方が特にナムブドリ・ブラーマンの多い地方で、その地方の上流チャールがナムブドリとの結合の線を持つてゐるので、きびしいカーストの線によつて、妻訪婚以外の形式が考えられなかつたという事實にチャール全體が影響されていたものではないかと思われる。

全ケララにおいて、法の改正がマラバールで最初に叫ばれ、當時のインテリ・ナヤールの間にあつて運動が組織化され、遂に Malabar Marriage Commission を結成させたエネルギーは、とりもなおさずこの北マラバールを中心とした avunculocal な慣習がタロワドに内在する問題を、更に複雑化し、矛盾を重ねて行つた結果に他ならない。

ナヤール・マルマカタヤムの原則として、タロワドは嚴格な母系による血縁集團であり、その財産はタロワド成員のみに消費さすべきものである。然るに前記の如く、タロワド外の外來のメンバーもタロワドに居住することによつて、同じ臺所で、同じ釜の飯を食べるわけで、タロワド成員のみに消費さるべきタロワドの財産は、他のメンバーによつて相當消費されることになる。かくして母系のタロワドは變容して、一見、父系大家族制に似た様相を呈する。

男子成員の妻子が加わる代りに、タロワドの女子成員が結婚と共に夫のタロワドに居住するから、數學的には絶對成員メンバーは餘り變化しない様であるが、一旦結婚した女子は、母系制であるから妻として夫のタロワドに永住するわけではなく、夫の死亡と共に居住權を奪われ、もとの自分のタロワドに子供を連れて歸らなければならない。夫の死亡のみでなく、夫、或は夫のタロワド成員との不和、又離婚によつても同様な現象になる。従つてこの様な女性成員、及びその子供達がタロワド間で常に流動人口となり、社會的、心理的不安定を醸造し、やがてタロワドの不可避的崩壞の要因となる。タロワドには結婚が不成功に終つた女性、未婚の女性、即ち傳統的なタロワド成員としての女性と、外來の妻として來た女性との間には、常に紛争、不和がたえない。それはマルマカタヤムの法に従つて、男子成員は彼のタロワドの女子成員（姉、妹、母、その姉妹、姪等々）を養ひ保護するのがつとめであるのに、どうしても生活を共にしている妻子への愛情が深くなり、關心が姉妹達から應々にして妻子に移り勝ちとなる。こうした妻對姉妹の不和は北マラバールでは殊に汚名高いもので、その嫉妬、紛争は丁度我國或は他のインドにおける嫁と姑の問題

に比すことが出来る。

この様に心理的、道徳的、經濟的にタロワドをむしばみ始めた顯著な傾向は、實際問題として、各タロワドを變容し、相反する二つの志向（傳統的な母系グループと、新しい夫婦を中心とするグループ）を含む、極めて不安定な協同體を成長させて行つたのだが、この新しい現象は法的には何らの裏付けを持たないものであつて、この協同體タロワドの長、カラナヴァンは自分の妻子、アナンダラヴァンの妻子に對して、何らの責任、扶養、後見の義務はない。妻子達はあく迄その生れたタロワドのカラナヴァンの保護下にあるわけである。生活を共にする夫は彼女らに對して、何らの權利も義務もないのである。

こうした母系大家族制の崩壞期、そして新しい夫婦中心の家族が出来上る前夜のマラバールのナヤール達は、實に不満な不安定な人生航路を歩まなければならなかつた。共に居住する父は彼にとつて外の者であり、法的に彼の扶養者でも後見人でもなく、母はその家の主婦ではなく、單にカラナヴァンの依存者の一人に過ぎない。古い法と新しい道徳觀念のくい違い、古い制度の中の新しい慣習、人間關係の變化といつた様な、さまざまの矛盾が渦巻く中でナヤール達は新しい政治、經濟制度の變化に支えられて、少しでも合理的な解決の道を見付けようとした。それはアンシャン・レジームを根底から打破するというラディカルなものではないが、そのアンシャン・レジームの中で、一部分の制度を變更することであつた。即ち結婚登録制による夫婦を中心とした家族の制度化、それに伴つて個人によつて蓄積された財産を妻子に相續させるという父權の確立であつた。この目的によつて法改正の爲に他でもない *Malabar Marriage Commission* が出来、マラバール全土にわたつて大規模な輿論調査が行われたのである。この報告によると、當時、既に多くの者がその教育をカラナヴァンでなく、父によつて授けられていたという。カラナヴァンは

タロワド財産を自分のタロワドの男子、又自分の息子の教育に使い、カラナヴァンから遠いタワリの男子はカラナヴァンにその教育費を仰ぐことは不可能となりつつあつた。法的には何らの扶養、後見の責任もない父が、個人所得を持つてゐる場合、又彼がカラナヴァンであれば、例外なく教育費は父によつて出費された。父がアナングラヴァンである場合、その個人収入はタロワドの爲には消費されることなく、妻子の爲に消費することを自ら進んでしたわけで、カラナヴァンへの不満と失望は父への期待となり、妻子への愛情となりここに新しい人間関係、父と息子、娘、夫と妻が生れ、それが強い愛情をもつて結びつけられ、この関係は實際の日常生活、新しい道徳觀念、經濟によつて強く支えられた。こうした現状は新しい法改正を今やおそとしと待つばかりであつた。

この輿論調査はタロワド分割や結婚法規に關する諸條項を項目別に書類とし、各タロワドに分布し、又主なタロワドの代表者、インテリ層に詳しい意見を求めてなされた。各タロワドの代表者二一人の被調査者の、個人によつて畜積された財産の相續法に關する意見の統計をここに紹介する。一二一人中、

一〇人——現法のまま、即ち遺言のない場合には、個人によつて出來た財産はタロワドのものとなる、といふことに賛成、

三二人——タロワドと妻子に分割すべきである、

四一人——タロワドにやらず、全部妻子にやるべきだ、

二三人——妻子とタワリで分割する、

二人——タワリのみに行く、

七人——タロワド、タワリ、子供で分ける、

ナヤール母系大家族制の崩壊について

過半数は個人の財産をタロワドにやることに反対している。又質問表を送つて、それに答えた三三二名中、一〇五名は全部、妻子にやることに賛成している。

結婚登録に關しては、さきの二二一名中、七九名が賛成し、その中で四名は義務的登録を希望し、二名は義務登録でなければ賛成としている。後者の三三二名中一七八名は結婚登録に賛成している。兩者とも賛成は過半数を占めてゐる。

こうした結果を更によく理解する爲に、被調査者の一人である Mr. Rozario (High Court Vakil and for many years Leader of the Telichevy Bar) の意見を紹介する。「北マラバールの大多数の者は、結婚を法によつて規定することを欲しない。というのは彼らは、既に法的な結婚をしていると信じているからである」。従つて結婚登録に賛成してゐない者達は、それに反対であるというのではなく、既に自分達が傳統的な結婚を立派に法的なものとして信じているから、今更何も登録するという必要を認めないというに過ぎない。結婚關係の重要性は充分認めてゐるわけである。又同氏は個人財産の相続については、「殆ど全部の教育を受けた母系制のヒンドウ教徒は、個人財産を妻子にやることを欲している。しかし、私は教育を受けてない大多数の者がこれと同じ意見であるとは思わない(註、彼らの多くは個人所得がない)。すでに多くの者は生存中、個人所得があれば、それを一緒に住む妻子にギフトとしてやつてゐるので、實際、提起された法の變更はたいして現状に大きな變化をもたらすものではない。私は又二〇人から二五人の教育を受けていないが個人所得を有し、それによつて妻子と共に生活してゐる者と話したが、大部分の者は、個人所得をタロワドに置いてゐない。個人所得の一部を、妻子の他に、タロワドに、或はタロワドの誰かにやつてゐる者は、彼の姉妹、姪などが貧乏である場合に限られてゐる。私は又大多数の者が何らかの法的な結婚に賛成であるということを確認

信した。又マラバール各地の人々と提案された法規について話したが、マルマカタヤムの法自體の變更ということが教育を受けた者の間に強く叫ばれつつあることを知つた。」と述べている。⁽³³⁾

これにより、個人所得を妻子へ相續させよという強い意見は、その大多數が個人所得を持つインテリ層を代表しており、妻子へはやらす、タロワドないシタワリにやるといふ意見は個人所得のない者達の考えを反映していると思われ、この賛否が單なる考え方の問題の相違でなく、當時の各ナヤールの經濟狀態を反映しているものと言えよう。さきあげた統計と比例して、報告書には數多くの意見がのせられているが、この輿論調査によつて集められた資料によると——どちらかといへばインテリを中心とした意見になるのだが——結論として大多數の者は結婚法規の制定、妻子に有利な様に相續法の修正、又はそのいづれをも望んでゐることになる。この結果は Commission の委員達が出した線——結婚登録、個人財産の妻子への相續——を少し後退するものであつた。現状は委員達の提案を志向しながらも、條件ずきで賛成するといふどちらかといへば保守的なものであつた。この調査の結果、委員達にとつて最も不合理だと思われたのは、この條件ずきの賛成である。例えば個人財産を妻子にやるけど、半分をタロワド、或はタワリにやるという様な。こうしたケースに對して、委員は大部分の場合、個人財産は家(建物)とそれに附隨する庭園(Pamba)で、そうしたものは故人がかつて妻子と共に住んだ所で、それをタロワドと妻子とで分割するというとは實際問題として困難なことで、多くの場合、訴訟なしには解決しないのが常であり、その結果應々にして、その家から妻子を追い出してしまうことになる。こうしたことを考慮にいれて、委員達は個人財産は遺族(即ち妻子)にやるべきであると、その爲に結婚登録の必要を主張した。もし結婚が法的に登録されていれば、妻子に對する夫の責任が明らかに認められ、法は現状に公平な判決を下すことが出來ると主張した。

この様な強き法改正の意見に對して、Malabar Marriage Commission のプレジデントと有力者の Rama Varma Tamburan はどこまでも個人財産の半分を妻子にやるべきだという意見で、前者は、それを前提とするが、生存中に妻子にやつた財産はすべてそのまま妻子にギフトとして屬すとし、又後者はタロワドにやる半分は故人の葬儀の爲で、葬儀は甥によつてなさるべきというマルマカタヤムの義務を果すべきだという意見を出している。こうした強い意見と多數の保守的な立場の人々の意見を含めて Commission は最後の線、個人財産の處分は遺言によつて效力を持つ、という結論を出したのである。

とにかく、この様に大勢は夫婦を中心とする家族のあり方を肯定し、それ程積極的ではないにしても母系大家族制の崩壞の要因を知らず知らずの中に大きく形成して行つたのであるが、法改正という新しい運動に對して反對者も相當あつたわけで、そうした人々の存在も報告の中に見えている。反對者の多くは古くからの支配層である土豪、大地所有者など、即ち上流のタロワドに屬する人々であつた。こうしたタロワドの多くは非常に富んでいて、人口の急激な増加にも持ちこたえる程の經濟力を有し、特に古來の傳統がこうしたタロワドには強く生きていたことである。その反對理由の第一にあげられるのは、甥が伯父、特にカラナヴァンの葬儀をとり行うべきであり、彼が財産相続の代表者であるべきという、動かすことの出來ない、聖なる Sri Parasu Rama に基いた傳統を破ることは出來ないという宗教的な理由に基いている。第二の理由として、大きなタロワドは分裂、財産分割によつて、夫々の經濟的、社會的背景が小さくなり、傳統的に保つて來た社會における威信、家の誇を失うことを恐れているもの様である。又第三の理由として、これは反對者の全部に適應することではないが、特に南マラバールの上流のタロワドの多くはナムブドリ・ブラーマンを夫として迎える風習が強く、登録結婚に關して強いナムブドリ側の反對を反映しているもの

と思われる。

反對者でもなく、贊成者でもないものの中には、北マラバールの上流ナヤール達が多く、彼らは、現法下において、既に多くの者が息子に財産をやつていたので、今とりたてて、法の變更の必要性を主張していない。タロワドの相當な變容、道德觀念の變更を認めながらも、いざアンシャン・レジームに訣別、否そこまで行かなくとも、一部の法的な改正ということになると、一般情勢は相當保守的であつた。こうした保守的な傾向は經濟的に豊かな上流と教育を受けていない下層の大多數で、量の上でも相當な重さを持つていた。中流タロワドでも不和が生じない限り、餘程ラヂイカルな思想を持つ者を除いて保守的であつた。

どちらかといえば、少數の進歩的なインテリを中心として進められて來た夫婦單位の家族を前提とする法改正の運動は保守的な勢力によつて、ブレーキをかけられながらも、時の動きは彼らの論理の正當さを日々證する様に、澤山の、個人によつて畜積された財産相續に關する訴訟、不滿が法廷に山積されて行き、遂に一八九六年、*Madhar Marriage Act* が誕生した。これによりマラバールのナヤールは結婚を登録することが許され、そうした者は妻子扶養の法的義務を負い、もし遺言なしに亡くなつた場合、彼の生存中、畜積された個人財産はタロワドではなく、妻子に等分に相續されることとなつた。又その二三條によりタロワド財産は分割出來ないが、父より相續した故人の財産も彼の妻子に等分に分配、相續されることが出来るのである。以來この法令に規定されていないケースについてもその後、法廷の決定は明かにこうした方向になされている。

しかし、この改正法は新しくもり上つて來た要望に或程度満足を與えたとはいへ、ナヤール社會は一層不安定な事態となつたのである。即ち個人はタロワドの共有財産を持つと共に、父から小さな家とか、動産を相續し個人財産を

所有するわけで、現實の問題として、その行使は様々な複雑な問題を惹起したのである。その意味で一八九一年頃大問題として取上げられていたタロワドからタワリへの分割ということは、たとえ、それがなされても共有財産對個人財産の問題は何ら解決出来ないわけで意味をなさなくなつてしまつたわけである。事態はナヤール達が考へていた以上に進んでいたものであり、後にトラヴァンコールの場合でもそうであつたが、タワリ毎によるタロワドの分割はも早時代おくれとして、實現する前に葬られてしまい、一八九六年でその制度を法的に認められた夫婦を中心とした家族は一九三三年の Malabar Marumakkathayam Act により、タロワドの財産が個人單位で分割されることに決定することによつて、始めて古い皮——タロワド——を脱ぎ、アンシャン・レジームに訣別したのである。

Ⅱ トラヴァンコールの場合

マラバール、特に北マラバールとは多少條件、慣習を異にしたトラヴァンコールのナヤール母系大家族制の崩壊の歴史は、その過程において、又その速度においてマラバールとは多少異つた様相を呈した。マラバールでは個人所得、個人によつて蓄積された財産の處置について大變な問題をまき起したが、一方、トラヴァンコールにおいてはこの問題はその崩壊史の初期においては、妻子への相續という線と必しも結びつかなかつた。全インドにおいて近代的教育を最初に、又最も奨勵したマハラージャの許にあつて、トラヴァンコールでは既に十九世紀後半にはその近代教育により個人収入を得る者が相當出て來ていた。この新しく出來た個人財産の處理について、最初に問題が提出されたのは一八八九年で、これに對して、トラヴァンコールの法廷では、「個人による収入はすべてタロワドの財産とするこ

と」と決定した。しかし當時この見解は一般の考えに非常に逆流したものであると、つけ加えられている。即ち、一般ナヤールの意見としては、タロワドではなく、その故人のタワリに收むべきものである、というのである。この時流に反した決定は、十年後の一八九九年に Will's Regulation (IV of 1974) として修正されるに到つた。即ち、遺言によつて、個人財産の半分迄をタワリにやることが許された。これには決して半分以上の遺言をしないという適用制限がつけられている。これがトラヴァンコールにおいて傳統的なナヤール・マルマカタヤムの慣習法に始めて法的に修正が加えられたものである。しかしマラバールでは、既にこの三年前には、Malabar Marriage Act of 1896 が通過し、個人の財産は妻子に相続さるべきことがきまつたのであつて、この點、トラヴァンコールのナヤールはその法改正において當時マラバールに比して非常におくれている。妻子などという新しい要素はおろか、まだタロワドかタワリかという段階であつた。

一九〇七年に到つて、始めてタロワド分割、個人所得の處置について法改正の運動が組織化され、タワリ單位によるタロワド財産の分割、個人所得をタワリにおさめることについて満足すべき結論を出す爲、コミッションを任命すべくメモリアルが政府に提出された。⁽³⁴⁾ そうした運動の影響と現狀をくんで、同年、トラヴァンコールの高等裁判所において、「個人の畜積による財産は、その死後、故人のタワリに歸すこと、彼のタワリの生存者がいない場合、その次の一番近い關係にあるタワリに歸すること」という改正法が通過した。タロワドの財産をタワリに分割する迄には行かなかつたが、個人財産の處分についてはタワリが單位となり、一八九九年以來の傾向が相當強くなつて來て、八年後、こうしたステップがふまれたわけである。

進歩的なナヤール達はこの改正法にも満足出來ず、翌一八〇八年、再び實狀を調査して、法の改正を目的とするた

め、コミッションを任命する様メモリアルをトラヴァンコール政府に提出した。⁽⁹⁵⁾その内容は次の如くである。

「原則として、タロワドの成員は一緒に居住し、カラナヴァンが財産所有権を代行し、全財産の管理運営に當る。しかし現状は、遠い血縁關係にある成員はそれぞれタワリ毎に別個の家に住み、タロワドはもはや、その成員全員を含む協同體ではない。それぞれのタワリは別々の財産を持ち、管理に當つてゐる。こうしたタワリはそれぞれ實質的に別個のものであるにも拘らず、法的には、タロワド成員として各人に權利と義務を持たせ、各個人はタロワド協同體の一員であるとしてゐる。こうした場合、或るタワリの男子はそのタロワドの最年長者となるとカラナヴァンとして、その権限を法によつてフルに利用し、他のタワリに強用する。この事實は母系家族にとつて、根底のない訴訟を助長し、タロワドを崩壊に招くものである。個人所得を持つ男子の死亡に當つては、常にそのタワリと他のタワリとの間に紛争、訴訟を招いてゐる。」と現状を述べて、以下四項目にわけて法の變更を申請した。

- 一、遠いタワリによるタロワド財産の分割を許すこと、
- 二、アナングラヴァンの文書による同意なしに、カラナヴァンがタロワド財産を他に譲渡することを禁ずること、
- 三、タロワドの全能力者が揃つて告訴しない限り、いかなる判決もタロワドを拘束することは出来ない、と宣言すること、

四、カラナヴァンにタロワドの收入、出費の正確な出納簿をつける義務を強要すること。

かくして、遂に一九〇八年、Marumakkahayam Committee が結成され、一年に涉つてこの線を中心として調査が行われた。これを同じ様な調査 Malabar Marriage Commission と比較すると、タロワドのタワリによる分割を表明したところは同じであるが、後者では結婚登録問題が強く出ていたのに反し、トラヴァンコールではカラ、ナ、

の権限を弱めることがそれに代つて主眼になつてゐる。

M. C. (Marumakayam Committee) の統計によると、一八九七年から一九〇七年に至るタロワド財産のタワリによる分割、分配⁽³⁶⁾の證書の数は次の様になる。

完全な財産分割の證書の數

正式證書による財産分配の數

一八九七年	三〇一	二〇五
一九〇二年	三四二	二八一
一九〇七年	五一六	三八五

タロワド財産不分割という現行法に反してこの様な證書の急激な増加は、分割は必須であるという現状の反映に他ならぬ。

輿論調査による統計によると一般ナヤール六二五名の中、

四六三(七四%強)

完全な分割を望み、

九四(一六%弱)

條件付きの分配を望み、

六八(一〇%)

反対及びわからない。

インテリ層の四四七名中、

三四七(七七%)

完全な分割

一一一

條件付きの分配

一一一

反対(註、彼らはタロワド財産分割には反対しているが個人の所得はタワリに歸すべきたという意見である。従つてタワリを單位として或程度考へてゐるのである)

ナヤール母系大家族制の崩壊について

兩統計を通じてみると、どちらも八〇パーセント以上が分割を望んでいる。その中、完全な分割が壓倒的多數を占めていることに注目したい。完全分割を主張する人達は條件づきの分配ということになれば、責任はあく迄、カラナヴァンにあるし、自己の完全な所有とならず、依頼心を強め、自分達の勞働によつて、自分達の經濟生活を打ち立てて行こうという生産的な意欲をなくし、共産的な考えに結局陥つてしまうと、なまはんなかな考え方に反對している。

分割がいかに實狀に則し、よい結果を持つかという論を證明する材料として、M. C. はこの十年間に二四のタロワドから二四六に分割されたグループの例をあげている。その中、

一七七(七二%) 經濟狀態は前よりよくなつた、

三三三(一四%) 〃 〃 以前に等し、

三六(一四%) 〃 〃 悪くなつた、

この統計に對して、M. C. は最後の三六(一四%)が經濟狀態が悪くなつたという理由は、殆どが分裂後のその成員の運営が悪かつたということで、もしこれらが以前のタロワドで一緒であつたら、タロワド全體を滅亡に導く要因となつたであらうと述べ、分割を支持する強い意見を出している。

分割反對者の中には、地方裁判所長とか、高等裁判所の判事、大學教授といつた様な優秀なインテリも居たのであつて、彼らの反對する主な理由は次の如くである。

一、威信の失墜、

二、協同關係の消失によつて、グループとして弱くなる、

三、小人數のグループとなる爲、消費が増大し、農業をおろそかにする結果を招く。(R. M. C. 112)

最後の點は後に述べる様に、實際問題としてタロワド分割後、ナヤール全般に擴り、大きな經濟、社會問題となつてナヤール達を苦しめる結果となつた。こうした反對者に對して、多數の分割賛成者は反論しているが、その代表として Mr. K. G. Parameswra Menon (High Court Vakil) の意見をここにあげる。「しかし、何といつても毎月不和のたえないタロワドの現状はどうしても解決の道を見出さなければならぬ。一番よい方法は、必要に応じて、各タワリに分裂の權利を與えることである。そして不和のない、より小さい協同體を新しく作ることが何よりである。この様に成員を減少して、母系大家族を比較的小さくすることによつて、現状ははじめて打解し得るのである。」(R. M. C. 113)

タロワドの崩壊は今や大きな社會問題として全ナヤール・カーストに浸透していたのであり、その理由を質問表によつて回答を得た結果は八九七名中、

七四六名——カラナヴァンとアナンダラヴァンの致命的な不和と、タワリ間の不和、そして訴訟を提起するというような氣持

四五三名——カラナヴァンとアナンダラヴァンの協同觀念の不足、後者の責任感、積極性のなさ、

一五八名——分割を要求する權利が與えられていないこと、

四〇名——ナヤールの一般經濟状態が持續的な没落であるということ。

などが理由としてあげられている。

以上検討して來たものは、いずれもタロワドのタワリを單位とする分割問題を中心としているが、實際にタワリ——この場合彼らの主張する分割のタワリ——というのはどの程度の大きさをさすのであろうか。M. C. の統計によつて、當時(一九〇八年)のタロワド構成員を血縁關係によつて示すと次の様になる。

ナヤール母系大家族制の崩壊について

	同居	%	別居	%	タロワドを代表する被調査者の數
一、彼の姉妹とそのタワリ、をふくむ	一九二	(三〇・一)	一三	(二)	二〇五
二、彼の母と彼女の姉妹のタワリをふくむ	一六四	(二六・四)	一一一	(二七・八)	二七五
三、彼の祖母と彼女の姉妹のタワリをふくむ	六一	(九・八)	六七	(二〇・七)	一二八
四、彼の曾祖母と彼女の姉妹のタワリをふくむ	一	(〇・一)	八	(二・二)	九
五、彼の曾々祖母と彼女の姉妹のタワリをふくむ	二	(〇・三)	一	(〇・一)	三
六、彼の曾々々祖母と彼女の姉妹のタワリをふくむ	一	(〇・一)			一
合計					六二一

以上の如くで、一九〇八年におけるタロワド、母系大家族グループは二、即ち、母とその姉妹の子供達、即ち三四世代にわたる大きさが最も多く、その次が、姉妹とその子供達、二―三世代のグループが多く、その次はずつと少くなつて、祖母とその姉妹の子孫を含むという四―五世代の關係につながるグループである。タワリによる分割という場合、この一、二、三の三つのタワリのカテゴリが考えられるが、一、二のケースが壓倒的に多くその中でも一が多く、二の場合でも別居の數が多く、即ち一の形態を實質的にとつていゝものであるから、一、即ち姉妹とその子供達という關係が壓倒的に考えられるとしぼることが出来る。

さき程、分割、分配の證書の數が一九〇八年には夫々五一六、三八五、であることを記したが、その中、姉妹とその子らを單位とした分割の證書は夫々、その中の二六八、二七七という數を占め、全體の六〇パーセントである。M. C. の委員達も分割は姉妹とその子供達を單位とすべきで、それぞれ孫が出来た時は更に分割をしないおすべきであると云つてゐる。更に分割を要求する權利、時について、M. C. は女子がタワリを形成した時、即ち子供を持つた場

合、又孫を持つた場合に彼女のタワリは分割を要求する権利を持つべきだといっている。この女子が子供を持つた場合、それが既にタワリを形成したことになり、分割を要求することが出来るというのは、その背後に男性のあり方をほのめかすもので、即ち夫と共に居住し、タロワドと別個の生活を持つていることが考えられる。又M.C.の報告によると、子供達へのギフトは分割の證書に比例して毎年増加していた。即ち、

一八九七年 二九三

一九〇三年 四七三

一九〇七年 六〇一

で、この事實は父と共に居住し、父によつて生活をするケースの増加を裏書きしているものといえよう。獨立生活をする最少の世代數を持つタワリはきつと夫婦を中心とした家庭であつたに相違ない。タロワドの分裂、更にタワリの細分化は夫婦を中心とする新家族の形成へと進んだもので、タワリによる分割という、あいまいな規定は母系の二世代、三世代によるグループ、即ち家族としての最少單位である *nuclear family* をいつの間にか形成させることになつたのである。

北マラバールではタロワド分割の問題と平行して、或はそれ以上に妻子への個人財産を相續させるといふ問題が大きく持上つたのであるが、トラヴァンコールではその問題よりも焦點はタロワドの分裂といふことであつた。これは北マラバールで妻子を自分のタロワドに呼ぶという習慣が流行してゐたのに反し、トラヴァンコールではそうした習慣は殆ど見られなかつた、という理由に基くものと思われる。M.C.の七七項に次の様にこのことを記している。「南トラヴァンコールでは夫婦が共に居住する習慣が一般化しているが、中部及び北部トラヴァンコールでは普通ア

ナンダラヴァン達は妻を自分のタロワドに居住させることはなく、妻訪婚の形式が壓倒的である。しかし彼らが個人収入、又はタロワドとは別個の財産を持つている場合には、タロワドとは別に獨立の家を建てて妻子と共に住むことが出来る。彼らは北マラバールの様に妻子を自分のタロワドに住まわせるということにはせず、必ず獨立の家を建てて、妻子と居住するのが常である。カラナヴァンのみがタロワドに妻子を共に居住させる特権を持つてゐる。幾人かの被調査者によれば、妻子を自分のタロワドに居住させないということは、社會的な反對の爲ではなく、他の理由によるものだという。例えば夫のタロワドは多分彼の妻子を入れるゆとりがなく、又一方では充分妻子の場が妻のタロワドにあるという様に。「トラヴァンコールで、北マラバールの如く avunculocal 制がない」ということについては、右の理由は非常に消極的なものと思われ、既に前にも指摘した様に、この地方の上層ナヤールの多くが嚴しいカーストの線によつて決して同居することの出来ないナムブドリ・ブラーマンを多く夫としてゐる爲に妻訪婚にとどまり、その慣習の力が影響して、一般ナヤールの古い結婚形式、即ち妻訪婚を相當おそく迄維持させる力を持つていたものと思われる。又南トラヴァンコールに、獨立の家を持ち夫婦同居してゐる例が多いことは、トラヴァンコールの首府、トリヴァンドラムに多くのナヤール・インテリ達が生計をとつて生活し始めたという事實が反映されてゐる。又、南トラヴァンコールにはナムブドリ・ブラーマンが居ないという事實が夫婦同居という新しい慣習に何らの社會的妨害を與えなかつたからと思われる。北マラバールでは新しい夫婦を單位とする小家族が古いタロワド、母系大家族制の中に成長して行き、非常にタロワド問題を複雑化した。南マラバール及びトラヴァンコールでは、タロワドの外に新しい小家族が出来て行つたのであつて、問題はタロワドにおける個人の社會的志向の變化というものであつて、日常生活におけるタロワド内の個人關係は、北マラバールに見た程尖鋭化され、複雑なものではない。

M. C. の委員達はタロワドの分割は、タワリよりも、むしろ個人單位にすべきであるとの強い意見を持つていたが、調査の結果は、タワリ毎の居住形態が壓倒的な数を持ち、被調査者はタロワド財産の分割は個人單位よりも、むしろタワリ單位にすべきであるとの意見が強かつた。委員達は現狀は尙タワリ協同體がナヤール・カーストにあつて、最も強い經濟的、社會的協同體を形成しているという事實を認めたので、タワリ毎の分割ということを一應の結論にしたといつてゐる。これから察するに、當時トリヴァンドラムを中心としたナヤール・インテリの小數がタロワドから離れて新家庭を持つてゐるのみで、大多數は傳統的妻訪婚の形式を持ち、タワリ毎に母系家族成員を單位としていたことが伺われる。

又、タロワド財産の分割をタワリ毎にするというのみならず、個人によつて畜積された財産は、その死後やはりタワリに歸すべきであるという意見が壓倒的で、個人の財産をその死後、妻子共に分配すべきとの主張もあるが、これは例の少數の新家庭を營んだインテリ層の意見を代表しているものと思われる。後者に屬する人々はマラバールの場合と比較して、Malabar Marriage Act の如く、とにかくタロワド財産は不分割であるが、個人財産は父の死後、その妻と子供に等分さるべきだと強調し、トリヴァンコールもその方向に進むべきであることを強調している。

この様にマラバールでは既に一八九六年に「個人財産は妻子に相續されること」という改正法が通過しているにも拘らず、十二年後の一九〇八年、トリヴァンコールではまだ、タワリに歸すべきであるという線が支持されており、こうした事情からトラヴァンコールに於いては父權の確立、少くとも父を中心とした家族の出現は相當マラバールにおかれていたものと思われる。云いかえれば傳統的な母系制の型がより長く保存されていたわけだ。これは妻訪婚から avunculocal 婚に移行したマラバールの場合より、妻訪婚から neolocal 婚に移行しなければならなかつたトラヴ

アンコールの事情が、夫婦を中心とする家族の形成によりエネルギーを要し、時間をかけなければならなかつたといふ居住の型の問題があることを忘れてはならない。

タロワド分割を目標とするこの運動はマラバールの場合と同様、若い進歩的なインテリ・ナヤール(特にこの場合、トリヴァンドラムを中心とした)によつてイニシアティブをとられ、M.C.の委員もそうした色が濃厚であつたわけで、個人單位の分割を希求するこれらの急進グループは調査の結果、タロワドの財産を個人單位によつて分割するという線は現状を酌量して、一應はおさええたものの、個人財産は是非、故人の妻子に相續さるべきであるという線を強調した。そして一部の妥協的な提案、即ち「半分をタワリ、その半分の妻子に遺言によつて相續させ得る」をとり上げ、その不合理性を論理的に追求し、その結果、どうしても全部妻子に相續さすべきであることと、更にその論理は個人單位によるタロワドの財産分割を必須とすべきことを強調している。彼らの意見によると個人財産を妻子に相續させるといふことと、タワリ單位のタロワド財産分割といふことは矛盾する問題であつて、タロワド財産分割は個人單位にしなければならぬ。なぜならば、この妥協案に従えば、次の様な不合理な結果を招くことになる。

(一) 例えば、父が四人の娘を残して亡くなつたとする。父の個人財産の二分の一は父のタワリの共有財産となり、残りの二分の一が一人、一人に分配されるわけだが、その中、一人の娘に息子がいるとする。そうすると、この息子がこのタワリのカナダアンとなるから、彼が父から母及びその姉妹に相續された財産をタワリの共有財産として運営することになる。彼は成長すると妻を嫁り、タワリの財産をカナダアンの権限において自由に運営し、母や姉妹のことをかえりみず、妻との經濟生活に主眼をおくことになるから、タワリの財産は正當に運営されなくなる。従つてタロワド財産を分割しても、タワリの共有財産がある以上個人財産の半分を妻子に相續させるといふことは意味のないことになる。

(三) 亡父は娘、息子に個人財産の二分の一を等分に残すが、この場合、タワリの長に息子がなることになり、その財産をタワリの共有財産として運営するが、(一)と同様、妻をもらえば妻の方に重點をおき、妹をないがしろにしてしまう。タロワドは既に分裂してしまつていたので、妹は弟の他に保護者を見出すことが出来ず、もしこの場合、妹に夫がなく、或は亡くなつた場合、彼女の生活は困窮してしまふ。この様にタロワド財産を分割しても、それがタワリ単位で、タワリが共有財産を持つてゐる場合、個人財産を半分、子供達に相續させても、結果としては落伍者を出してしまふことになる。

これを分析すれば、即ち父系のルールと母系のルールが交錯する爲の混乱である。父系的に相續された個人の財産がタワリとして残存する母系の機能によつて不當に運営され、その機能を司る男性は再び父系父権の特權を持ち、結局、男子が母系家長權と家父長權を併用することになり、母系グループの女子成員を落伍させてしまふ。

タワリ単位の分割、個人財産を妻子に相續させるという線は母系から父系への移行期を如實に示すもので、タロワド制崩壊史の上で最も困難なプロセスである。従つて一般の動向は現状肯定的な面が相當が出ているが、これを論理的におし進めれば委員始め進歩的な被調査者の主張する様に、個人単位による分割はさけられないことになる。

タロワド財産を個人単位で分割せよとの強い意見を出す者の中、高等裁判所の培審員、K. Kochukrishna Marar は、注目すべき意見を出している。即ち西洋的教育による西洋的觀念が結婚關係を重要なものとして強調したことが、タロワド崩壊に大きな役割を演じているということを指摘し、事實そうであれば、この解決には個人単位によつてタロワド財産を分割させる意外はない、と。ここにつけ足しておきたいことは、こうした意見は西洋の個人主義的思想にかぶれて、自分達の母系大家族制を觀念的に否定するということを意味するのではない。西洋近代思想が母系大家族制崩壊の強い契機となつたと言う者も母系大家族制が維持出来る様な社會的、統濟的狀態ならば、自分は母系大家

族制をあく迄つづけたいというのである。英國に留學、乃至、近代的な大學教育を受けた多くのインテリ・ナヤールには、この傳統的大家族制を誇とする者が崩壞期にあつても、又現在でも壓倒的に多いことは注目すべきことである。これがアッサム州のガロ、カン族に見られる自分達の母系制に對するインフェリオリティ・コンプレックスから早く父系制へ移行したいという傾向や、母系制の事實を外來者にかくそうとする態度が決してナヤールに見られないのはナヤールが古くから土着の高い文化に磨きあげられ、教養高く、その社會の上流をしめて來たという事實を反映していると思う。現に私は調査中、多くのナヤール達の意見をきいたが、母系制を悪いもの、或はおくれた制度と見る者はなく、むしろそれを人間社會の理想的な制度として誇を持ち、又なつかしきを持つて、今は崩れ去つた傳統的母系大家族制をたたえているのである。しかし積極的に崩壞への道を急がせなかつた西洋の個人思想は崩壞への途にあつて、母系大家族制の諸要因と結びつき、その動向を支え、消極的な力としてナヤールの新しい社會制度の型、即ち夫と妻を中心とする家族の出現を正當化するものとして大いに役立つたことは言う迄もない。

崩壞の次の段階の敘述に移る前に、以上述べたことをまとめると、この調査の結論を簡単に記しておく。

- 一、現状において、相當距つたタワリの中の一人をカラナヴァンとしてタロワド財産の管理をさせることは、道德的、經濟的にタロワドにとつて有害である。
- 二、經濟的な變化によつて、タロワドが他の古い家族同様、崩壞していくのは自然の現象である。
- 三、主なタワリ毎の條件づきのタロワド財産の分配は一般にとつて賛成されている。
- 四、個人單位による分割はナヤール社會にとつて、道德的、經濟的な面を改善する意味で最善の方法である。これ

に對する反對者達の反對の理由は理論的に不完全であり、あいまいであつて主肯し難い。

五、個人單位の分割は、現在の社會通念として感情的に好まれないが、父からの個人財産相続ということは壓制的に贊成されている。しかし後者は前者に矛盾するものである。

六、現状において、タワリによる分割は、「子供を持つ姉妹達のグループ」という二、三世代のタワリ毎に與えらるべきである。

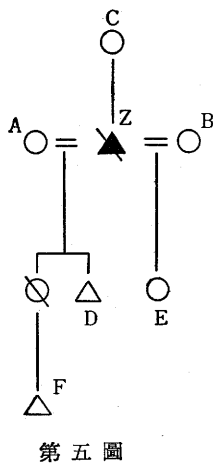
七、最も年長のタワリのみ、最初に分割を要求することが出来る。

八、タワリ毎の分割は共通の母を持つ間には要求出来ない。

九、タワリ毎の分割はタワリにおける個人の數に比例して決められるべきだ。

十、その分割に當つては、各タワリの全能力者によつて要求さるべきである。

一九〇八年の調査と運動の結果は以上の十項目に要約される。この様にトラヴァンコールのナヤール社會全體におけるタワリ毎の分割の要求と個人財産の妻子への相続の要望に答えて、一九一三年、即ち五年後に Nayar Regulation I として、改正法が通過した。

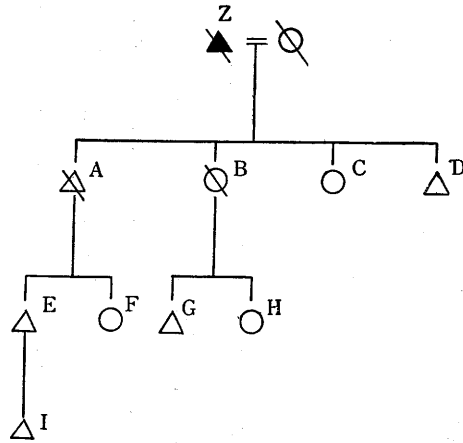


第五圖

ナヤール母系大家族制の崩壊について

この改正法の重要な點は次の二つに要約される。(一)個人により畜積された財産の全部は妻子及び彼の母に等分して相続されること。(二)タワリは尙分割を許可されなかつたが、カラナヴァンの権限は著しく縮小されることになつた。

(The Nayar Regulation I 第四章「遺言なき相続」に



第六圖

基いて考察する。ナヤール男子の死亡に當つては、故人によつて蓄積された財産及び彼の別個の個人財産は妻、子（卑族一親等）及び故人の母に全部、等分に分配相続される。この原則を以下いろいろなケースについて検討してみる。

(a) 妻が二人以上の場合も夫々に等分に分配され、故人の息子、娘の中、既に死するも、その直系卑族のある場合は、死亡者（息子或は娘）の分をその子供が代つて相続出来る。即ち第五圖において Z の財産は A・B・C・D・E 各々六分の一を得、F は亡母の分として相続しうる。

(b) 母、妻の亡き場合は、卑族一親等によつて等分される。(a) の例の如く既に死亡している場合はその直系卑族がそれに代つて相続する。(第六圖) Z の死によつて、Z の財産は C・D に四分の一、

G・H に八分の一、E・F・I に十二分の一が分配される。G・H は B の分を等分し、E・F・I は A の分を等分したのである。A（息子）の直系卑族にも相続の権利があるのを注目されたい。父系の觀念が強く出ている。

(c) 子供のない場合は、母と妻で等分、妻が二人ある時は、母に二分の一、妻一人、一人に四分の一となる。

(d) 妻もない時は母に全部相続される。反対に母と子のない場合は、妻に半分、故人のタワリに半分。

(e) 妻も母も子もない時は故人のタワリに全部。

(f) 子も母も故人のタワリもない場合は妻が全部。

(g) 上記に該当するものが全然ない時は故人の父と、祖母(母の母)のタワリに半々。兩者の中、どちらかのない場合は一方に全部。

(h) 以上の系累が全然ない場合は母系をたどつて一番近いタワリに行く。

女子の個人財産は、子供達に等分される。子供のない場合は父と母のタワリに二等分され、兩者の中、いずれがない場合は一方が全部とり、以上の者に該当者がいない場合は母系をたどつて一番近いタワリに行く。

以上の相續規定を注意してみると、父系、母系の概念が交錯していて面白い。父系的な要素は勿論、妻子に相續させることによつて代表されているが——しかしこの場合、故人の母が母系グループの権利の代表の如く、妻子と等しく相續權を持つてゐることは注目——更に進んで息子の分を息子が死亡している場合その直系単族に相續權を與へてゐること(b)、故人の父と故人の母方祖母のタワリとを同等の列にゐること(g)、又女子の個人財産を持たせてゐることなど従來の母系一邊倒に、父とか、息子の子という父系的な線が出てゐる。しかし全體としては妻子の次に母系親族が壓倒的に有利な相續權を持つてゐる。母系制崩壞期における父權のあり方が父系の線を出しながらも、尙母系大家族制下にあつて限定されたものであることがわかる。

この相續問題につけ加えて重要なことは、この改正法によつて父が一部、法的な扶養者、後見人として認められたことである。即ち第三章において、結婚したナヤール男子は居住を共にする妻子に對しては法的な扶養者であり、後見人である。妻子がタロワドに居住し、別居している場合にはその限りにあらず、ときめられている。又同改正法によつて、ナヤールの結婚、離婚の法が始めて成文化されたのである(Nayar Regulation I 第二章、結婚と離婚)。

さて、此の改正法における第二の重要な問題はカラナヴァンの権限の縮小である。それは同法令の第六章、「タロワドとその運営」に詳しく規定されている。従來のカラナヴァンの権限については既に第三章「ナヤール母系大家族」で詳しく述べたので、それを参照して頂きたい（四三頁—四四頁）。この改正法以前のカラナヴァンの権限は殆どオールマイティで、カラナヴァンはタロワドを代表し、タロワド財産の所有権を受託し、財産の賣却處分において、アナンダヴァンの同意を必要とする他、財産の管理に全権限を與えられ、法的にはカラナヴァンのみが訴訟當事者適格を有し、カラナヴァンに對してなされた判決は全タロワド成員を拘束した。この様なカラナヴァンに與えられた強大な権限はタロワド崩壞期に特にその濫用、悪用が顯著となり、多くのタロワドの經濟を危機に瀕せしめたことは既に考察したところである。一九一三年のこの法令はこうした危機からタロワドを救う爲に、カラナヴァンの権限を縮少し、アナンダヴァンの立場を大いに有利にしたのである。その主な項目は次の如くである。

第二五條——カラナヴァンは不動産の讓渡、十二年以上の不動産讓渡抵當權を設定する場合、及び十二年以上の貸借契約を結ぶ場合には、對價、タロワドの必要及びタロワド全能力者の文書による同意を必要とする。

第二六條——十二年、或はそれ以下のタロワド不動産讓渡抵當權の設定或は貸借契約の締結は、對價、タロワドの必要、タロワドの全能力者の同意なしには出來ない。

第二七條——タロワドの必要と認められた以外のカラナヴァンによる債務はタロワドを拘束しない。

第三〇條——カラナヴァンは登記事項の範圍内において、タロワド代理の権限を持つ。

第三一條——カラナヴァン及び各タワリの能力者に對して發せられた判決以外は、いかなる判決もタロワドを拘束しない。

この様にカラナヴァンの権限は一九一三年の改正法 (Nayar Regulation I) によつて大巾に削減され、その崩壞の途上

タロワドはカラナヴァンの一方的な獨裁から、民主的な協同體に移行したのである。

しかし一九一三年の法改正は M. C. の委員達及び被調査者の大多數によつて希望されていたタロワド財産の分割（個人單位とまで行かなくとも、タワリ單位の分割さえ）は遂に實行されなかつた。タロワド財産の分割への希求と必要を以上詳しく述べた二つの點、(一)個人財産の相續法の改正、(二)カラナヴァンの権限の削減、によつて、現制度を變更することなく、現狀を斟酌し、消極的な手段によつておさえたのである。しかし現狀はこの消極的な法改正によつては如何ともし難く、又この法改正それ自體が却つてタロワド崩壞への場を擴げた様なもので、即ち個人財産相續法などによつて、父權の確立が法的に認められ、タロワドのアナンダラヴァンの立場を強くし、タロワド内の個人に民主的な或る程度の自由を與えた結果となり、こうした傾向はそれ自體がタロワド崩壞を助長する結果に他ならなかつた。

特にこの改正法による父が一部、法的に扶養者、後見人とされたこと、父の個人財産の新相續法は既成のタロワド制に大きな矛盾を生ぜしめたのである。即ち制度的に従來カラナヴァンの持つていた扶養、後見の義務が部分的に父と、いう新しい地位への移行と、經濟的にはタロワドの個人は共有財産と共に父から相續する個人財産を持つ權利が法的に認められたことは、居住形態における分裂と合流し古い體制を解體の危機に瀕させる結果となつたのである。この様に改正法による助長された矛盾が却つて母系大家族崩壞の最終的な線、個人單位によるタロワド財産の分割を决定的に志行させたことになつたのである。こうしてタロワドはその崩壞への速度を増し、遂に一九二五年、Nayar Regulation II of 1100 として最終的にタロワド財産は個人單位分割の法改正を行い、遂にここにタロワドの崩壞は法の上でなされたのである。崩壞のプロセスは北マラバールと同様、タワリ毎の分割は實現せず、個人單位の分割となつたことは注目すべきことである。

このトラヴァンコールにおける一九二五年の改正法、マラバールにおける一九三三年の改正法が十九世期の初期以來の長い母系大家族崩壊の過程にピリオドを打つものであつた。さきに述べた様に初期から一八六〇年頃迄が崩壊史の第一期であり、それ以降これら最終的法改正迄が第二期とも呼ぶべきもので、ナヤールにとつて最も苦難時代であつた。タロワド解體の法が通過してから殆どのタロワドが實際に解體を終つた二十世期中葉迄が第三期となり、この時期は法の上では既に問題は解決しているのであるが、現實的に様々の重要な問題を持つてゐる。これについては次の第五章の考察で明らかにする。

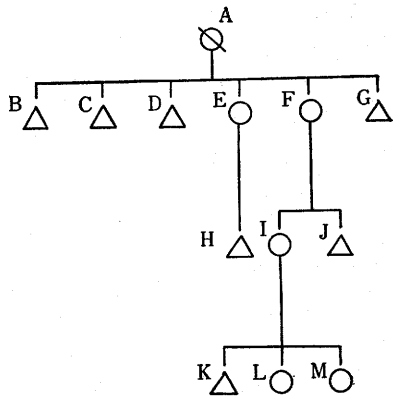
その前に一九二五年のトラヴァンコールの改正法を中心に、分割の規定を明確に紹介しておく。

Ⅱ タロワド財産の個人單位による分割の規定

——一九二五年のトラヴァンコールにおける Nayar Regulation II of 1100 ○

分割規定について——

百年以上もの間、進歩的ナヤール達によつて熱心な運動が展開され、今世紀に入つて特に全ケララのナヤール・カーストの社會的、經濟的變化に伴つて、急激に生長して來た分割への氣運にこたえて、大多數のナヤール達の理想であつたタロワド財産分割はトラヴァンコールにおいて、一九二五年に到つて、始めて個人單位によつて實現した。即ち Nayar Regulation II. がそれで、タロワド財産はタワリ毎による分割という過程を経ずに、一足飛びに個人單位による分割という、最終的な結末に到達したのである。ここに Nayar Regulation II of 1100 に従つて、その規定を



第七圖

紹介し、検討してみたいと思う。以下は Nayar Regulation II の第七章、タロワド財産の分割、即ち三三條から四二條の要約である。第七圖によつて、その原則を説明する。現在、即ち分割の時のこのタロワドの生存成員の数は B——M に至る十二人である。タロワド財産は生存成員に對して等分に分割される。即ちタロワド財産は十二等分され、各人が十二分の一の分配を受ける。これはタロワドの根本的な理念——タロワドの各成員は共有財産に對して、平等の權利を持つ——をそのまま反映している。徹底した母系の規則をとるので、B・C・D・G などが妻を持ち、子供がある場合、そしてその妻子がたとえこのタロワドに同居していても、彼らの妻子には何らの分配を受ける資格がない。女性成員 E・F が各々の子孫を代表して、B・C・D・G が各々十二分の一をとつたのに對して、E は H の分と共に十二分之二、F は自分とその子供及び孫の分として十二分の六を受取る。従つて同世代の女子成員は男子成員が一人分なのにならば、子、孫の分を共にとることが出来る。このタロワドの財産分配の規定を一九一三年の父の財産の分配に比較されたい（九四頁—九五頁參照）。

以上がタロワド財産分割の原則であるが、いかなる時、いかなるタロワドの條件の下においても分割するということとは許されない。今の例は A が亡くなつた場合を想定したのであるが、タロワド財産分割はそのタロワドの A の如く最年長の女性が亡くなつた場合、又彼女の同意を得て始めて可能である。例えば第七圖の場合、A が生きていたとす

ると、彼女の同意の上ではじめて出来るが、その時のタロワド生存人員で決定するので、その場合の各人の分け前は十三分の一となる。彼女が亡くなつた場合でも、もしBのみ成年に達し、C以下が未成年の場合には分割は許されない。即ちタロワド成員中、成年に達した者が只一人という場合には分割は許されない。

前にタロワドの女性最年長者の死亡、又は彼女の同意なしには分割出来ないといつたが、次の様な場合には、彼女の同意なしで各成人成員は分割を要求することが出来る。

一、女性最年長者の女性の子孫（例えば第七圖のE・F・I）が、（a）子供のない場合（あつても死亡している場合）、或は息子一人の場合、（b）既に出産可能な年齢を過ぎている場合。

二、女性最年長者の子孫達の成人成員の過半数が分割に同意した場合、

三、女性成員が出産可能な年齢を過ぎていて、成人した息子のみを持つている場合。

以上の規定によつても明確である様に、その分割方法はあく迄母系の原則に従い、それに附隨されている規則の數々は、すべて女性に對して有利にするものであつた。他の制度よりはるかに女性を社會的、經濟的に保護したナヤールの母系大家族制はその終熄に當つて、その眞髓を躍如とさせたのである。

分割を終つたナヤールは次の世代からは、父權的な夫婦を中心とした完全に經濟的にも獨立した家族が確立し、その次の財産相續は兩系制をとる。例えば第七圖のI・K・L・Mは、Iの夫と共に家族を構成し、Iのタロワドから分割された財産（即ち四人分の分け前）と夫のタロワドから得た夫の分け前（二人分）を合せ、更に夫が個人所得による財産を残せば、それをも合せたものをK・L・Mは夫々それを三等分して受ける。この場合は既に母系ではないから、L・Mに子供があるが、なかりうが問題なく、兩親の財産は兄弟、姉妹で等分して相續される。この方向と土臺は

既に一九一三年の個人財産相續の規定で出来ていたのである。

一九二五年のトラヴァンコールの分割法令に基いて、以來トラヴァンコールのナヤールのタロワドは夫々の條件によつて、早い遅いの別はあつたが徐々に分割をはじめ、マラバルでは一九三三年 Malabar Marumakkathayam Act によつて、法的に分割をすることになり、トラヴァンコール同様、それに少おくれて分割をはじめ、更にこの波はコーチン方面にも及び、現在殆どケララのタロワドはその分割を終つたのである。

附記

ナヤールのタロワド分割への運動は、ケララ全土のナヤール・カーストのみでなく、同様の母系家族制をとつていたケララの他のカースト、イラワ *Ehava* 及びナンジナド・ベララ *Nanjinad Vellalas* にも影響し、ナヤールの分割の法令通過と相前後して、新法を通過させ母系家族制を解體した。この兩カーストの母系制はナヤールのそれと多少異なるものであつたが、その解體の仕方、新しい法は、ナヤールのそれに比べて、相當父系への強い傾斜を見せている。他の機會にこれらの母系制から父系制への移行を詳しく發表する豫定である。特にナンジナド・ベララは、かつて父系制であつたのが、ナヤールの政治、社會的勢力によつて母系制となり、それが再び父系制に移行したのであり、興味ある珍しい例である。

第五章 社會人類學的實態調査によるタロワド解體の過程(第八圖參照)

前章においては、ナヤール母系大家族制の崩壞の過程を法廷の記録、輿論調査の報告書、條令の改正などを中心として考察したのであるが、この章ではその過程を現實のタロワドに深くメスを入れた實態調査の資料に基いて把握してみたいと思う。記録にあらわれた法の變化というものは、現實に内在するいろいろな問題を必しも公平に反映しているわけではなく、その資料は地域的にナヤール居住地域全體にわたつてはいるが、それは表面に出た制度的な變化に集約されてしまう。ここで重要なことは、その制度的變化をつくり出した社會的、習俗的、心理的條件において、タロワドにおける個人がどの様に動いたか、タロワドの個人と個人の人間關係に焦點をあてて深く掘りさげることである。即ち社會人類學的研究により、記録を中心とした歴史、制度の研究の盲點をつき、更にその理解を正當に深めることが出来ると思う。

筆者がナヤールの實態調査を行つたのは一九五六年三月から六月にかけてであつて、特にここに記すタロワドの資料は一九五六年五月現在のものである。一九五六年といえば、一九二五年、トラヴァンコールでタロワド分割の法令が通過してから三一年、マラバルにおつて Malabar Marumakkathayam Act of 1933 が出来てから二三年も経つてゐる。筆者は前にも記した様にケララ地方において分割が最もおくれ、又ナヤール母系制の傳統的な形を比較的長く保ち、ナヤール人口の最も密集しているコーチンのエルナタラム Ernakulam のタロワドを調査對象としてえらんだ。

エルナクラムはコーチン・マハラージャの王族の居住地 Tripunitura から約六マイルの海岸の近くにある町で、貿易港としてクリスチャン、マホメダン商人も多いが、昔からナヤールの多い土地である。筆者はここで特にナヤールの代表的中流のタロワドをえらんだ。それは上流の多くはナムブドリ・ブラーマンとの結婚が多いことと、非常にタロワドが大きく、表にして説明するには複雑にすぎ、適當でない。又下層では全インドどこでもそうであるが、傳統的な慣習が上・中流程保たれていなく、タロワドも比較的少人数の上、ナヤール以外の下のカーストとの結婚ケースなどが出てくるおそれがあるので、ナヤール・タロワドの例として餘り適當ではない。

さて、私のえらんだタロワドは中流でも、どちらかといえば、そのタロワドの歴史がそれ程古くなく、又膨脹がひどくない。第八圖に見られる様にタロワドの創始者から現在の生存人員迄の全タロワド成員をはつきり表にすること出来る世代の深さ、人数である。このタロワドは社會的にも常にこの地方の上流ナヤールと接觸があり、エルナクラムにおけるナヤール社會では結構、敬意と友情を持たれている。このタロワドの成員は上のカースト、ブラーマン、或は下のイラワとの結婚關係は一つもなく、ナヤール中のナヤールともいふべきものである。經濟的にもナヤールの中流に位し、現在では分割によつて所有地は少いが夫々、官吏、教師、辯護士、その他中流月給取が多い。

このタロワドの名稱は「マライル」Marayil であり、その成員男子は皆メノン Menon の姓を持つ。創始者から一九五六年五月現在のマライル・タロワドの構成員は死亡者を含めて九四名、世代の深さは創始者を第一代とすると、一番若い世代（番號、92、94）が第七世代となる。現在の生存者は分裂後、それぞれの家に分れ、母系をたどれば（男性成員の獨立して妻子と共に居住するものを除く）、全部で十のそれぞれ別個の家に住む家族群に分れている。

さて、このタロワド「マライル」の歴史を復元しながら、そのタロワドの崩壞の過程を追つてみよう。最初のマラ

イル創始者は第八圖の番號1に當り、その名をブラバティ・アマ Prabaty Amma とした。彼女が「マライル」タロワドを創始した由來は次の如くである。話は今から約一五〇年前に遡る。或る日エルナクラムの寺院にお参りに來たブラバティ・アマは、そこで若いナヤール男子に見そめられ、互に愛し合う様になり、しばらくして二人は結婚した。このナヤールはその名をナラヤナ・パニカー Narayana Panikkar とし、Palgat の地方官吏で、その地方にある彼のタロワドのカラナヴァンであつた。結婚した彼はカラナヴァンの權利によつて、妻を彼と共に彼のタロワドに居住させた。三十年程して彼は亡くなり、ナヤール社會のおきてによつて、妻は子供と共に彼のタロワドを去らなければならなかつた。その時、ブラバティ・アマは彼女の母達のいるタロワド、「ムラセリ」 Mullasserri に歸らず、生前、夫が彼女の爲に造つておいてくれたエルナクラムの家に落着くことにきめたのである。彼女の生れたタロワドは人員がその時一杯であつたそうで、彼女は新しい獨立した家に娘や息子達と住む方がずつといふと思つたのだそふだ。ここで彼女はその家を「マライル」と名付け、「ムラセリ」タロワドから分離したのである。この時彼女は當然「ムラセリ」から財産として若干の土地(土地管理權)を讓渡されたものと思われるが、新しいタロワド「マライル」についての經濟的基礎は餘り明らかでない。とにかく、こうして新しいタロワド「マライル」が誕生した。その家は現在、第八圖のEグループの住んでゐるタロワドである。これが今から約一二〇年前のことになる。それは丁度漸く人口が増加し出して、あちこちのナヤールのタロワドが收容人員を超過し始めようとする時期にあたり、又前章で見たタロワド分割問題が大きな社會問題となり、法廷に問題として提出され出す直前の頃である。この頃迄にもこうした「マライル」の様な例は長いナヤール生活史の上に時々起つたものと思われる。こうした事實からも、長い過去においてはタロワドは常に自然な分裂をして、新しいタロワドを形成して來たものであつて、當時英國系の法律家は、タロワド

不分割を成文法としたのであるが、それはこの様な自然の現象を無視した片面的成文化であり、前章で考察した様にその無理が却つてタロワド分割問題に油を注ぐことになつたものと思われる。

新しく誕生した「マライル」タロワドはその後、年と共に膨脹して行つた。そしてこのタロワドも他のナヤールのそれに例外でなく、時の動きに従つて、前章で述べた様に變容をまぬがれない運命にあつた。このタロワドが最初にタワリによる居住分裂をしたのは、一八九八年であつた。一八九八年といへば、ブラバテイ・アマの孫娘(12)が結婚してから二十年後で、その娘(29、一八八八年生れ)が十歳の時である。従つてタロワド成員の中、39が生れた頃迄、全員同じはじめのタロワドに居住していたことになる。その證據にも第三世代迄、壓倒的に妻訪婚が多い(第八圖にvとあるのが妻訪婚をした人々である)。第二、第三世代の二三の結婚ケースの中、一七ケースが妻訪婚をしている。その中、妻訪婚でない五ケースは第三世代の特に一番若い者達で、これらは年齢的に第四世代の先の方と等しくなる。第四世代となると、一九の結婚ケースの中、妻訪婚はわずか四ケースに減少している。第四世代から妻訪婚(Duolocal 兩處婚)に代つて neolocal な傾向が非常に顯著になつてゐるのを注目されたい。即ちこの頃から、ナヤール男子は個人所得によつてタロワドから獨立して家を建て、妻子と共にそこに住むという慣習が出來て來たのである。ここでこの形式を便宜上他と區別をする爲に neolocal と呼ぶ。この形式をとつた男子は第八圖における▲がそうである。よく見ると、この傾向は既に第三世代にあらわれ始めたのである。12の夫、Nando Pillai は結婚後二〇年間、妻訪婚をしてきたが、彼は才能と手腕に恵れ、コーチン・マハラージュの宮廷において重要な地位につき、富を畜積し、彼自身のタロワド Kallamparanbali のカラナヴァンとして新しいタロワドを彼の姉達の爲に建て、又一八九八年には妻への贈物として廣い庭園のある立派なタロワドを造り、妻子と共にそこに住む様になつた(現在その家にはCグリー

ブが住んでいる)。この様にして彼は妻を「マライル」タロワドから分離させることによつて、「マライル」タロワドに分割の契機を作つた。當時既に相當膨脹していたタロワドはこれを契機として、プラバテイ・アマの長女のタワリと、次女、三女のタワリとに二つに分裂し、財産を分配管理することにした。以來、前者を従前の名稱、「マライル」と呼び、後者を「東マライル」と呼ぶ様になつた。この分裂は「ムラセリ」から「マライル」が獨立したのとは異つて、タロワドとしては一つだが、それぞれ財産の分配を行い、別個の建物に居住する様になつたのである。古い「マライル」のタロワド(建物)は、當時15がカラナヴァンであつたので、このグループが居住を續行し、「東マライル」グループはもとのタロワドから東に約一マイルの所に移つたのである。筆者の詳しい調査對象は特に後の「マライル」グループであつたので、以下、「マライル」グループについて崩壞の過程を詳しく考察したいと思う。

「マライル」グループの中、Nando Pillai は「マライル」タロワドから妻を獨立させ、殆ど妻のタロワドからの援助を受けずに、自己の働きによつて妻子を養つた。ナヤール母系大家族制の崩壞過程には彼の様な個人収入のある男子が大いに活躍したわけで、當時、經濟力のある男子は彼の如く、妻の場を自分のタロワドや妻のタロワドから獨立して作つてやつたのである。そしてそこに妻と共に居住する様になり、母系大家族制による *duolocal* (妻訪婚)、或は *avuncular* (夫のタロワドに妻子を居住させる) から *neolocal* (夫が家を作り、妻子と共に住む) の夫婦を主體とした、新しい家族様式を作りあげて行つた。ここで注目すべきことは、系圖によつてもわかる様に、北マラバールの様にカラナヴァン及びその他のタロワドの男子が妻を自己のタロワドに居住させるという例はこの地方にはなく、この地方ではそれはカラナヴァンのみに限られていた。又カラナヴァンでさえ、Nando Pillai の如く、妻子の家をつくると、自分もタロワドからそこに移つてしまつた程である。従つて北マラバールではタロワドの中に夫婦を中心とした異質の

家族群が出来たのに對し、南マラバール、コーチン、及びトラヴァンコール諸地方では、タロワドの外に夫婦を中心とする新しい家族が生れて行つたのである。

12の夫、Nando Pillaiによつて始められた夫婦を中心とする父權的な家族は父系制、或は父系グループの形成に移行したのではなく、父權、父系的な活動にも拘らず又ここに母系グループ、タロワド的集團が成長して行つたのである。即ち長女(26)は結婚後もその家を離れることなく、夫とは妻訪婚の形式をとり、一旦結婚した次女(29)(彼女の夫はカラナヴァンであつたので、夫のタロワドに居住した)も夫の死後、この家に歸つており、反對に息子達はこのタロワドからそれぞれ獨立して妻と共に新しい家庭を作つた。その結果、長女、次女の子供達が母と共にこのタロワドに成長し、従來のタロワドと等しい集團であつた。只、結婚した男子がほんの少數の例外を除いて妻訪婚をせず、その結果タロワドから獨立して出たのが従前のタロワドと様子を異にしている。その爲、従來結婚した兄弟、姉妹の兩性を含む母系家族は姉妹と父母、そして姉妹の子供といつた女性成員を主とした母系家族になり、又その姉妹の中でも、夫と共に獨立した家に移る者が多く——男性の外に出る率と比例するわけだが——結局タロワドには姉妹の中、一人乃至二人位の既婚者とその子供、或は孫達が残るといふ現象になつたわけである。かくしてタロワドの員數は急激に減少したのである。26及び38の夫達が最早、流行おくれになつた様な妻訪婚をしていたといふ事實は、こうした母系大家族制崩壞期のタロワドの状態を大いに考えてみなければならぬ。即ち、こうした場合、タロワドに残された妻の特權を利用して妻訪婚が従來の如くつづいたり、34・35・53の如く、母處婚(Matrilocal)が出現したわけである。大きなタロワドは既にこの頃殆ど一、二の最少のタワリ(母とその子供達のような)が居住するのみで、夫は妻の他のタロワド成員の壓迫なしに、妻のタロワドを自分と妻子の小家族の家とすることが出来たのである。これは夫に獨立し

た新家庭の爲の家を作る必要をなくし、又妻はタロワド最後の成員として、タロワドに残るのが自然であつた。タロワド全員が共に居住している時代にはナヤールはついで母處婚様式を持たなかつたのである。この様にナヤールの母處婚は他の母系社會の様に、母系制だからではなく、母系大家族制の崩壞期の現象であるから、他の母處婚のケースとは別個の立場において把握されるべきである。夫は妻の家に現實的に住むわけだが、自分で新しく造る代りに古い家を利用するわけで、又經濟的にも妻子を自己の収入で養う場合が壓倒的に多く、その意味で獨立したナヤールの家同様、父權が確立されている場合が多い。

このタロワドの第四、第五世代は大きな轉換期にあり、カラナヴァンを持つと共に父權グループの形成期にあり、經濟的、道德的扶養者が、居住形態の變化と共に實質的にカラナヴァンから父へ移行しつつあるのである。これを系圖の各個人についてみると、次の様になる。

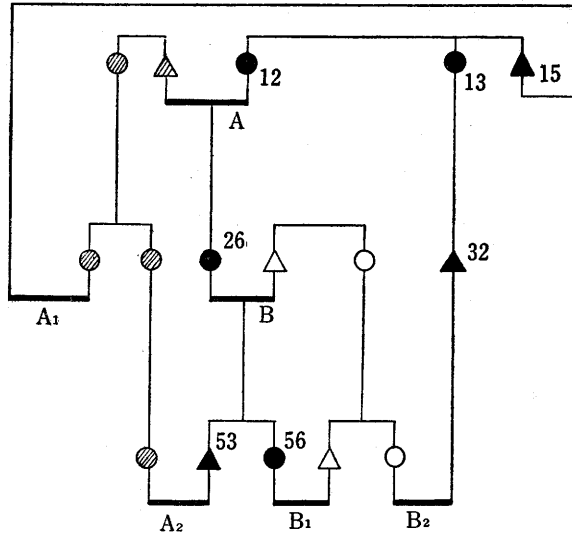
「マライル」グループの第五世代の青年時代のカラナヴァンは15である。従つて法的に15はその成員の養育の責任があるわけだが、15によつて高等教育を受けた者は、13・14の息子達、即ち31・32・33・36・39であり、12の息子達は15ではなく、父によつて教育費を出してもらつた。即ち、25・27・28・30が青年に達した頃はタロワドから別居して、父母と共に住み、法的にはカラナヴァン（15）が扶養者でありながら、實際には父が扶養者であつた。これは前章でタロワド崩壞の一大要因として検討された事實で、その實際の例は系圖においてこうして表れている。

母系大家族制の許に、父系、父權的な協同體が成長して行く過程がよくこの例に代表されているが、こうした移行期において、協同體内に個人にも父系的な意識が既に強く芽生えつつあつたのである。即ち、父（12）の財産によつて生活している息子、娘達は、前に記した様に父が彼のタロワドのカラナヴァンとして、彼の姉妹の爲にタロワドの

家を新築し、彼のタロワドの成員がそれに住み、又彼が彼女らの爲に残した財産によつて生活しているのに對して、さも不當であるが如く、「彼らは私達の父の財産によつて生活している」と筆者に訴えたりする。母系制の觀念からいえば、それは當然のことなのに、父は「我々のもの」という新しい觀念が既に強くその息子や娘達に支配している。その一方、彼らは15の財産に對して、或は32の經濟能力に依存する傾向があり、現實に57はその父の死後、32・27などから經濟援助を當然なものと仰いでいる。この様に彼らの中でも無意識に父系、母系の觀念が交錯している。

こうした移行期、轉換期にナヤールの心理的、經濟的な不安定さから來る不満に或程度の満足を与えたものは、傳統的なクロス・カズン婚である。このクロス・カズン婚が母系大家族制において、どの様な機能を持つたかは既に觀察したところであるが(五八頁參照)、ここでは實際の系圖において、どの様に表われているかを考察すると共に、それが不安定な、父系、母系的な經濟の分裂にどの様にバランスを與える役を持つたかを説明したいと思う。

第八圖に見られる様に、「マライル」タロワドに四つのクロス・カズン婚のケースが見られる。即ち「マライル」成員の四人が、他の二つのタロワド、Kallamparanbal と Mangayil とクロス・カズン婚を結んでいる。この關係をわかりやすくもう一度ここに第九圖に示してみると次の様になる。結婚關係Aに對してA₁、A₂と二つのクロス・カズン婚があり(Marayil—Kallamparanbal)・Bの結婚關係に對してB₁、B₂の二ケースがある(Marayil—Mangayil)。12の夫、Nando Pillai は12(及びその子供達)と彼の妹達に財産を残したわけで、父系、母系の觀念で夫々彼の妻子は彼の妹達に財産の半分をとられたと思うし、又反對に妹達は彼の妻子が當然自分達にくる財産をとつてしまつたと不満に思つているわけで、その場合、A₁及びA₂の結婚は大いに兩者の不滿を充す役をなし、兩タロワドにとつて歓迎すべき結婚關係である。こうして兩タロワドの打算的な關係は調正され、そうした經濟的關係の上に立つて、大いに友好關係が



第九圖

- ▲—Marayil (番號は第八圖のものに相當する)
- ▲—Kallamparanbal
- △—Mangayil

上の線で結ばれるのは兄弟姉妹關係を表し、下に太線で結ばれているのはクロス・カズンによる結婚關係を表し、上下の線は親子關係を表わす。

保たれている。同様のことがBの關係に對してB₁、B₂の結婚によつて調正されていることはいふ迄もない。この様にナヤールのクロス・カズン婚は、タロワド對タロワドの關係の調正に大いに役立つので、必しも直接のクロス・カズン婚(例えば、Bに對するB₁の如く、26の實際の娘が、26の夫の妹の直接の息子と結婚する)のみでなく、間接的クロス・カズン婚 (classificatory cross-cousin (Bに對するB₂、或はA、又はA₁に對するA₂の如き關係、更にAに對するA₁の關係も含めて) もその實際の機能において同様な役割を持つのである。ここで筆者はクロス・カズン婚として兩者を含めていたのである。

しかし、現在の若い世代——既にタロワド崩壊

後に結婚した——には、クロス・カズン婚に對して、従來は傳統的に好まれていたが、生物的によくはないと思うので、さけて行きたいという意見が強い。タロワドが個人單位で分割されてしまつた現在、彼らが好まないばかりでなく、クロス・カズン婚も社會的、經濟的機能を失つたのである。

さて崩壞期の状態にもどるが、いつの間にか夫婦を中心とする父權的な家庭の形式の生長は、その結果、タロワド

全成員をバラバラにし、タロワドの機能は現實的に失われて行つた。この爲「マライル」タロワドは他のその頃のナヤールのタロワド同様、遂にタロワド財産を個人單位に分割することによつて經濟的にもタロワドは分裂し、終熄したのである。それは一九四四年のことで、第一回の財産の分配を行つた一八九八年から四六年目であつた。この四六年間が實際、「マライル」タロワドの崩壞期であつたのである。前章で詳しく述べた様にタロワドの財産を個人單位に分割する法令は既に一九二五年にトラヴァンコールで、一九三三年にマラバールで出されたのであるが、ケララにおけるナヤール・タロワドの崩壞は實際にはそれより相當おくれて、この「マライル」タロワドの崩壞の時期に最も多く、過去百五十年間に渉るタロワド崩壞期間は二十世紀前半において、最も激しかつたのである。

ここに注目すべきことは、分割が行われ、それぞれタロワドと訣別して、夫婦を中心として父權的な小家族が生れたが、財産相續において父系制にはならず、兩系制という解決をみたのは、いう迄もなく過去の母系制の力であるが、更にタロワドの亡靈がいろいろな意味でつきまとつていたのである。

例えば、夫は自分をも妻をも夫々のタロワドから獨立させたのであるが、その新しい家を築くに當つて、餘程の外的な條件（例えば夫の勤務地がタロワド所在地から非常に遠隔であるといつたような）のない限り、常に妻のタロワドの近くに作り、妻の姉妹或は妻の母の姉妹などを中心に母系的地域社會集團を一定の場所に作つてゐることである。例えば29のCグループの住んでゐる家は、29の父によつて造られたタロワド（建物）で、55、66は各々、夫によつて造られた家に住み、夫の經濟力に依存してゐるにも拘らず、彼女らの夫達は、各々の家を妻のタロワドの近くに建てたのである。A・B・Cはお互に呼べば答えられる距離で、小經一つ距てるとか、庭を接してゐるとかいつた具合である。

この様にしてみると、母系的結合から男子は自由で、女子にのみその觀念が強く殘存したかといへば、決してそう

ではなく、男子にとつては自分のタロワドから離れて生活しながらも、常に精神的、經濟的援助を姉妹にしている。もともとナヤールの結婚半徑は、妻訪の出来る範圍が普通であるから、夫のものとタロワドも歩いて三〇分以内が普通なので、常に兩方で行つたり來たり出来る。現在、經濟力のある男性の殆どは姉妹及びその子供達に、妻子と同様の面倒を見てやるものが多い。彼らは自分達でも一體どちらにすべきか迷う場合が多いという。法律や制度の變更と違つて、道徳的、心理的な切りかえは常に長い時日を要するのであつて、特にタロワドに半生を過した人々は理論的には理解してはいるものの新家庭への順應は相當な努力を要する。殆ど中年以上のナヤール男子は現在生活を共にしている妻子に全力をつくすべきだという方向がわかつていながら、姉妹やその子供達が可愛くて仕方がないという。又妻の多くは重大問題を決定する場合には、必ず夫のみならず、伯父に意見を求める。若い世代は母の兄弟に父と同じ位、愛情を持ち、彼らを頼りにする。父の亡くなつた様な場合は必ず、伯父がその場をうめるのが常である。例えば系圖57は父が若くして亡くなつた爲、教育は27と32の援助によつてなされたのである。タロワドと訣別して一二年も経つた現在尙こうした状態で、新しい制度にナヤールの生活が道徳的、心理的に定着をみせるには末だ少くとも一世代三十年はかかる。ナヤールの劇的な變化に比べれば、比較的單純な變化と思われる家父長權的父亲家族から、新憲法によつて夫婦を中心とする家族に移した日本の社會でさえ、古い封建的な道徳意識、慣習から離脱するのに長い年數を要しているのだからナヤールの現狀は想像に難くないと思う。

ナヤールの現狀は何といつても、母系の要素が相當濃厚と言わなければならぬ。母系制が制度としてなくなつた後、或る期間どの様な形で社會に残存しているかという問題は注目し得る。前に述べた様にナヤール社會における個人の道徳的、心理的切替えが中々困難である、という個人對個人の間關係のみならず、新しい夫婦を中心とする

家族が父権が確立された故に、父をおして父の母系グループに傾斜を見せるという面白い現象を起すことである。例えば「マライル」タロワドの成員であつた男子が結婚して、妻子と共に獨立した新家庭を訪れると、どの家にも「マライル」の創始者ブラバティ・アマの大きな寫眞が部屋の中央に飾られてある。彼女を祖先とする一族という觀念が強く現われていて、その家族は父の祖先として父系的な意味で常にそれを仰ぐのである。ここに母系、父系の兩要素が屈折してつながつてゐるのである。更にそれは妻をおしての母系の線と交錯する。即ち、この家庭は父を中心とし、父を扶養者、後見人として法的、道德的責任を父においてゐるにも拘らず、息子達は父の姓をつがず、母の兄弟の姓を持つ習慣を續けている。トリヴァンドラムのインテリ達はナヤールでも例外で、どちらの姓をとつてもいいといい、極少數の者が父の姓を思ひきつてとつた例もあるが、エルナクラムのナヤール達は決して父の姓でなく、伯父の姓をつぎ、又そのことを誇りにしてゐるのである。

次にこれに關連して、過去のタロワド構成員としてのナヤール達の自確、或は認識は現在どの様なものであろうか。それはタロワドを構成してゐた個人が他の構成員に對して一定のグループ意識を設定しており、血縁の遠近によつて、次に示す様な幾つかのカテゴリーを異にするグループ意識があると思われる。

(一) 共通の社會的グループとしての觀念が最も強いのは祖母を共通にしたグループである。例えば、第八圖のA・B・Cを含む一つ、D・Eを含む一つのグループといつた様に。こうしたグループは夫々の家が呼ば答る距離に群つてゐるといふ實際の條件にも立脚してゐる。即ちA・B・C群、D・E群は、お互に毎日何回となく顔を合せ、話をするので、唯經濟生活を別個にするだけで、社會生活の面では一つのタロワドに等し。

(二) 曾祖母を共通にするグループ。即ち、例えば第八圖のA・B・C・D・E群、平均一週間に二、三度はお互に

訪問し合う。彼らにとつて何らかのニュースがあれば必ず傳え合う。

(三) 更に大きくなつて「マライル」と「東マライル」の全構成員を含む所謂「マライル」タロワドのグループ。前の(二)のグループは分裂後の「マライル」で、彼らと「東マライル」群の親近、友好關係を日常行動にみると、必要あれば訪ね、又近くを通れば一寸顔を出す程度、話し合う時は前の(一)、(二)のグループの場合より少しフォーマルになる。しかし此の群はかつての財産共有體、生活協同體であり、タロワドとしてナヤール・カーストにおける細胞的基礎を形成するものであつた。そうした意味で現在では餘程協同體意識は稀薄とはなつてゐるものの、他のナヤールから極めて明確に區別される同族意識が強く、それは特に宗教面において代表されてゐる。即ち冠婚葬祭に缺くことの出来ないメンバーとしてお互を拘束してゐる。このタロワド協同體は一八九八年、一九四四年と二度にわたる分裂を経て、且つ、同じタロワドの名「マライル」を持つもので、タロワドはそれによつて財産協同體(Mudal Sambantham)としての機能は失つたが、尙、祭祀協同體、同族集團(Pula Sambantham)として機能を持つもので、後者の機能として、冠婚葬祭の全員参加の義務、嚴重な族外婚の規則、共通の長の許にある協同體として構成員の意識を持ち、その意味で行動を拘束してゐる。その協同體の長は勿論、カラナヴァンではないけれど、カラナヴァンの存在として協同體の中心として、一人の男性が意識されてゐる。この場合、第八圖の32がそれに當る。この様に財産共同體としての母系大家族、タロワドは崩壊したとはいへ、全インダの父系上層カーストの大家族の崩壊の現象と等しく、ナヤール母系大家族、タロワド協同體として最後の線、共通の長の許に祭祀協同體として存続してゐるのである。そしてこの協同體におけるもう一つの特長は、最も若い世代でさえ、全構成員は個人と他の構成員のどれに對しても、明確な系圖、血縁關係を知つてゐることである。これは更に大きな同族母系集團、即ち、「マライル」タロワドと、「マライル」が

獨立する前の「ムラセリ」タロワドを含む集團においては、現在の兩タロワドの構成員は系圖的つながりをうち立てることが出来ない事實と比較して、母系集團の協同體としての限界がここに設定される。

(四) 「マライル」、「ムラセリ」を同族集團と呼びうる根據はこの集團もやはり嚴重な外婚集團であるということである。お互いの結婚を忌避しなければならぬという明確な外への意識によつて、この集團はナヤール・カースト内における最後の同族集團の單位をもつ。この兩タロワド協同體の男子は Menon 姓を持つが、この姓は必ずしも同族集團のメルクマールではない。母の兄弟から甥に伝えられるナヤールの姓、例えば Menon, Nayar, Panikkar などという姓は、むしろ職業的なものから來たと思われる。例えば Menon は書記、會計士であり、Nayar は指導者、武士であり、Panikkar は劍道(フェンシング)の指南役という様なものである。従つて同姓であつても必しも同族ではない。同族はタロワドの歴史において始めて意識されるものである。

さて前のタロワド協同體にもどるが、この様に何度も分裂を重ね、夫婦を中心とした家庭を築きながらも、母系協同體の意識を忘れないのであるが、こうした場合、その崩壊に最も重要な作用をするものは遠い任地に妻子を連れて、その土地で生活する人々である。例えば、系圖の F・K・L のグループの如く。こうした現象は大抵子供が出來ると顯著になつてくるのであつて、それ以前は殆ど妻を妻の母の家に残して、夫だけ任地に行くが(丁度第八圖の 91・44・50 の場合がそれに當る)、夫の仕事が軌道にのり、妻が子供を持つと大抵、デリー、ボンベイ、カルカッタ、マドラスなどという遠隔の地に夫と共に居住させる。こうした地域的な疎隔は長い年月の中にタロワド成員をどんどんタロワドから離してしまふ。従つて地域による構成員の分散が大きく實質的なタロワドの崩壊に作用する。現に F・K・L の家族はこのタロワド成員中においても異質的な、おいが強くなつてゐる。地域的な分散の中でも、同じケララにおけ

る範圍であれば豫程緩和される。例えばエルナクラムの者が結婚してトリヴァンドラムに居住するといふ様な場合、妻は出産の際には必ず母の家に歸つてくるし、夫はタロワド成員の冠婚葬祭には必ず母の家に歸省する。ナヤール社會にあつては全ケララを通じて、こうした行動は當然の義務となつてゐる。

遠隔な地への外出によつて、タロワド祭祀共同體からの分離の傾向が見られるが、その反對にタロワド内への異質の外來の要素が見られる。それは父權を確立した男子による妻子を自分の母系集團に吸収するといつた現象である。前に記した様に父の祖母の寫眞がその家に大きく飾られていたりする事實によつて、父を通して父の母系集團への近接、そして又、父の姉妹及びその子供達の頻繁な來訪によつて急速に父の母系集團の成員に接近する。これを日常行動によつて考察してみると、第八圖でいえば、27・32の妻子達は(一)のグループA・B・Cの群の親近さについて接近している。これは(二)のグループ、A・B・CがD・Eに對すると略同じである。特に32が祭祀協同體の中心人物である爲、その妻子は殆ど同一タロワドの成員と思われる程である。考ふるに昔のタロワド生活でもカラナヴァンであれば、同じ釜の飯を食べる間柄でもあるわけだ。特にこの場合は、32の妻がクロス・カズン婚により、A・B・C群と直接近い親族關係にあることによつても親族意識が助長されている。

32が獨立した父權的な家庭を持ちながらも、母系群「マライル」タロワドで重要な地位にあることは以上でわかつたと思うが、そうした母系集團への傾斜は36の例によつても、よく表われている。36は妻がタロワドに残つた爲、母處婚をしたが、35・37・38の子供達が兩親をなくしたので、その子供達の保護者として自分の必要を感じ、妻と別居して自分のタロワドにもどつて來て、そのカラナヴァンの存在となつてゐる。こうした事實は父系社會では考えられないことであり、尙他の事實と共に、ナヤール社會には強く母系の要素が残つてゐると考えなければならぬ。

結 論

——タロワ下の解體及びその現狀とその意義——

ナヤールの母系大家族制の變容とその崩壞に最も大きく作用した要因は、十八世紀の終から他のインド同様ケララが英國植民地統治の許に入つたという政治的變化によつて生じた急激な人口増加と、その經濟的變貌であらう。それ迄農耕を主體としていたケララの中世的經濟は他のアジア諸地域同様、徐々に資本主義經濟の影響によつて浸蝕され始めた。特に過去百年間における外國、殊に英國及び他のインドからの工業生産物の流入はケララの中世的經濟を半身不隨の状態に追いこみ、經濟機構の變容はケララでも特に農耕經濟に依存する龐大なヒンドウ・カーストの社會組織をその深部からゆすぶるようになった。英國統治は傳統的なケララの王や土豪達によつて細分化された地域的封鎖的政治組織を近代的に再編成することによつて、近代教育をうけた上層カーストの男子を多量に諸官廳に吸収し、それと共に法律、教育の制度的な變化は同様に個人所得を持つ近代的人間意識をケララに形成した。この様な大きな政治的、經濟的、制度的變化は特にケララの農耕社會の主導的立場にあつたナヤール社會にあつて、その個人の現實的な生活を變化させ、それに伴つて近代的人間意識、新しい道德觀念を成長させた。こうした新しい近代的傾向はあらゆる意味で傳統的な母系大家族制に矛盾するものであり、兩者の對立は、さまざまな形で紛争、錯亂、屈折を招き社會的な規模でナヤール・カーストの社會構造を變化させ、遂に母系大家族制を解體させるに至つたのである。

過去百五十年間、特に最近の五十年間にその崩壊への激しさを加え、その弱點を最大限に露呈するに到つたナヤール・タロワド（母系大家族）の基本的な要素は次の五つに要約出来る。

1. 母系による血縁集團
2. 全成員の共同生活
3. 最年長の男子を長とする家族集團
4. 財産の共有
5. 祭祀協同體

以上の五つはタロワド成立にとつて必須の條件である。タロワドはその崩壊の過程において、これら五つ條件を一つ一つ失つて行くのである。先ず、第一に破れ出すのは、2の共同生活という條件である。タロワドの一つの建物に收容しきれなくなつた人口は、それぞれより近い血縁關係によるグループ（即ち、祖母を共通とするグループ、或は母を共通とするグループというように）に分れて、タロワドから獨立の建物に住み、食生活を別個にする。更にその程度が強くなつて、タロワドの分散した夫々の土地に住み、收支をタロワドに合流せず、臨時的な獨立經濟を持つ様になる。次には1の條件がくずれる。即ちタロワドは母系成員のみを收容すべきなのに、北マラバールなどにあつてはカラナヴァンのみならず、成人男子成員の妻子をタロワドに居住させる習慣が顯著となり、經濟的、心理的にタロワドに混亂を惹起させる結果となつた。これら二つの條件のくずれることによつて、共有財産の所有權を代表し、管理權を持つカラナヴァンの家長的立場を困難なものとなさせ、アナングラヴァンとの不和、紛争を招來し、一方カラナヴァンによる家長權濫用という弊害をもたらした。こうした傾向に拍車をかけたのが、個人所得を持つナヤールの増加で、そ

の事實が更に夫婦を中心とする新しい小家族の型を生み、タロワドから個人が分離して、獨立した生活を營む様になる。この様な状態は4の財産共有の意義をなくすと共にカラナヴァンの機能を失わせ前記の二つの新しいタロワド崩壞の傾向と合流して、遂にタロワド財産の個人單位による分割を實現するエネルギーとなつたのである。4の條件の消失によつて、同時に3の條件は消滅し、ここに所謂タロワドは終熄したのである。しかし、第五の條件は、現狀において尙強く維持されていることは、前章において詳しく考察したとおりである。

以上はナヤール母系大家族制の崩壞のプロセスであるが、これは全インドにおける父系大家族制の崩壞と、本質的にその原因、過程を等しくしている。父系大家族成立の要因は、ナヤールのそれと殆ど同じで、第一條件、「母系による血縁集團」というのが、他の父系大家族制では、「父系による親族集團」とおきかえられる。只、その親族集團は、世代の深さが比較的淺く、ナヤールの傳統的大家族が普通七世代以上であるのに對して、四世代、三世代が普通であるので、第二の條件の「財産共有」が分裂によつて期間的に短く、ナヤールに比較して構成員が少い。従つて問題が小規模であり、又父系である爲、夫婦を中心とした小家族への移行はナヤールのそれ程、根本的な變化ではなく、それ程の矛盾、摩擦、苦惱を持つことなく漸次行われ、その過程も時間的には長く自然に行われ、現在行われつつあるのである。唯、ナヤールが母系の大家族であつた爲に、劇的な崩壞の仕方をし、他の父系大家族よりも崩壞が早く、短期間に行れたということが出来る。

母系大家族の解體による小家族へのカースト的規模における移行は、ナヤールにとつて多大の犠牲者を出した結果となつた。それも特に中流、下流において問題は深刻である。上流においては、傳統的な豊かな經濟は新しい變化にあつても相當持ちこたえることが出来たし、分割によつても、多少小規模な經濟となつたとはいへ、それぞれまだ相

當な土地を持つことが出來た。その上、子弟の多くは英國をはじめ、外國の大學に留學し、歸國後は中央政府の高官、外交官、裁判官、辯護士、大學教授などの地位や職が彼らを待つていた。これらの多くは全インドにあつても實業家、大商人を除けば最高の部に入る所得を持つものであり、豊かな生活をしてゐる。彼らはデリーを始め、インドの大都市に居住する者も多いが、多くはケララの都市、トリヴァンドラム、コーチン、カリカットなどに美しい邸宅をかまえ、自家用車を持ち、妻子と共にスマートな新生活を營んでゐる。

一方、中流ではこれ程の教育がなく、州立の大學を終えたナヤールのインテリ層の數は相當多く、これらは應々にして職にあぶれてしまふ危険性がある。それはヒンドウ社會にあつて傳統的な知識階級はブラーマンであり、ケララにはナムブトリ・ブラーマンの他に東海岸のタミール・ブラーマンが既に中世の頃から多量移住して來ており、これらがナヤールに先じて州政府の中流官吏、學校の教師などのポストを多く占めてゐるので、新しい知識階級となつたナヤールの入り込む餘地は餘りないのである。又學校の教師にはクリスチャンも相當多いのである。ケララにおいて職にあぶれたナヤールのインテリ達はマドラス、マイソール州などの隣接地域に迄職を求めて行かなければならない状態である(ケララは全インドにおいて、近代學校教育を受けた者のパーセンテージは一番高い)。これら中流のナヤールは上流のナヤールの様に、分割後も農地によつて生活を維持することは出來ず、職のない場合、その生活は非常に深刻である。中流にあつては、タロワドの土地は分割によつて、殆どあつてなきが如き状態で、細分された土地による生活は殆ど不可能で、多くが土地を金にかへて職を求めて都市に集中する傾向が強い。又商業方面はケララにおいてはマホメダン、クリスチャンに殆ど傳統的に獨占されており、ナヤールが生活の爲ににわか商人となつたとしても、丁度我國の「士家の商法」と等しく、没落を餘儀なくさせられてしまふのである。この様にケララにおけるカースト的、

宗教的コミュニティのギルド的な存在は新しいナヤールの進出を阻むもので、又ナヤール以外の知的な職業とか商業などのギルドは、ケララの近代化によつて農耕經濟に立脚していたナヤール程、打撃を受けなかつたことは、ナヤールにとつて全く皮肉なものであつた。

下層ナヤールの生活の深刻さは、中流ナヤールのそれより、遙に早く彼らを襲つたものであつた。それはケララが英國統治に入つた瞬間に既に彼らを苦境に陥らせてしまつたのである。即ち、下層ナヤールの大多數は武士(傭兵)としてその給料によつて生計をたてていたものであるから、一七九二年以降、全く傳統的な収入の道をとざされてしまつたのである。その多くは下層カーストと同じ様に、耕作労働者に轉落してしまつた。大工、鍛冶屋などの専門的職業を持つ者の他は、全くひどい没落の仕方であつた。武士としての身分と誇がそのカーストの線を明確に保持していたのであるが、この様な經濟的な没落によつて社會的な存在理由を失わせ、既にナヤール・カーストはその底邊からくずれかけていたのである。下層ナヤールの下層カーストの結婚が行われる様になり、又その經濟的地位も下層カーストに合流し始めたのである。下層にあつては既にこの様な状態であつたので、タロワド財産の分割は殆ど意味がなかつた。又インドいづれのヒンドウ・カーストの社會においてもいえることであるが、下層にあつては上、中流程、家族は大きくなく、傳統的な規則は守られていないので、下層ナヤールの場合にもタロワドと稱する程大きな協同體は特に十八世紀以來なくなつていたのである。従つて彼らの家族單位は大體、兄弟姉妹及び姉妹の子供達といつた小さなものであつた。改正法によつてこれが、漸次、夫婦と子供に移行したのである。この様な貧困な状態において、家族構成員が母系から、夫婦中心に移行したということは、更に悲劇的な社會問題を生んだのである。即ち、新しい家庭において男子は父としての責任、義務の觀念が出來ていないのである。その爲、貧困者は妻子を捨てて、どこか

自分一人で、或は兄弟と共にわずかな勞働によつて、自分達だけをやつと生活して行く道を求め、妻子を捨ててしまふのである。妻子扶養の觀念が缺如していると共に、妻子に對する道德觀念も亦愛情もまだ育つていないのである。インテリクラスにあつては、近代的な人間意識が新しい制度を生み出すエネルギーともなつたし、又それを支えるのに大いに役立つのであるが、下層ナヤールにはそれが無いのである。その爲、ケララにおいては、貧困の爲、妻子を捨てる例は非常に多く、捨てられた妻子は途方にくれ、妻は子供を孤兒院にあずけ、自分は兄弟や知人がいればその助けを求め、或は身を落して生活する。中流の様に大低タロワド成員の中、誰かが比較的豊かで、父が無能であつたり、死亡した場合には大抵、伯父の所に頼る、という様な餘裕も下層にあつては殆ど望めない。トリヴァンドラムのナヤールの孤兒院は一八二五年のナヤールの改正法以來、孤兒の數は急激に増加して來た。従つて、こうした孤兒院は本當の孤兒というのは非常に例外で、父母があるが（少くとも殆ど母がある）生活不可能の爲に孤兒院に入つている場合が殆どである。要するにこうした孤兒院はタロワドの解體によつて出來た犠牲者救濟事業ともいふべきである。筆者が親しく參觀したトリヴァンドラムの孤兒院はナヤールの婦人によつて五十年前前に出來、ナヤールによつて運営せられ、ナヤール達から資金が集められている。院長のナヤールの婦人は上流のナヤールの出身であるが、ナヤール社會の現狀を深刻な氣持で筆者に訴えたのである。

この様の中、下層から多數の犠牲者を出したタロワドの解體は、今ナヤール達の大きな悔恨となつてゐる。そしてこれはナヤール・カーストの危機に直結してゐるのである。そのカーストの底邊からくずれ始めたばかりでなく、見事に經濟的危機を乗りこえたナヤール達にとつてもカーストの規模において、それは何としても没落であつた。その細胞的基礎である母系大家族を失つたナヤール・カーストは、積極的にナヤール社會、カーストを他のコミュニティ

に對して、強く保つエネルギーをつくり出した組織と經濟的基礎を剝奪されてしまつたのである。即ちカースト自體の機能が失われ、個人は社會的背景なしに、社會的拘束なしに自由に行動することによつて、他のカーストに接近し始める。特にケララの近代化によつて新しく出來たインテリ層——官吏、學校教師その他の勤人達——は、それ迄孤立していたカースト的、宗教的諸社會の成員を同一の場に合流させたのである。身分をとわず近代教育の資格において新しい層が形成されたのである。そこではブラーマンも、ナヤールも、下層カーストも、クリスチャンも、マホメダンも同等な資格において、公的生活を共にすることになつたのである。こうした場において身分的偏見は打破され、人間個人として新しい人間關係が形成され、異る社會の出身者の間に友人關係が出來、又少しずつ婚姻關係も生れる様になつて、それぞれの社會を身分と職業によつて固く距ていた壁を次第に破ることになり、更にこうした他の社會の人人と接觸を持つ人々をとおして、カースト、宗教による偏見が是正され始め、近代的な觀念がそれぞれの社會に侵透し、それがケララ全體の一般的動向となつて、定着し始めていたのである。

本論文の初ので述べたナヤールとナムブトリ・ブラーマンの特異な結婚關係も、ナヤールの近代化に伴つて崩れ出したことは云う迄もない。今ではナヤールのブラーマンへの馬鹿々々しい程の渴仰も姿をひそめ、ブラーマンとのその意味での結婚は減少すると共に、ブラーマン側も次男以下もナヤールとの愛人關係よりも長男同様、ナムブドリの女との結婚を獎勵している。この動向は一九〇八年にはじまつた *Yogashema Movement* と呼ばれるものに端を發している。これはナヤール母系大家族制崩壞期と時を同じくしており、これによつて、特異なナムブトリ・ブラーマンの傳統的な父系大家族制も崩壞し始めていたのである。

この様に、ケララにあつて、その全機構の中心的役割を持つナヤールの變貌は、とりもなおさず全ケララの社會に

影響し、ケララ社會の近代化を推進し、ナヤールを中心としてケララ自體も大きく變貌しつつあるのである。

最後につけ加えておきたいことは、タロワド財産分割による農地の細分化によつて苦い經驗をなめたナヤールを中心に、コミュニティ・プロジェクトが盛んに計畫されていることで、細分された土地を集めて大規模な農地經營をしようとしている。以前のタロワド經濟のよい點をとり、更にナヤールのみでなく、他のカースト、宗教社會の成員をも含んで新しい組織によつて、ケララの農耕經濟を立直さうとしているのである。ケララは今インドにおいて珍らしく共産政權を樹立した州であるが、政治的にそうした形で表われたことの背後には、この様な動きがあり、又傳統的に主導的役割を演じて來たナヤール・カーストの大家族制が原始共産的な生活信條に立脚していたという事實があることも考慮にいれるべきであろう。

註

- (1) この調査報告は“Comparative Studies of Three Matrilineal Societies in India”と題し、一九五八年十一月 *L'homme* のシリーズの一としてブリーブ出版の豫定である。
- (2) K. M. Panikkar; *Hindu Society at Cross Road.*
- (3) 現在インドの外交官の六〇パーセントは、このナヤール・カーストの出身であるといわれている。
- (4) *The Jewish Encyclopedia*, 1916, London & New York.
- (5) Logan, William; *Malabar Manual*, vol. 1, p. 265.
- (6) *Census of India*, 1941, vol. XXV, Travancore, Part I, 413, p. 135.

- (7) *Census of India, 1941, Travancore, Part 1, p. 141.*
- (8) Logan; *ibid.* p. 259.
- (9) Logani *ibid.* p. 259.
- (10) Logani *ibid.* p. 272.
- (11) 北インド、ラジプットを中心として、相當廣く分布しており、インドにおける代表的クシャトリア・カーストである。一八八一年の國勢調査によると、このラジプットのクシャトリアが三六二人マラバルに居住しており、Loganによると彼らは Kottayam Parappanad の豪族であり、彼らは Puranath Raja (外來の王族) と呼ばれ、トラヴァンコールの王族をはじめ、マラールの諸豪族と結婚をして、母系制に従つてゐる。
- (12) ケララではナムブナリ・ブラーマンの家はイラム Ilam と呼ばれ、ナヤールの家はタロワダ Tarwad と呼ばれ、夫々別の呼稱をもつてゐる。
- (13) ケララのヒンドゥウ寺院は傳統的に皆ナヤール・カーストの王や土豪に屬してゐる。ブラーマンへの接近の距離でいえばナヤールはブラーマンに觸れることは出来ないという間隔であるが、その下のテイヤールではブラーマンとの距離は三二フィート、更にその下のチヘルマールは六四フィートを保つこととされてゐた。
- (14) Logan; *ibid.* p. 118.
- (15) Logan; *ibid.* p. 126.
- (16) Logan; *ibid.* p. 596.
- (17) フラヤーネ Q 社著 *ヒンドゥー* Miller, Eric. J.; 'Village Structure in North Kerala', *India's Villages* (A collection of articles originally published in the *Economist Weekly of Bombay*) 1955. を参照された。
- (18) Kanakkar 氏 Kudiyān と呼ばれる。本論文に於ては Logan Q Malabar *ヒンドゥー* Kanakkar 著 *ヒンドゥー* Kudiyān ナヤール母系大家族制の崩壊について

もなく行われる重要な必須の儀式である。この式は簡単にいうと、一人の獨身のブラーマンを選んでナヤールの女子と形式的な結婚の式を行わせる。その式で選ばれたブラーマンは結婚を象徴する「*tili*」を相手の女子の首にかける。その後二人は一定の時間、部屋にとどこめられる。この間に性交渉が實際に行われるという者もあるが眞偽の程は明らかでない。少くとも現在では行われていない。この一定の時間を過ぎると二人は外に出て、女子はそのかけられた「*tili*」を人々の前で引きちぎつてこの模倣結婚が解消したことを證する。この式の配偶者とはその後何らの結婚の機能は營まれず、本當にナヤールが結婚するのはその後年かしてからで、これが所謂正式な結婚で *Sambantham* 或は *Pudavannuri* と呼ばれる結婚式で、その重要な形式は、男子から配偶者となるべき女子に腰布が渡され、盛大な宴が女子のタロワドで親戚縁者にふるまわれる。この結婚により二人は正式の夫婦となつて一生の契をし、それ以後所謂結婚關係に入るのである。これについては、第三章にも述べたので参照されたい。またこの二つの前後する結婚式に、ヨーロッパ人の旅行者、研究者に非常な好奇心を呼び起し、眞偽の疑しい數々の記載がある。またナヤール自身にもこの二つの結婚式について澤山の記載がある。特に *Report of Malabar Marriage Commission* 及び澤山の議論をのべている。又 Thurston; Some Marriage Customs in Southern India, *Madras Government Museum Bulletin*, vol. IV, No 3, pp. 129-179; Kathleen Gough; Changing Kinship Usages……, *J. Roy Anthropol. Inst.* 1952, vol. 81, part I, pp. 71-88 などにも議論をのべている。

- (31) *Madras High Court Report* 380; Moor. p. 12-15. 當時ブラーマンはブラマ高等裁判所の管轄下にあつた。
- (32) *Report of Malabar Marriage Commission*, 1891. Madras.
- (33) R. M. M. C. Appendix IV, Wit, 46.
- (34) *Report of the Marumakkathayam Committee*. Appendix IX (a).
- (35) *Report of the Marumakkathayam Committee*. Appendix IX (b).
- (36) この二つを分割し、分配とは、前者はタロワド財産を各タロワドに完全に分割してしまつたもので、後者はタロワド財産としてナヤール母系大家族制の崩壊についで

て共有性を持ちながら、現實には各タワリ毎に分け前を持ち、それによつて經濟生活を別個でしてゐるものをさす。

主な参考文献

A. 法律關係及び政府出版物

- Logan, William; *Malabar Manual*, 2 vol. 1887. Madras. Government Press 1906, 1951 (Second Edition).
Report of the Malabar Marriage Commission. 1891, Madras. the Lawrence Asylum Press.
Report of the Marumakkathayam Committee, Travancore, 1908, Trivandrum, The Government Press.
Madras Census Report 1871.
Travancore Census Report 1876.
Cochin Census Report 1876.
Census of India, 1941, Travancore, (同一九三一年、一九五一年)。
Imperial Census of 1881, by Lewis Melver, 1883.
Travancore Administration Report 1048-49, 1874.
Imperial Gazetteer of India 1886.
Gazetteer of the Malabar and Anjengo Districts. 2 vols. Madras. 1908.
Travancore-Cochin Law Reports, January-December, 1950.
Travancore State Manual by S. T. K. Velu Pillai.
Manual of Madras Administration 1885.

- Travancore Law Reports.*
- Madras High Court Reports.*
- Kerala Law Times*, January to December 1952.
- Cochin Law Journal.*
- Madras Law Journal.*
- Malabar Marriage Act.
- Malabar Marumakkathayam Act 1933.
- Nayar Regulation I of 1088 (1913).
- Nayar Regulation II of 1100 (1925).
- Iyer, P. R. Sundara; *A Treatise on Malabar and Atiyasantana Law*. Madras 1922.
- Joseph, M.P.; *The Principles of Marumakkathayam Law* (Revised) 1926 Kattayan.
- Nauidu, R. M. Krishna; *Marumakkathayam, or Law of Inheritance among the Sudras of Malabar*.
- Munro, Thomas; *Report on the Judicial Systems of Malabar*. London 1817.
- Nayar, Kozhikot Madhovan; *The Malabar Law Digest and Acts 1862 to 1941*, Calicut 1941.
- Report of A Joint Commission from Bengal and Bombay, appointed to Inspect into The State and Condition of The Province of Malabar, in The 1792 and 1793*, printed Madras 1862.
- 四 一 號
- Baden-Powell, B. H.; *Land-System of British India*, 1892. Oxford. vol. III. p. 151-184.
- Buchanan; *Journey Through Mysore, Canara and Malabar* (1800-2).

- Coleridge; *Life and Letters of St. Francis Xavier*.
- Fawcett, F.; Nayers of Malabar (Anthropology), *Madras Government museum Bulletin*, vol III, No. 3. Madras 1915.
- Francis; Day, *The Land of the Perumals or Cochin Its Past and Present*. 1861.
- Gough, E. Kathleen; Changing Kinship Usages in The Setting of Political and Economic Change Among The Nayars of Malabar, *J. Roy. Anthropol. Inst.*, 1952 vol. 81. Part I. 71-88.
- Gough E. Kathleen; A Comparison of Incest Prohibitions and the Rules of Exogamy in Three Matrilineal Groups of Malabar Cost. *International Archives of Ethnography*, vol. XLVI, I. p.p. 82-105. Leiden 1952.
- Hamilton, Alexander; *Account of the East Indies*, 1744
- Iyer, K. V. Krishna; *The Zomorins Calicut*, 1938 Calicut.
- Kerr, Robert; *A General History and Collection of " Voyages and Travels "* vol. II. 1811, Edinburgh.
- Marar, K. Narayana; The Nambudris of Malabar, *Malabar Quarterly Review*, vol. I. No. 1.
- Mateer, S; *The Land of Charity*, 1870.
- Mateer, S; *Travancore and Its People*.
- Mateer, S; On Social Reforms among The Nayars of Malabar, *Journal of the Asiatic Society of Bombay*, vol. X. 378.
- Mayer. Adrian C.; *Land and Society in Malabar* 1952.
- Menon, K. P. Padmanabha; *History of Kerala*. Ernaklam. 1924.
- Menon, K. P. Padmanabha; Popular Assemblies in Early and Medieval Kerala, *Malabar Quarterly Review*, vol. V. pp. 8-22.
- Menon, P. S; *Malabar Land Tenures*. 1939.

- Menon, Shungoonmy; *History of Travancore*. Madras, Higgin Botham 1878.
- Menon, V. K. Rama; Ancestor Worship among the Nayars; *Man*, vol. XX, No.25, 1920.
- Miller, Eric J.; Village Structure in North Kerala. *India's Villages*. 1955. pp. 39-50
- Moore, Lewis; *Malabar Law and Custom* 1905.
- Panikkar, T. K. Gopal; *Malabar and Its Folke*. 1900.
- Panikkar, K. M.; Religion and Marriage among the Nayars. *Man*. No. 104. 1918.
- Panikkar, K. M.; Some Aspects of Nayar Life. *J. of the Roy. Anthropol. Inst.*, 1918.
- Pisharoti R. K.; Notes on Ancestor Worship in Kerala, *Man*. No. 99. 1923.
- Rao, M. S. A; *Social Change in Malabar*. Bombay 1957.
- Samuel Lee, B. D; *The Travels of Ibn Batuta etc.* London Oriental Translation Committee. 1829.
- Sewell, R.; *A Forgotten Empire* (Vijayanagar).
- Sommerat; *An Account of a Voyage to the East Indies Undertaken Between 1774 and 1781*.
- Travancore Archaeological Series*. vol. II.
- Unni, K. Raman; Visiting Husband in Malabar, *J. of the Maharaja Sayajirao*. University of Baroda vol. V. No. 1
March 1956.